

目

次

6月6日(月曜日)第1号

○ 議事日程.....	1
○ 本日の会議に付した事件.....	2
○ 出席議員.....	3
○ 欠席議員.....	3
○ 説明のため出席した者の職氏名.....	3
○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	4
○ 開 会(午前10時00分).....	5
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について.....	5
○ 日程第2 会期の決定について.....	5
○ 日程第3 報第5号及び日程第4 報第6号.....	5
平野市長提案説明.....	5
○ 日程第5 議第47号.....	6
平野市長提案説明.....	7
○ 日程第6 質 疑.....	7
○ 日程第7 討 論.....	7
○ 日程第8 採 決.....	8
○ 日程第9 議第48号.....	8
平野市長提案説明.....	8
○ 日程第10 質 疑.....	9
○ 日程第11 討 論.....	9
○ 日程第12 採 決.....	9
○ 日程第13 発議第2号.....	9
17番 村橋安治議員提案説明.....	9
○ 日程第14 議第49号から日程第24 議第59号まで.....	10
平野市長提案説明.....	11
○ 散 会(午前10時23分).....	13

6月14日(火曜日)第2号

○ 議事日程.....	15
-------------	----

○ 本日の議会に付した事件.....	15
○ 出席議員.....	16
○ 欠席議員.....	17
○ 説明のために出席した者の職氏名.....	17
○ 職務のために出席した事務局職員の職氏名.....	17
○ 開　　議（午前10時00分）.....	18
○ 日程第 1　質　　疑（議第49号から議第59号まで、発議第 2 号）.....	18
13番　寺町知正議員質疑.....	18
垣ヶ原総務部長答弁.....	19
13番　寺町知正議員質疑.....	19
垣ヶ原総務部長答弁.....	20
13番　寺町知正議員質疑.....	20
平野市長答弁.....	20
13番　寺町知正議員質疑.....	21
平野市長答弁.....	22
嶋井助役答弁.....	23
13番　寺町知正議員質疑.....	23
嶋井助役答弁.....	24
13番　寺町知正議員質疑.....	24
嶋井助役答弁.....	24
平野市長答弁.....	24
13番　寺町知正議員質疑.....	25
平野市長答弁.....	25
13番　寺町知正議員質疑.....	25
高橋消防長答弁.....	26
13番　寺町知正議員質疑.....	27
高橋消防長答弁.....	27
13番　寺町知正議員質疑.....	28
平野市長答弁.....	29
15番　中田静枝議員質疑.....	29
土井保健福祉部長答弁.....	29
15番　中田静枝議員質疑.....	29

土井保健福祉部長答弁.....	30
13番 寺町知正議員質疑.....	30
土井保健福祉部長答弁.....	30
13番 寺町知正議員質疑.....	30
平野市長答弁.....	31
15番 中田静枝議員質疑.....	31
垣ヶ原総務部長答弁.....	32
15番 中田静枝議員質疑.....	32
船戸企画部長答弁.....	32
15番 中田静枝議員質疑.....	32
船戸企画部長答弁.....	33
22番 久保田 均議員要望.....	33
○休 憩（午前10時48分）.....	33
○再 開（午前11時30分）.....	33
13番 寺町知正議員質疑.....	33
17番 村橋安治議員答弁.....	37
13番 寺町知正議員質疑.....	41
17番 村橋安治議員答弁.....	42
13番 寺町知正議員質疑.....	43
17番 村橋安治議員答弁.....	43
○休 憩（午後 0 時10分）.....	43
○再 開（午後 0 時23分）.....	43
17番 村橋安治議員答弁.....	43
13番 寺町知正議員質疑.....	44
17番 村橋安治議員答弁.....	44
18番 藤垣邦成議員答弁.....	45
15番 中田静枝議員質疑.....	45
○休 憩（午後 0 時34分）.....	46
○再 開（午後 0 時37分）.....	46
17番 村橋安治議員答弁.....	46
○休 憩（午後 0 時38分）.....	46
○再 開（午後 0 時38分）.....	46

17番 村橋安治議員答弁.....	46
22番 久保田 均議員質疑.....	46
17番 村橋安治議員答弁.....	46
22番 久保田 均議員要望.....	47
○ 日程第2 委員会付託（議第55号から議第59号まで）.....	47
垣ヶ原総務部長答弁.....	47
○ 散 会（午後0時43分）.....	48

6月21日（火曜日）第3号

○ 議事日程.....	49
○ 本日の会議に付した事件.....	49
○ 出席議員.....	49
○ 欠席議員.....	49
○ 説明のため出席した者の職氏名.....	49
○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	50
○ 開 議（午前10時00分）.....	51
○ 日程第1 一般質問.....	51
1. 9番 影山春男議員質問.....	51
（1）急傾斜対策は.....	51
長野基盤整備部長答弁.....	51
影山春男議員質問.....	52
長野基盤整備部長答弁.....	52
影山春男議員要望.....	53
2. 7番 武藤孝成議員質問.....	53
（1）高富中学校体育館改築計画について.....	53
室戸教育次長答弁.....	53
武藤孝成議員質問.....	54
室戸教育次長答弁.....	54
武藤孝成議員質問.....	54
垣ヶ原総務部長答弁.....	55
（2）山県市総合体育館、グラウンドへの道路拡幅について.....	55
長野基盤整備部長答弁.....	55

武藤孝成議員質問.....	56
長野基盤整備部長答弁.....	56
武藤孝成議員質問.....	56
平野市長答弁.....	56
3 . 11番 谷村松男議員質問.....	57
（ 1 ）歩道の整備促進について.....	57
長野基盤整備部長答弁.....	58
谷村松男議員質問.....	58
長野基盤整備部長答弁.....	59
（ 2 ）ごみ減量の取り組みについて.....	59
長屋市民部長答弁.....	60
谷村松男議員質問.....	61
長屋市民部長答弁.....	62
谷村松男議員要望.....	63
○休 憩（午前10時55分）.....	63
○再 開（午前11時15分）.....	63
4 . 2 番 尾関律子議員質問.....	63
（ 1 ）ブックスタート事業の実施について.....	63
土井保健福祉部長答弁.....	64
室戸教育次長答弁.....	64
尾関律子議員質問.....	65
室戸教育次長.....	65
（ 2 ）介護予防について.....	66
土井保健福祉部長答弁.....	67
（ 3 ）携帯電話への配信情報の拡充について.....	68
垣ヶ原総務部長答弁.....	68
尾関律子議員要望.....	69
5 . 10番 後藤利利議員質問.....	69
（ 1 ）水田暗渠排水事業について.....	69
長野基盤整備部長答弁.....	70
後藤利利議員質問.....	71
長野基盤整備部長答弁.....	71

後藤利利議員要望	71
○ 休 憩（午前11時51分）	72
○ 再 開（午後 1 時00分）	72
6 . 15番 中田静枝議員質問	72
（ 1 ）市立保育園々児と自衛隊の交流について	72
土井保健福祉部長答弁	73
中田静枝議員質問	74
平野市長答弁	75
中田静枝議員質問	76
平野市長答弁	77
（ 2 ）老人保健医療費の一部負担の軽減策を	77
土井保健福祉部長答弁	78
中田静枝議員質問	78
土井保健福祉部長答弁	79
中田静枝議員質問	79
土井保健福祉部長答弁	79
7 . 13番 寺町知正議員質問	79
（ 1 ）公共下水道・浄化センターの建設（委託）やシステムについて	79
梅田水道部長答弁	81
寺町知正議員質問	84
○ 休 憩（午後 1 時51分）	84
○ 再 開（午後 1 時52分）	84
梅田水道部長答弁	84
（ 2 ）入札額吊り上げによる市の損害の回復を怠る事実について	85
平野市長答弁	87
寺町知正議員質問	88
平野市長答弁	89
寺町知正議員質問	89
平野市長答弁	90
（ 3 ）指定管理者制度と山県市の職員数の実態評価の関係性	90
和田総務部次長兼企画部次長答弁	92
○ 散 会（午後 2 時20分）	94

6月23日（木曜日）第4号

○ 議事日程.....	95
○ 本日の会議に付した事件.....	97
○ 出席議員.....	98
○ 欠席議員.....	99
○ 説明のため出席した者の職氏名.....	99
○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	99
○ 開 議（午前10時00分）.....	100
○ 日程第1 常任委員会委員長報告.....	100
○ 日程第2 委員長報告に対する質疑.....	101
○ 日程第3 討 論（発議第2号及び議第49号から議第59号まで）.....	102
15番 中田静枝議員反対討論.....	102
13番 寺町知正議員反対討論.....	104
○ 日程第4 採 決（発議第2号及び議第49号から議第59号まで）.....	107
○ 日程第5 発議第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について.....	110
20番 村瀬伊織議員提案説明.....	110
○ 日程第6 質 疑.....	111
15番 中田静枝議員質疑.....	111
20番 村瀬伊織議員答弁.....	112
15番 中田静枝議員質疑.....	112
20番 村瀬伊織議員答弁.....	112
○ 日程第7 討 論.....	112
15番 中田静枝議員反対討論.....	112
○ 日程第8 採 決.....	113
○ 日程第9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について.....	113
○ 日程第10 質 疑.....	116
○ 休 憩（午前10時56分）.....	116
○ 再 開（午前11時38分）.....	116
○ 日程第11 委員会閉会中の継続審査について.....	116
○ 閉 会（午前11時41分）.....	118

平成 17 年第 2 回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号 6 月 6 日 (月 曜 日)

○ 議事日程 第 1 号 平成 17 年 6 月 6 日

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報第 5 号 平成16年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 4 報第 6 号 山県市土地開発公社経営状況について

日程第 5 議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第 6 質 疑

議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第 7 討 論

議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第 8 採 決

議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第 9 議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10 質 疑

議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第11 討 論

議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第12 採 決

議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第13 発議第 2 号 山県市議会会議規則について

日程第14 議第49号 山県市税条例の一部を改正する条例について

日程第15 議第50号 山県市児童福祉審議会条例について

日程第16 議第51号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

日程第17 議第52号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第18 議第53号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19	議第54号	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
日程第20	議第55号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）
日程第21	議第56号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議第57号	平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議第58号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議第59号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）

○ 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	報第5号	平成16年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第4	報第6号	山県市土地開発公社経営状況について
日程第5	議第47号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第6	質 疑	
	議第47号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第7	討 論	
	議第47号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第8	採 決	
	議第47号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第9	議第48号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	質 疑	
	議第48号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第11	討 論	
	議第48号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第12	採 決	
	議第48号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第13	発議第2号	山県市議会会議規則について
日程第14	議第49号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第15	議第50号	山県市児童福祉審議会条例について
日程第16	議第51号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第17	議第52号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて

日程第18	議第53号	山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19	議第54号	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
日程第20	議第55号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）
日程第21	議第56号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議第57号	平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議第58号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議第59号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林囡之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	船戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部長	土井誠司君
産業経済部長	松影康司君	基盤整備部長	長野昌秋君

水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	高 橋 信 夫 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	棚 橋 和 良
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開会

- 議長（小森英明君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成17年第2回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（小森英明君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第120条の規定により、議長において、9番 影山春男君、18番 藤垣邦成君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定について

- 議長（小森英明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会は、本日から6月23日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月23日までの18日間と決定しました。
-

日程第3 報第5号及び日程第4 報第6号

- 議長（小森英明君） 日程第3、報第5号 平成16年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第4、報第6号 山県市土地開発公社経営状況について、2議案につきましては、地方自治法施行令及び地方自治法に基づく報告であります。

配付されております繰越明許費繰越計算書及び土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますので、御承知おき願います。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

平野市長。

- 市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成17年山県市議会第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、先般4月25日には、ＪＲ西日本、福知山線にて発生しました車両脱線事故は、死者107名、負傷者が549名という大惨事となりました。このたびの事故でお亡くなりな

なられました方々に対し、衷心より哀悼の意を表するとともに、事故で負傷されました方々が一日も早く回復されますようお祈り申し上げる次第でございます。

また、この事故が発生したときに、多くの市民が率先して救出活動に当たられましたことは、大変とうとい行動であり、その献身的な活動は大災害時における他の模範であると思います。

山県市におきましても、第一次山県市総合計画に「安全・安心なまちづくり」を掲げており、その施策の推進について、決意を新たに取り組んでまいりたいと考えた次第でございます。

また、4月24日には、議員各位を初め多くの市民の皆様においでいただき、「山県市ふるさとまつり2005」を盛大に開催することができました。これはまさに、山県市総合計画の「市民と行政が共通の目標に向かって互いの知恵と力を出し合い、住みよさをさらに高めていく」という基本姿勢に合致するものでありまして、今後さらなる山県市のステップアップにつながるものと考えております。

さて、全国知事会を初めとする地方六団体は、去る6月1日に「分権改革日本」実現全国大会を開催いたしまして、6月下旬に国が閣議決定するとみられる「骨太の方針2005」におきまして、国・地方税財政の三位一体改革により、国に2007年度以降の第2期改革の実施や地方案に沿った補助金改革、3兆円の税源移譲の実行、2006年度以降の地方交付税の総額確保などを盛り込むことを求めている次第でございます。

しかしながら、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築がされることにより、本市におきましてもその影響を受けることが考えられます。今後とも、議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本日、提案いたしております案件は、条例案件5件、補正予算案件5件、その他の案件3件の計13案件でございます。十分なる御審議を賜りますことをお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小森英明君） 御苦労さまでした。

日程第5 議第47号

○議長（小森英明君） 日程第5、議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、久保田 均君の除斥を求めます。

〔久保田 均議員 退場〕

○議長（小森英明君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

- 市長（平野 元君） それでは、資料ナンバー 3 について御説明申し上げます。

議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、山県市高富財産区管理会条例第3条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。山県市高富財産区管理会は、委員7名で組織され、委員は高富財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者で、山県市の議会議員の被選挙権を有する者の中から、市長が議会の同意を得て選任することとなっております。今回、影山春男氏、杉山正樹氏、鷺見 力氏、中山一夫氏、浦瀬博光氏、以上5名の辞任に伴い、新たに、久保田 均氏、丹羽英之氏、山脇秋男氏、岡田孝司氏、山下稔雄氏の5名の方を選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

久保田 均氏は、山県市高富1529番地1にお住まいで、山県市議会議員として御活躍をいただいております、財産区の事業にも精通され、適任者でございます。

丹羽英之氏は、山県市高富1905番地にお住まいで、現在は北町の自治会長として御活躍をいただいております。

山脇秋男氏は、山県市高富1845番地にお住まいで、現在は南屋敷の自治会長として御活躍をいただいております。

岡田孝司氏は、山県市高富1696番地1にお住まいで、現在は北町の自治会長として御活躍をいただいております。

山下稔雄氏は、山県市高富1432番地1にお住まいで、現在は仲町の自治会長として御活躍をいただいております。

いずれの方も適任者でありますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

- 議長（小森英明君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

日程第6 質疑

- 議長（小森英明君） 日程第6、これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第47号の質疑を終結いたします。

日程第7 討論

- 議長（小森英明君） 日程第7、ただいまから討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、討論を終結します。

日程第8 採決

- 議長（小森英明君） 日程第8、ただいまから採決を行います。

議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

久保田 均君の入場を許可します。

〔久保田 均君 入場〕

日程第9 議第48号

- 議長（小森英明君） 日程第9、議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

- 市長（平野 元君） それでは、続きまして、資料ナンバー4、議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましてでございますが、現在、市内では8名の方に人権擁護委員へ御就任をいただいております。そのうち、山県市高富59番地にお住まいの鷲見俊邦氏が平成17年9月30日をもって任期満了となられることから、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

- 議長（小森英明君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

日程第10 質疑

- 議長（小森英明君） 日程第10、これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。

よって、これをもちまして、議第48号の質疑を終結いたします。

日程第11 討論

- 議長（小森英明君） 日程第11、ただいまから討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

- 議長（小森英明君） 日程第12、ただいまから採決を行います。

議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。
-

日程第13 発議第2号

- 議長（小森英明君） 日程第13、発議第2号 山県市議会会議規則についてを議題いたします。

提案者であります村橋安治君に提案理由の説明を求めます。

- 17番（村橋安治君） 議長の許可を得ましたので、資料ナンバー5、発議第2号 山

県市議会会議規則について提案説明をいたします。

地方公共団体の議会は、地方自治法第120条で会議規則を設けなければならないとされております。すべての議会は、自治法の規定によるほか、この会議規則により運営されているところであります。

現在の私どもが使用している会議規則は、町村標準会議規則に倣い作成がされた会議規則でございます。これらの会議規則には何ら法的拘束力を持つものではありませんが、会議規則には、県議会標準会議規則、そして市議会標準会議規則、町村議会標準会議規則が示されております。

現在、県内の各自治体の議会におきましても、町村は町村議会標準会議規則、市は市議会標準会議規則に倣い、おおむねこれに準拠してそれぞれの会議規則が制定されております。

私ども山県市議会も市議会標準による会議規則に改正し、市議会機能の権能強化、議会人としての資質の向上、また、より高度な議会運営を図るためにも、山県市議会会議規則の全面改正を提案するものであります。

なお、市議会標準会議規則は全員協議会にて協議され、また16年度の議会運営委員会より継続的に審議をしましてまいりました案件であります。精査いただきまして、御理解を賜りますよう申し上げまして、全面改正の提案といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（小森英明君） 提出者、村橋安治君の提案説明が終わりました。

日程第14 議第49号から日程第24 議第59号まで

- 議長（小森英明君） 続きまして、日程第14、議第49号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第50号 山県市児童福祉審議会条例について、日程第16、議第51号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第52号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第53号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第54号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について、日程第20、議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）、日程第21、議第56号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議第57号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第23、議第58号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第24、議第

59号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）、以上の11案件を一括議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

- 市長（平野 元君） 先ほどに続きまして、条例案件5件、補正予算案件5件、その他の案件1件の御説明を申し上げます。

資料ナンバー6、議第49号 山県市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正する法律が公布されたことに伴い、本市税条例の一部を改正するものでございます。

地方税法等の主な改正は、年齢65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人住民税の非課税措置が廃止されたこと、また特定管理株式が会社の清算、倒産により価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例が講じられたことなどがあり、これに基づいて条例を改正するものでございます。

次に、資料ナンバー7、議第50号 山県市児童福祉審議会条例につきましては、本年度からの具体的な「次世代育成支援対策行動計画」の推進を踏まえ、一層の効率的かつ円滑な児童福祉行政の推進と運営をするため、児童福祉に関する事項を調査審議する「山県市児童福祉審議会」を設置すべく、新たに条例を制定するものでございます。

次に、資料ナンバー8、議第51号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防法及び石油コンビナート等災害防止法等の一部改正に伴い、本市火災予防条例を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、住宅用防災警報器、または住宅用防災報知設備の設置の義務づけ、燃料電池発電設備を新たに対象火気設備等として位置づけるほか、再生資源燃料を指定可燃物の品名に追加することなどでございます。

なお、住宅用防災警報器等の設置につきましては、新築住宅については平成18年6月から、既存の住宅につきましては平成23年6月から適用されるものでございます。

次に、資料ナンバー9、議第52号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市条例の手指障害、複視障害の等級の変更等の改正をするものでございます。

次に、資料ナンバー10、議第53号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴いまして、本市条例の退職報償金支給額を改正す

るものでございます。

資料ナンバー11、議第54号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減につきましては、平成17年3月27日をもって、海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町が廃止されましたので、これらを脱退させる一方、平成17年3月28日から海津市を加入させるほか、平成17年4月30日をもって廃止された可児郡兼山町、平成17年12月31日をもって廃止される羽島郡柳津町、平成18年1月22日をもって廃止される土岐郡笠原町を脱退させるものでございます。

以上、6町の減少と1市の増加について協議するに当たり、地方自治法290条に基づく議決を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー12、議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に8,735万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を139億2,735万8,000円とし、地方債の補正を行うものでございます。

内容につきましては、本年4月の人事異動等による常勤職員の各費目における人件費の過不足及び他会計に属する常勤職員の人件費過不足分に係る繰出金を補正するものでございます。なお、人件費の全体の内容としましては、末尾に添付しております補正予算給与費明細書のとおりでございます。

その他のものにつきましては、款別に順次概要を御説明申し上げます。

まず、民生費につきましては、山県市児童福祉審議会条例の制定に伴う委員報酬と費用弁償及び桜尾保育園の園庭及び駐車場整備事業に伴う建物等補償物件の調査、事業認定のための申請書類等の作成を委託するための追加補正をお願いするものでございます。

農林水産業費につきましては、県営中濃用水施設整備事業負担金の追加補正をするものでございます。

土木費につきましては、国道256号バイパスで寸断されました市道の代替道路「市道高2196の1号線」の用地として、先行取得している山県市土地開発公社から購入するための公有財産購入費及び同道路を新設するための工事請負費を追加補正するものでございます。

また、消防費につきましては、消防用訓練場を確保するため、先行取得している山県市土地開発公社から購入するための公有財産購入費及び訓練場造成工事費を追加補正するものでございます。

以上、これらの必要財源といたしましては、土木費の道路新設事業と消防費の消防訓練場整備事業に合併特例債を充て、その他の財源につきましては、財政調整基金で調整

いたしております。

次に、資料ナンバー13、議第56号 平成17年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に381万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を3億9,199万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、常勤職員の会計間異動等に伴う人件費補正でございまして、必要財源としましては、簡易水道基金繰入金を計上いたしております。

次に、資料ナンバー14、議第57号 平成17年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から222万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を4億3,305万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、常勤職員の会計間異動等に伴う人件費補正でございまして、財源の減額分は一般会計繰入金の減額計上で対応いたしております。

次に、資料ナンバー15、議第58号 平成17年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に32万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を13億5,129万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、常勤職員の会計間異動等に伴う人件費補正でございまして、必要財源としましては、一般会計繰入金を計上いたしております。

次に、資料ナンバー16、議第59号 平成17年度山口市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に209万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を17億7,865万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、常勤職員の会計間異動等に伴う人件費補正でございまして、必要財源としましては、一般会計繰入金を計上いたしております。

以上をもちまして、提出案件の概要の説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議賜りまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（小森英明君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

○議長（小森英明君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

あす7日より13日までは、議案精読のため休会とします。

なお、14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

午前10時23分散会

平成 17 年第 2 回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号 6 月 14 日（火曜日）

○ 議事日程 第 2 号 平成 17 年 6 月 14 日

日程第 1 質 疑

- | | |
|-------|---|
| 議第49号 | 山県市税条例の一部を改正する条例について |
| 議第50号 | 山県市児童福祉審議会条例について |
| 議第51号 | 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 議第52号 | 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 議第53号 | 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第54号 | 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について |
| 議第55号 | 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号） |
| 議第56号 | 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第57号 | 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第58号 | 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第59号 | 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号） |
| 発議第2号 | 山県市議会会議規則について |

日程第 2 委員会付託

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議第55号 | 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号） |
| 議第56号 | 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第57号 | 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第58号 | 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第59号 | 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号） |

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 質 疑

- | | |
|-------|-------------------------|
| 議第49号 | 山県市税条例の一部を改正する条例について |
| 議第50号 | 山県市児童福祉審議会条例について |
| 議第51号 | 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について |

- 議第52号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第53号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第56号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第57号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第58号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第59号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 発議第2号 山県市議会会議規則について

日程第2 委員会付託

- 議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第56号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第57号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第58号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第59号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

○ 欠席議員（なし）

○ 説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林囿之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	舩戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部長	土井誠司君
産業経済部長	松影康司君	基盤整備部長	長野昌秋君
水道部長	梅田修一君	消防長	高橋信夫君
教育次長	室戸弘全君	総務部次長兼企画部次長	和田真吾君

○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林宏優	書記	棚橋和良
書記	堀達也		

午前10時00分開議

- 議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

- 議長（小森英明君） 日程第1、質疑。

質疑は、6日に議題となりました議第49号から議第59号までの議案に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、まず、資料6、議第49号ですけれども、市税の条例を改正する条例ということです。これは総務部長でしょうか、お聞きします。

この資料の5ページですけれども、5ページの右側の旧、現行、こちらのところについて、17条の（2）、ここでアンダーラインがありますが、年齢65歳以上の者というふうになっていて、これを左側の新しい欄では消すということで、65歳以上の者、ただし、括弧の年間の合計所得金額が125万円を超える場合を除くですから、125万円以下の方が対象であったものを対象から外すということです。

提案説明では、国の法改正があったからということでしたけれども、まず、現状についてお尋ねしますけれども、山県市の市民のうち、ここでいう65歳以上の人数、人口、これは何人かということ。

それから、合計の所得額が125万円を超えるというふうな趣旨ですから、超えない対象者、いわば現在の対象者の数ということです。

それから、今後この改正が実施されたときに想定される、それらの人の課税額のおおよその額、それについてお聞きしたいと思います。

それから、所得金額で125万円以下というわけですが、昨年の改正で既に高齢者控除、あるいは公的年金控除等が削除されています。そういったことで、公的年金の収入だけを見ますと、収入額で245万円以下になると計算されると私は見るんですが、こういう想定をしてよろしいでしょうか。

それから、新たに課税対象になると改正がされれば、夫婦のみの世帯ですと、4,000円から2万5,600円程度の増加になるというふうに言われます。単身の世帯では、4,000円から4万1,700円ぐらいになると想定されるんですが、こういう想定でよろしいでしょ

うか。

以上、お尋ねします。

○議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） まず、第1問の市民のうち65歳以上の人口、人数はということですが、現在のところ約6,650人ぐらいでございます。

合計所得額が125万円を超える場合とあるから超えない対象者はということでございますが、約750人ぐらい。これは、今年度の申告の数値はまだちょっとまとまり切れませんので、昨年度の申告の数字でまとめてございます。その対象者に想定される課税額のおおよその額はということでございますが、経過説明がありますよという説明を申し上げましたように、18、19、20年でそれぞれ3分の1ずつの、まず最初の年は3分の2減額でございますので、それを込んで計算しますと、18年度は大体330万円ぐらいということでございます。おのずから、19年度はその倍で660万、通常年に入ります20年度は約1,000万ということになるかと思います。

それから、125万円ということは、公的年金収入だけで245万円以下になると計算される、この想定でよいかということですが、おっしゃるとおりでございます。お見込みのとおりでございます。

その次の4,000円から2万5,600円の増税、単身世帯では4,000円から4万1,700円の増税になると想定するかということですが、これもお見込みのとおりでございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 今の答えですと、かなり負担を広範な人に、しかも、弱者の人に与えるという印象を持ったんですけれども、それで、提案説明のときに、法律改正があったから山県市も条例を改正すると、いわば自動的にそうすることでしたけど、どうしても国の法律が変わったから市町村がこれを変えなければいけないのか、市税ですから、市の判断で変えないということができないのかということが当然考えられるわけですね。その点、法律上、山県市が独自の方法をとるということ、それは許されていないのでしょうか。許されていないとしたら、どの法律に何と書いてあるから、あるいはどういう論理でできないのかというところを部長にお聞きしたいと思います。

それから、もう一点ですけど、当然ここで課税されるというふうになると、介護保険料だとか、国民健康保険、医療費の負担の限度額、それから、その他障害者の福祉サービスと、いろんな利用者の負担、あるいは公営住宅の家賃もそうですけど、こういったものに影響を与えるというふうに考えられるんですけれども、そういう影響は及ぼさないのでしょうか。もし、それが影響があるとしたら、その当事者、その人たちはどれく

らの金額にそういったもろもろの負担増が試算されるのかということをお尋ねします。

○議長（小森英明君） 総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） 法的な根拠でございますが、とことん突き詰めて調べたわけじゃございませんけれども、法律の範囲内で条例を定めるというのが原則だと思っておりますので、特に税法でございますので、憲法の第84条でも、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条例によることを必要とする。」ということになっておりまして、今回の法改正も地方税法の改正でございますので、国会で審議されて通っておりますものでございますので、市町村が独自に法律の範囲を超えた形での税条例の制定は無理かと思っております。

それから、次の介護保険料とか国民健康保険料等にどういう影響をするかということ、ちょっとわかりませんでしたので、今、至急調べよということで、各課を回って調べておりますので、その答えが来るまで少しお待ちいただけたらありがたいと思います。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、今、部長から、国の法律が変わったのだから市町村、地方自治体が独自の条例でその範囲を超えてはいけないのではないかという根拠の説明がありました。

市長にお尋ねしますけれども、いろんな市の徴収条例だとか、いろいろなもの、この条例もそうですけど、免除の制度というのは必ずついて定められていますね。そういったところで、例えば合計の所得額が125万円を超えない場合に非課税とするという従来の形を担保するような山県市長の独自の裁量による免除規定、これを適用するという原則をつくるのはできるのではないかと思うんですが、免除規定として、その点について、市長の考えをお聞きしたい。それは条例上の免除規定です。

それから、市長の政策判断として、そういうことをするというおつもりはないのかということ、2点お尋ねします。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

地方税法の改正に基づいての条例改正ということでございますので、基本的には提案しておるとおりに実施してまいりたいというふうに思っておりますが、今、寺町議員からお話がありました減免措置とか、いろんなこと等もできるんじゃないかというお話もございましたが、そういった面につきまして、そういうことができるならば、今後について、また検討してまいりたいというふうに思っております。

- 議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。
- 13番（寺町知正君） 議長、答弁漏れ。政策判断としてという部分是一緒なんですか。
- 市長（平野 元君） 政策判断も同一でございます。
- 議長（小森英明君） ほかにありませんか。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、次の質問、質疑をいたしますけども、議第55号、資料12、17年度の一般会計補正予算ということで、何点か出ていますけど、まず、このうち、市道と消防の関係で用地取得費というのが2つ出ています。

まず、土木費、18ページです。18ページの土木費、道路橋梁費というところの説明の欄でいいますと、公有財産購入費、市道改良用地買収費1,789万円。

それから、次の20ページなんですけれども、一番上の消防費の消防費、説明欄に公有財産購入費6,627万3,000円というふうに用地取得が出ています。これについては、提案説明なども考慮し、各課を回ってお聞きしたところですよ。この点について、まず、そもそも、この土地が1つの塊の土地、連担した土地、ある部分は道路に、残りの部分を消防のための土地というような説明もお聞きしましたが、これに関して、私は当初この提案の議案を見たときは、今年度の予算に単純に補正されるのかなと思ったんですが、どうも土地開発公社が事前にこの土地を取得して今回の補正予算が通れば、市が公社に支払うというようなことのようなので、全く想定外でした。それで、公社というのは、質疑では問えないという昔からの見解がありますので、私は、市長が公社にこの土地の先行取得を委託契約したというところで、市長にお尋ねしたいというふうに思うわけです。

市長は、この2本の一塊、一団の土地について、いつごろ、何月何日に市長名で公社に先行取得の委託契約を結んだのかということです。何年何月に契約したか。それから、公社では、ことしの——当然ことしですけど——何年何月にその土地、農地の持ち主に代金を支払ったのかということです。その土地の面積と代金は幾らなのかということです。

それから、もう一点、その土地は、現況を見ますと、ちょっとよくわからないんですが、1筆なのか、何筆なのか、あるいは地権者が複数なのかという点です。

それから、そもそも、ことしの3月に今年度1年間の予算を審議した議会があったわけですけど、その予算の中では、公社が先行取得する、あるいは債務保証するという幾つかの議案もあったと思うんですが、この土地は含まれていなかったわけです。3月の6月、たった3カ月で補正を組まなければいけないような事情があったのかということに疑問が生じています。なぜ、ことしの3月の当初予算に、公社に委託するのであれば、

債務負担行為、あるいは債務保証という議案として議会に明示することができなかったのかという、その理由を答えていただきたい。

それから、もう一点ですが、間に公社が入ると、時間がたつほどに金利が当然加算されます。自治体が直接取得するよりも金利がかさむというのは当然のことなのですが、今回、公社が間に入ったことで、市が直接地権者に支払うことよりも幾ら増えたのか、支払額が。市が直接地権者に払えば、公社が払って時間がたつことによる金利分というのが生ずるんですが、それがなくなるわけです。いわば市からいえばデメリットだと思うんですが、その金額は幾らでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

提案説明でも申しましたとおりに、道路部分、それから消防署の訓練用地ということで、予算的にも二本立てになっております。

御承知のとおりでございますが、道路用地につきましては、提案説明で申しましたとおり、256号の建設に伴って、道路が寸断されたというような理由で、半ば、これはこういう必要があるということで、当時からそういう話が出ておった。約束事とは言いませんが、大体そんな地元との認識で用地を取得したということでございます。その面積が328平米。

それから、訓練用地としては1,214平米でございますが、これにつきましては、御案内のとおり、山県市の消防本部、あそこの庭でいろいろ消防訓練等を行いますが、非常に手狭で十分な訓練もできんという状況でございます。418の関・本巢線と256のバイパス、トンネルができて、非常に交通量が増えまして、あの位置で訓練をするのが非常に難しい面もございます。そういったことで、裏というか、南側に用地を求めておるわけですが、なかなか地権者との合意が至らんということもございます。

たまたま、そういうことでございましたが、今の今回提案しておる土地につきましては、消防署の職員の訓練用地として、ぜひ必要であるということで、今回お願いしておるわけございまして、その土地につきましても、いろいろ、すんなりといくといいですか、すぐ取得できなかったという面がございます。そういったことで、用地交渉等もございまして、3月の時点では、そういった議案に盛り込むまでにいきませんでした。その後、妥結したということで、土地開発公社の方で購入するように市長から要請をしたところでございます。そして、今の土地開発公社で買いまして、その金利とか、確かにそれはございますが、そういった面につきましては、ちょっと今、私、手元にござい

ませんが、土地開発公社で取得し、単価的な交渉をしておるわけでございますので、土地開発公社の理事長であります助役の方から、その債務については御説明がありますので、よろしくお願いします。

○議長（小森英明君） 嶋井助役。

○助役（嶋井 勉君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

公社の理事長でお答えするかどうかというのはまた別問題です。市長から今指名されましたので、お答えしますけれども、市長から先行取得の委託があったのが平成17年の4月28日でございます。利息の額でございますが、今回、議決いただけますならばすぐ購入するということで、10万1,000円ぐらい、10万円ぐらいだというふうに想定しております。

あと、3月の、これは議員も御存知のように、市長申し上げましたとおり、一般会計で当初予算で計上するという時間が、用地交渉の段階に進んでおりませんでした。したがって、まず、公社で予算をいただいたらどうかということで、理事会で諮りました。3月にこれは議決いただいておりますが、どれだけ時間がかかるかわからないという想定もありましたので、公社の方でいわゆる予算を組んだということで、理事会でも議決をいただいているところでございます。

あと、所有者は2名でございます。合計面積1,542平米でございます。先行取得額は、道路用地分として1,785万9,600円、訓練用地として6,610万2,300円でございます。

以上でよろしくお願いします。

○13番（寺町知正君） 1筆かどうか。

○助役（嶋井 勉君） 1筆でございます。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 面積や金額も一応答えていただきましたが、大体当初予算資料から計算しますと、8,416万3,000円、面積が1,542平米、467坪ということで、坪というふうで計算しますと、18万円というふうになるんです。この額というのは、非常に懸念する額だというふうです。市が交渉し、公社も交渉していたというような趣旨の答弁でしたが、坪18万ぐらいになるということは、非常に高額だということで当然鑑定には出しているというふうに考えますが、鑑定に出したかどうか。そして、その鑑定の評価の額は幾らであったのかということです。

それから、公社が代金を支払ったというのは、先ほどの説明と違う解釈をすると、議会としては、公社は金を払った。先ほど答弁がなかったから、そこを答えてくださいね。

いつ地権者にお金を払ったか、何月何日に。お金を払っちゃった、だから、議会は承認しなければ困るという状況にもう追い込まれているわけですね。これが、市がこれから議会のオッケーをとって取得するということであれば、もっと違う議論ができたと思うんですが、今回、公社をかませたというのは、議会軽視ではないのかというふうに思います。その点、いかがでしょうか。議会の議論が反映する余地がないというふうにとれるんですが、どうでしょうか。

それと、公社がかんだということですがけれども、じゃ、地権者は5,000万円控除なのか、1,500万円控除なのか、控除はないのかというところです。

以上、お願いします。

○議長（小森英明君） 嶋井助役。

○助役（嶋井 勉君） ただいまの御質問でございますが、鑑定はやったのかということでございますが、鑑定はいたしておりません。しかしながら、今、今度用地取得する用地のすぐ近くに路線価格が公示してございまして、それは当然鑑定士によって調査させて公示をするものでございますが、その額を申し上げますと、当然近隣の用地の最近の県とか、そういうところを買収した金額等も参考いたしまして、市として判断したわけでございますが、ちなみに17年度の山県市の路線価格公示の額を申し上げますと、平米5万9,360円、坪にしますと19万6,231円でございますが、18万という価格は交渉した結果でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○13番（寺町知正君） 支払った日付は。地権者にお金を払った日付。

○助役（嶋井 勉君） 支払日は平成17年6月10日でございます。

あと、5,000万円控除と1,500万円控除の件でございますが、双方とも、道路につきましても、訓練用地につきましても、5,000万円控除でございます。よろしくお願ひします。

○議長（小森英明君） 今の議会軽視ではないかということ。

市長。

○市長（平野 元君） 今、御説明しましたように、そういった用地を取得したということでございますが、一般的にいう議会軽視をしたというつもりは私は持っておりません。そう言われれば、そういうことかもわかりませんが、この場合、そういった形で用地交渉が完成したということで、早く処理するということもあって、必要性に駆られてやったということでございますが、私自身としては、議会を軽視したとは思っておりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） では、この件で再々質問ですけど、市長にお尋ねします。

私、一応この予算を見て、先ほどの坪18万ぐらいということで、不動産関係の人にも、実際、このあたりの相場はと聞いてみたんです。そうしましたら、大体この県道沿いで、いわば山県市では一等地に準ずるところだと思うんですけども、大体上限で坪11万から12万円で取引される。下限だったら、大体坪7万ぐらいの取引じゃないかと。それ以上だったら絶対動かないというようなのが民間の相場だと。役所はめちゃくちゃ高いですねと言われたんですが、余りにも開き過ぎていると思うんですよ、路線価といってもね。役所がもっと安く取得する努力をすべきじゃないかと思うんですが、この民間の相場との違いをどう説明するのか、お答え願いたいと思います。

それから、先ほども公社がなぜ入ったのかと言いましたが、答弁では長引くかもしれないというようなことが1つありましたけれども、だからといって、公社が入らなくても、市が単独で交渉する余地はあったわけで、公社を入れることによって、3月の予算に間に合わずに4月に市長が公社に委託し、6月10日にお金を払った。そして、この議会に今いるという極めて変則的な状態なんです。ですから、公社をかませるという判断自体が間違っていたのではないかと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 最初の考え方が間違っていることだと言われれば、そういうふうにとる方もみえると思いますが、私は決してそう思っておりません。そういうことでございますし、用地の単価につきましても、後ほど私も調査しましたけれども、あの地域の土地につきましても、いろいろ高木地内の進入路等の土地を取得する場合におきましても、非常に困難を極めておったわけでございます。用地というのは、一概にその評価だけで買える場合と買えない場合がございます。現に南・八京線でも出口でどうしても話がつかんとくもございますが、そういった形で、職員は何回となく行ってやっておるわけでございますので、一概に不動産鑑定士の言われる値段で買えるというものではございませんし、若干のそういう差はあってもやむを得ん場合もあるかと思っておりますので、御了承願いたいと思います。

○議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、今の補正予算で、道路の方は委員会に所属していますので、そちらで聞くとして、消防の方ですけども、消防長にお聞きしますが、今、土地の取引のことは公社関係ということで市長や助役にお聞きしました。消防という観点で、訓練地ということですので、お聞きしたいんですけども、まず、基本的なこと

ですが、消防の皆さんは、出勤の際に、今、本部の建物にいて事務をされたり、いろんな機械の調整だとか、休憩だとかされていて、あるいは訓練をされていて、ぱっと出勤されますね。そのときに要する時間というのは大体どれぐらいで今出られておるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、現在は消防本部の駐車場で練習をしているということです。今回の訓練地というところは、消防本部の今練習されている場所からいってどれぐらいの距離が離れているのかということです。

それから、この新たな訓練地から仮に緊急で出るといふふうになった場合に戻るわけですね。そのために要する時間はどれぐらいなのかということです。

もう一点、ここはまもなく4車線になりますけど、大きな信号があるわけですけど、信号が赤であった場合、最大どれぐらいの時間がかかるというふうに考えられているのか。当然そういったことを検討された上でこれが出ていると思いますので、お答えください。

それから、例えば、どこかの市の公民館に駐車場がないから、ちょっと離れたところを借りるということはよくあって、それはそれで済むと思うんです。だけど、消防というのは、業務の特殊性からいって、単なる駐車場とは違いますから、やはり本部の施設、土地と連担した、続いたところの土地をあくまでも練習地にすべきであるというのは明らかだと思うんですね。そういう意味で、市長は南側の交渉もしたけど、なかなかと答えられましたが、なかなかじゃない、じっくり粘ってでも、他のところに求めるのではなく、連担したところで求めるべきだというふうに普通は考えると思うんですが、この点、消防長はどう答えられますか。

○議長（小森英明君） 高橋消防長。

○消防長（高橋信夫君） 議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

出勤の時間は、平素庁舎におる場合、大体119番入電時から30秒から1分の間で出勤したいとしております。

2点目、今回、訓練場の用地でございますけれども、現在の庁舎から100メートルの地点でございます。今、私どもの庁舎が、県道関・本巢線の幅が、北側ですけれども、大体100メートル程度の距離でございます。

それから、議員の出勤時に戻る時間はという御質問でございますが、あの用地、今回取得していただく訓練用地は、大体、議員も御承知のとおり、消防は24時間勤務で、当務明け、勤務明けといえますけれども、非番職員がそちらの場所で訓練をさせていただく予定をしておりますし、万が一、勤務員がそちらで訓練する場合は、消防車両なり救

急車両をそちらへ持って行って、訓練をさせていただくつもりをしておりますので、出勤に支障はないと考えております。

それから、信号の時間でありますが、東西南北とも40秒で変わっております。

それから、連続した訓練用地をということでございますが、先ほどの市長の答弁のとおりで、なかなか困難を来しております、今現在、大変苦慮しておる点から今回の用地をお願いしたものでございます。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） では、先ほどの市長の答弁、あるいは今の消防長の答弁でも、隣接地、西側に1つと南側に、多分消防署の本部の敷地からいうと、5筆のうちがあると思うんですが、これについて、消防長で結構ですけれども、いつごろから交渉したのか、その経過とか状況、あるいは、その南側の地権者はこういった希望を持っているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、今回の場所を訓練地として取得しなかった場合に、現在の消防としての業務に、あるいは消防署の機能へデメリットが生ずると、どうしてもこれを取得してもらわなければ困るんだという事情があるんでしょうか。その事情があるなら、どういう事情かということをお聞きしたいと思います。

それから、答弁で非番の職員の皆さんが中心であるということだったんですけれども、もし、非番の職員だから出勤に影響はないということが答えであるとするなら、あんな県道沿いの高い土地を取得しなくても、もっと違うところで取得すればいいわけですよ。出勤に影響がないと、距離は影響がないという答えだったんだから、1キロ離れていてもいいわけです。市としては財政が厳しいんだから、もっと安いところで訓練地を取得すればいいわけです。その点、どういうふうに説明をされますでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（小森英明君） 高橋消防長。

○消防長（高橋信夫君） 議員の御質問にお答えしたいと思います。

南側の用地につきましては2年ほど前から、西側の用地については当初消防本部ができたころからお願いをしておりますが、なかなか条件等がかみ合わず難航しておりましたということでございます。

それから、今、取得しなければならないかということでございますが、今現在、私どもの敷地、バイパスの開通によりまして、ただでも狭いところが狭くなったということで、その時点から、来客の、お見えになるお客さんの駐車場も苦慮しているような現状

で、一日も早くということで関係部局をお願いをしておりました関係で、今回取得させていただいたということでございます。

それから、今の出勤には影響がないということでございますが、私どもも平素署内で業務を行っているばかりではございません。防火対象物の予防査察等公用車で出勤しておりますし、普通の消防車両以外でも治水調査等をやらせていただいています。

それから、老人世帯等も公用車で回っておりますが、その場合も、もし万が一災害時はそこから出勤できるように、火災でしたら防火着等を積んで業務をこなしておるような現状でございまして、大体、今現在、勤務員は南署で8名ということで当直をさせていただいて、3交代でやらせていただいております。遠いところでもいいんじゃないかという、やはり近くの方が大変便利だということでございます。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 今の近いところがいいというのは、だれが見ても当然なわけです。しかし、交渉したけれども、隣接しているところは条件が合わないということでした。

そこで、市長にお聞きしますけれども、市長は先ほども一概には言えないんだと、一般の評価がどうか、いろんな条件があつてと。それは、暗に高くても取得しなければならぬときもありますよという意味だと理解されます。南・八京の話もされました。今の消防の話に戻しますと、どうなんでしょうね。消防こそ消防本部に隣接していることは、最も必要な市の施設であるということは、だれが見ても明らかです。そうであるなら、周辺の地権者、南側の人たちが多少高いことを言っても、今回の提案の100メートルも離れたところで、確かに路線価と並べたのかもしれないけれども、特別な事情として上乘せしてでも隣接地を取得すべきではないのかというふうに考えますが、その点、どういう判断なのか。私は判断が間違っていると思うんですが、いかがでしょうか。

そして、もう一点ですが、西側に、今のところに消防の訓練地を取得したということによって、消防本部に連担した土地の取得の必要性、あるいは意欲が減る、これは明らかなんです。ですから、消防という意味にとったら、今回のところを手に入れたことによって、いろんな人から、行政から、議会からも、もうあそこでもいいじゃないかと言われてしまうわけですよ。だから、我慢してでも、市長の言われる事情があれば上乘せしてでもという形で連担したところを取得すべきではないのかというふうに私は答弁を聞いても思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 平野市長。

- 市長（平野 元君） お答えします。

消防署の南側といいますか、裏の用地は、前の消防長のころからですけれども、私も、そういった用地交渉に何件か当たっていただいたことは十分承知しております。それが若干高さ、値の差がということで、特別な土地であるので、そういった用地を求めるということもできると思いますけれども、その差が余り広いと、寺町議員が先ほど言われたようなことで、高ければ、また、そういった議会の御意見も反対に出てくるだろうということは私は十分想定しております。

それで、その辺のところの感覚の問題でございますけれども、べらぼうなことは言えませんし、あそこの土地は線下でございますので、建物もできませんが、実際には、ホース等の長いホースを伸ばしたり投げたりするというのは、現在の消防署の土地では非常に困難を来しております。

そういったことで、消防職員も苦労してやっておるわけでございますので、できるだけ用地を取得できるように努力をしておりますけれども、地権者との話し合いをこれからも根気よく努める必要があろうかと思っておりますけれども、その辺の目安を見ながら進めてまいりたいというふうに思っております。

- 議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 議第50号の市の児童福祉審議会条例制定についてですけれども、新たにこの条例を制定するということなんですが、この審議会に諮りたいというような当面の課題について、どのようなものがあるのかということ、そして委員の構成については、どのような構成になるのかということをもとに質問します。

- 議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

- 保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

児童福祉審議会の件でございますが、当面の課題といたしましては、保育料の改定、また保育業務の見直し等々、児童福祉に関するものを予定しておりますし、メンバーに関しましては、学識経験、乳幼児の教育の代表者、障害福祉の施設の代表、また教育関係の方、議会の代表、市民代表等々、検討をしております。

以上でございます。

- 議長（小森英明君） ほかにございませんか。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 市民代表はどういうような中身で、どういうような選出の仕方になるのでしょうか。

○議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 再質問にお答えいたします。

市民代表に関しましては、保育園の保護者会の方を予定しております。

以上でございます。

○議長（小森英明君） ほかによろしいですか。

中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 別の質問ですけれども、これは発議の会議規則の全面改定案の方ですが……。

○議長（小森英明君） 発議は後から行います。

○15番（中田静枝君） 後からですか。わかりました。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 先ほどの議第50号、児童福祉審議会条例の関係ですけど、部長にお聞きしますけど、先ほどのお答えで、委員構成について説明がありました。想定範囲で、まだ決定されていないという理解でいいですかというのが1つ目。

それから、先ほどの答えで、最後の方に、議会の関係者、議員もというのがありました。当然私はそういう想定もあるのかなと思って法律を調べたんですが、例えば都市計画審議会が都市計画法で自治体の議員を入れなさいというふうに定まっています。そういうふうで、各自治体はそうになっています。それから、社会福祉法でも議員を入れるというふうに定められています。ところが、今回の条例のもとになる児童福祉法、ここでは議員とは定めていないんですね。ということは、この法律は、今の都計法だとか社会福祉法とは違う趣旨を持っているというふうに読み取れます。そうであるのに、執行者の皆さんが議員を入れる可能性をにおわすというのは、法の趣旨から考えるとちょっとおかしいのではないかというふうに思うのですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

議会代表の委員さんをお願いするというのは、審議会を設立いたしまして、議会の議員の皆様方に少しでも内容が速やかに行き渡るようなことを勘案してのことでございます。基本的に、そのような見解でその委員構成を考えております。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 今の答えの議会代表を入れることによって議会に速やかに伝わるということですが、これは議会の一員として言いますけど、そのことはないです。ご

く簡単に説明されることはありますがということですけど、都市計画委員会のことは一度も報告されていないわけですし、少なくとも、山県市議会に関しては今の執行者の意図は反映してない習慣です。別にそれがいいとか悪いとかじゃない。だから、執行者の意図は達せられない。議員に伝えたかったら、やはり議員の集まった場で説明をするとか、それが一番間違いないです、確かですね。そういうふうな選択をしていただきたいと思います。

それで、市長にお聞きしますが、今年の3月、議会の会議のとき、市長も同席されたところで、できるだけ議員を委員になど、市のいろいろな機関に入れるのは遠慮しようということで市長にも伝えられていると思いますが、そういう観点からも、やはり法律が、この法律は議員を含めていない法律ですから、実際の市議会の業務を考えても必要ないと思うんですが、その点、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

先だって、そういったお話し合いの場に私も出ておりまして、十分承知しておりますが、法令に基づくものはもちろん入っていただくわけですが、その他の委員につきましても、これは議会の議員の方にも委員として参加していただいた方がベターである場合もあるかと思いますので、その辺は十分審査、調査、あるいは検討を加えまして、市長が決定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小森英明君） ほかにございませんか。

中田静枝君。

○15番（中田静枝君） さきに寺町議員の方から質問があったんですけど、議第49号の市税条例の一部改正の65歳以上の者を市民税の非課税の範囲から削除するという議案なんですけど、これによって、ほかの国保税ですとか、介護保険料とか、先ほど寺町議員の方からお話がありましたことですが、ほかの制度への波及についてどうなるかということで、結局この一部改正によって、何倍もの市民税の課税が増えるだけでなく、ほかにも何倍にも負担が増えてくるということになるわけでありますので、このことについて、先ほど総務部長の方から、後ほど回答をいただけるということだったんですけども、その回答については議場でいただくことになるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

私は、今、このことを質問したいと思って準備してきたんですけども、さきにそういうことになったんですけど、どうなるんでしょうか。お答えいただきたいんですけど。

○議長（小森英明君） 垣ケ原総務部長。

○総務部長（垣ケ原正仁君） お答えします。

税金がどのぐらいになるかということじゃございません。他の課、他の部の管掌しておる事務との関連でございますので、質問を前もっていただきまして、けさ、調べにかかったんですけれども、調べ尽くせませんでしたので、今、税務課の担当者の方がほかの課に行って、それぞれ聞いて回っておりますので、そのお答えがいつになるかわかりませんけれども、なるべく早く調べてこいということをおっしゃったので、それが入手されればお答えできると思っております。

ちょっと答弁のところで、1つお断りを申し上げるわけでございますが、先ほどの寺町議員の御質問の中で、所得金額で125万円ということは、収入額で245万円以下になると計算され、この想定でよいかということに対しまして、お見込みのとおりとお答えをさせていただきましたが、212万円が正当でございますので、謹んで訂正をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小森英明君） ほかにございませんか。

中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 補正予算の方なんですけれども、簡易水道の方の補正予算なんです、これは、人件費の異動による……。

○議長（小森英明君） 資料の何番ですか。

○15番（中田静枝君） 資料ナンバー13番、議第56号です。

これは、中身は異動による人件費の補正だけだというふうに思っているんですが、もし、そうなら、その財源については、この簡易水道の特別会計の補正については、財源はその基金ということになっているんです。それで、ほかの補正を見ますと、一般会計からの繰入金ということで財源を充ててありますので、なぜ、この簡水だけは基金を財源としているのかということでお尋ねをします。

○議長（小森英明君） 企画部長。

○企画部長（舩戸時夫君） 今回提案しております特別会計につきましては、それぞれ基金を持っておりません。簡易水道につきましては、特別会計ということで独自に基金を持っておりますので、当然基金を充てるべきだということで計上させていただいております。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 基金というのは、運営全体にかかわって使える、自由に使えるものだと思うんですけれども、だけど、人件費をその基金から充てると、基金があるか

らということで基金から充てるということになりますと、やはり水道料金だとか、そちらの方に影響があるというふうに思いますので、そこら辺で、公平性ということから考えたら、いかがなんでしょうか。

○議長（小森英明君） 船戸企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 当然これは事業をやる上での事務費でございますので、当然人件費も基金から入れるべきだと思っております。

以上でございます。

○議長（小森英明君） ほかにございませんか。

久保田 均君。

○22番（久保田 均君） 先ほど消防の土地の買収について質疑がありましたが、同一議題について会議規則第55条で決めておりますが、この人は十分承知の上でこういった質問をしているのか。こんな質疑であったら、本当は議長として一応排除すべきだと思いますが、これは質疑をする側がルールを違反して質疑をしないように、よろしくお願いをしておきたいと思います。

○議長（小森英明君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。

暫時休憩をいたします。

11時30分まで休憩をいたします。

午前10時48分休憩

午前11時30分再開

○議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を行います。

寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、発議2号、資料の何番でしたっけね。会議規則の案について、提出者の村橋さんに質問いたします。

非常に、会議規則は執行者に提案権がなく、議会にしか提案権がないという特殊な制度ですし、自治法で議会が定めるというふうになっております。全国を見ても、一たん定めると、これの改正というのは、通常10年、20年、あるいは30年されないというのが普通ですので、私から見ると、きょうが初めて最後の質疑かというふうに思って、何

点か疑問点を整理しました。ということで、村橋さんと議長には事前にメモをお渡しして、こんな点を聞きたいということを朝方提出しました。それに従ってお尋ねしますので、よろしくお願いします。早く終わるように、早口でちょっといきますけど。

まず、会議規則の14条ですけど、議案の提出というところがあります。ここで、地方自治法112条2項のものは所定の賛同者ということで、これは法律で8分の1というふうになっていますが、現在の山県市の議員定数からすると何名になるかということ。その他のものについては2人以上ということがありますがけれども、その他のものというのは何を指してその他のものという事項を規定しているものなのかということです。かなり解釈によっては範囲が違ふ可能性があるということです。

それから、17条の修正動議についても、今の14条と同じように、所定のという数、それから、その他のものという抽象的な言葉がありますので、ここの定義づけをお願いしたいということを思います。

それから、進んで、37条ですけども、37条の1項、議案等の説明、質疑及び委員会付託という定めについてですけども、提案説明の後、質疑しというやつ、その後、議長が付託するという定めであります。ということは、基本的に、執行者から提案されたもの、あるいは議員提案を含めて、議案というのは基本的にすべて付託というふうに理解をしていいのかどうかということをお尋ねします。

それから、39条ですけど、委員長報告などの関連の定めです。39条の1項では、委員長が報告するというふうに報告が定められていますけど、3項では、報告は省略することができると、ずっとひっくり返った定めが出てくるということで、どちらが基本の原則なのかということ、3項の省略することができるというのは、こういった場合を想定して定められるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、進んで、51条ですけども、発言の通告という部分です。通告というところは従来なかったというふうに思いますけれども、あらかじめ発言通告書を提出というふうになっております。あらかじめ出すということは、どの議員が何を出すかということが事前にわかるということでありまして、それは活発で真摯な議論を妨げるというふうには考えないのでしょうかということです。

次に、51条の2項ですけども、通告書には質疑の要旨を書くというふうにあります。続いて、討論には反対または賛成の別を記載しなければならないとあります。事前に、その議案についての賛否を表明するというふうになると、採決の日に緊張感がなくなるのではないかと、議場と執行者の間に。提案者との間に緊張感がなくなるというふうに考えますが、この点、いかがでしょうか。

それから、52条の1項ですけれども、通告していない者は通告した者がすべて終わってからというふうに定められるわけです。そうすると、通告しないのは順番では後になるということが必ずということになるわけです。それ以外に通告という行為をするかしないかによって、扱いの区別、差別とは言いませんけど、区別が生ずるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

それから、55条の3項ですけれども、55条の3項は、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないというふうに文言としてはあります。このことについて、いろんな文献がありますが、以前、議会事務局から配付された資料にもありますけれども、いろんな考え方がある中で、1つ定着したものとして、そこにも少し引用しましたけれども、質疑をするに当たって、補足説明的に、私はこの点についてこのように考えるが、提出者としてはどうかというような聞き方、これは許されるべきだという文献があります。ここで厳密に解釈したときは、数字とか日にちとか、それしか聞けなくなる。それに対する、私はこう思うが、提案者はどうなのかという聞き方、これは許容されるというふうにここを読み取るべきだと考えますが、この点、提案者はいかがでしょうか。

次に、56条ですけど、56条では、質疑の回数をいうことで回数制限が設けられています。3回を超えることができないというふうに案ではなっていますが、議会の本分は議論であるということを考えれば、回数制限はなくすべきであるというのが当然の結論だと思うんですが、この点、提案者はいかがお考えでしょうか。

次に、66条ですけど、答弁書の配付というところがあります。この規定を見ますと、直ちに答弁しがたい場合に答弁書を配付というふうになってます。さらに、やむを得ないときは朗読をもって配付にかえることができるというふうになっていますけれども、実際の現実、議会の現状を想像すると、やむを得ないときに配付することがあるのであって、朗読が先ではないかと、それが実態ではないかと考えるんですが、この規定は前後ろが反対ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

それから、委員の派遣は99条です。こういう委員の派遣という定め、それから159条ですけど、159条については、これは議長権限による議員の派遣というふうです。159条、議員の派遣、これは議長がということです。会期中は議会で議決し、閉会中は議長が判断するというふうに両方あるんですけれども、そこで、幾つかの疑問が出てくるんですけれども、今この2つの、前者は委員会だったので当然だと思います。後者は議会ということも当然わかりますけど、この2つの派遣制度の違い、それから運用上の違いというのは一体どこにあるのか。その線引きが明確でないと、議会の運営上問題が出そうな気がしますので、説明をしてください。

次に、104条ですけど、閉会中の継続審査ということですが、ほとんどの議会、山県市議会もそうですが、閉会中に委員会の視察などを行います。そのときは、直前の議会で、こういうテーマについて、うちの委員会は視察をしたいという申し出をして、議決が得られたら閉会中に行くというような手続が通常です。この手続と先ほどの159条、議長権限、あるいは議会権限による議員の派遣とは同じととらえていいのか、別のものととらえるべきなのかという点です。

それから、次に、103条ですけども、委員会の報告書ということで、委員会は報告書をつくる、委員会が主語になっていますね。ということは、従前は委員長にお任せで、委員長が議長に報告書を出していた。必要な場合は議場で報告するというふうだったと思うんですが、今後は委員会としてということは、委員長単独ではなく、委員会としてつくるというふうになる。文言上はそうなるわけですが、どう理解したらよろしいでしょうか。

それから、117条ですけど、委員会での発言の取り消しということがあります。もちろん、本会議場での取り消しの定めも前にありますけれども、委員会で発言を取り消す、訂正するということは、やはり先立つ発言の記録、つまり録音テープがなければ、取り消す云々、訂正云々も成立しませんので、今後この規則ができれば、必ず委員会の会議はテープで録音されるということになると、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

それから、132条の1項ですけど、請願の関係です。請願についてですけども、この中で、請願者が押印をしなければならないという文言が入ってきています。請願には請願代表者が署名押印をし、その他以下何名ということで署名を集めるのが普通の請願のパターンです。このときに、代表者はもちろんいいんですけど、それ以外の人印鑑を押すかどうかというのがこの定めに究極的にはなってきます。この規則ができると、山県市議会の場合に、署名をたくさん集めた場合には押印が必要というふうになるというふうな理解をしなければならないのかということです。

それから、次に、136条ですけど、請願の報告ということで、ここでは、1号採択すべきもの、2号不採択とすべきものと2つだけを類型化しています。要は、認めるか認めないかということだけで、時々、一部採択だとか、趣旨採択ということをする議会がありますけれども、そういったことはなしに明確に定めるという理解でよろしいでしょうか。

それから、138条、最後ですけども、陳情書の処理という定めがあります。ここでは、従来の定めは、議長が必要があると認めたときは、陳情は請願と同じ扱いで委員会なり

に回すというふうでしたが、この定めでいきますと、基本的には内容が請願に適合する、いわば形式などが整っていればというふうに読み取れますが、そういったものは請願と同じ扱いなんだということが明確になる。議長の裁量云々ではないと、そういう理解でよろしいでしょうか。さらに、内容が請願に適合という文言が非常に抽象的なところがありますので、これはどういうことを指しているのかというところを説明していただきたい。

以上、お願いいたします。

○議長（小森英明君） 村橋安治君。

○17番（村橋安治君） ただいま寺町議員の方から質疑が17、8件出ております。これにつきましては、まだ、けさ、本会議が始まる10分ほど前にいただきまして、非常に数が多いということでびっくりしておったわけでございますが、順次説明をさせていただきたいと思います。

まず、第1の114条におきましては、議案の提出におきましては8分の1だが何人かというクエスチョンになっております。これは法改正がされておりまして、12分の1、つまり1.83人でございますので、山県市におきましては2人以上ということになります。

その他のものについて2人以上とある、その他のものとは何ということですが、これも前の全協のときにお話が出ましたが、機関意思決定等、意見書の提出やら監査請求、そして、市長また議長の不信任案等のものをその他というふうに解釈をしていただきたいと思います。この中には懲罰は含まないと思います。

17条、修正の動議。14条と同様の質問とするということでございますが、これも発議者は、修正の動議につきましても12分の1の以上の発議者でありまして、先ほど言いましたように、1.83人、要するに、山県市は2人以上の者をもって修正の動議を求めると、こういうことになっております。

そして、37条の1項につきましては、議案説明の後、質疑し、議長が付託とある。基本的に全部の議案が付託ということによいか。これは、新しい会議規則におきましては、全部の議案を付託ということによいかということであれば、よいと考えます。ただし、議会に諮って省略することができるという第2項の項目がございますので、この解釈はおのこの思いもあると思いますが、会議に諮って省略することができるということありますので、100パーセント議案を付託すると、こういう解釈にはならないというふうに考えます。

そして、委員長報告。委員長が報告とあるのに報告は省略することができる。これは、報告と言いながら省略では意味がないということでありまして、これも39条の

第3項で議会に諮って省略ができるというふうに条文化されております。そういうふうで御理解をいただきたいと思います。

発言の通告におきましては、町村基準と市の基準と大きく変わったところであります。発言の通告は活発な議論を阻害すると思えないのかということではありますが、これは、やはり、通告をすることによりまして、議会の本会議の運営上、議員各位の意見を前もって知ることによって、本議会がスムーズに運営をしていける。また、それぞれの議員が、例えば討論の場合においても、賛成、反対、交互に指名をすることになっておりますが、そういう意味においても、賛成、反対、通告をすることによって、議会が非常にスムーズに運営できるというふうに解釈をしております。したがって、活発な議論を阻害するとは考えておりません。

また、通告はしなくても発言ができるという条項も入っておりますので、新たな会議規則は、あくまでも発言通告制を設けるということは、発言を通告するのが趣旨でありまして、万が一、発言を通告しないものがない、通告しなくても発言できるということでもありますから、そのように考えていただきたいと思います。あくまでも趣旨としては発言通告書を提出すると、そういうことで解釈をいただきたい。

51条の2項。先ほど述べましたけれども、討論につきましては、事前に賛否を表明したら緊張感がなくなるのではないかとありますが、これは個人個人の意思決定でありまして、事前に意思決定される者もいれば、最終的に意思決定される者もいるということで、別に緊張感がなくなるとは考えていません。問題はないと考えております。

そして、52条1項。先ほどの発言の通告のところでも申し上げましたが、通告しない者に対しての区別は何ら受けないということですが、通告をしないで発言をした場合に何ら区別を受けないということですが、これは発言を通告しなくても、議長に許可を得て質問をした場合、これは何ら区別を受けることはないと考えております。問題は何ら区別を受けないというふうに解釈をしていただきたいと思います。

55条3項。質疑に当たりましては、当然に議事を正すものでありますので、本来は、個人の考えは重きに述べるものではないというふうに解釈はしておりますが、先ほど寺町議員も言われたように、私は、この点についてはこのように考えるが、提出者としてはどうかというものは、その範囲内であれば許されるものと思います。可能であると思います。

56条、3回を超えることができない。議会の活性化のために回数制限をなくすべきで

はないか。これは、会議規則で町村のときも定められておりましたように、今回も3回となっていますが、これは議会の本会議を運営する以上、やはり、それぞれの皆さんの意見が時間的なものというところとちょっと問題がありますが、それぞれの大きなたくさんの質疑がありましても、整理するのに大変ということもありますが、これは3回を超えることができないという規則でございますので、規則は規則として守っていただきたいと思ひますし、万が一、どうしても意見が述べたい場合は、議長の許可を得れば4回でも質問はできないとはなっておりませんので、議長の許可、権限であります。そういうふうに解釈をさせていただきます。議会活性化のためということでございますが、やはり最低限の会議規則の中で質問の回数も設けるべきと考えております。

66条。執行者並びに各部長が答弁を即座にしがたい場合は答弁書を配付とあり、やむを得ないときは朗読をもって配付にかえることができるとある。現実を想像すると逆ではないか。朗読できないとき配付するのではないかというふうで、ここの内容が、ちょっと質疑、質問に対しての意味がどうしても理解しにくいので、寺町さんにお聞きしたいなということを思っていました。この文面でお答えするならば、答弁書を配付され、また、やむを得ないというときは朗読をもって配付にかえる。これは、やむを得ないというときはどういうふうに解釈するかと私は思いましたが、停電等とか災害とか機械の故障とか、そういうことでコピーができなかったとする。そういう答弁書についてのコピーができなかった場合には、原稿は朗読をもって配付にかえるというふうに理解をさせていただきました。

法の下では、寺町さんが言われます逆ではないか、朗読できないときに配付するのではないかということですが、これはそんな逆でもないというふうに解釈をさせていただきました。

したがって、この議会運営の規約につきましては、議事がある場合は、議長が定めるとか、最終の160条に会議規則の議事に対する措置ということで、この規則の議事は議長が徹底する。ただし、議長は、異議があるときは会議に諮って徹底するということになっておりますので、当然にして、これからの新しい会議規則でありますので、議事というものは各所に発生するおそれはあると思ひます。そういう意味で、今後の1つの課題にもなろうかと思ひますが、御理解をいただきたいと思ひます。

その次の99条。本来は、98条になっておりますが、99条が委員の派遣であります。99条の委員の派遣と159条の議員の派遣に関しては、前者は委員会、後者は議会全体であることは当然として、それ以外の制度上の違いと運用上の違いは何かということですが、非常に高度で、私、返答に頭を今痛めておるわけですが、あくまでも、これは、

99条におきましては、各常任委員会の決定、委員会で決定をして、議長に派遣の申し出をするということでありまして、159条の方は、本会議において、目的を定めたり、場所とか定義も定めて、本会議によって決定をするということで、非常に、159条の方の議員の派遣は、委員の派遣とはまた、ある意味で非常に重きものというふうに解釈をさせていただきますが、細部につきましては、また、議会事務局長、この件についてはちょっと御返答させてもらうということでもいいでしょうか。もし、求められるならば。

104条、閉会中の継続審査で議決をもらって視察に行く。この手続と159条の議員の派遣は同じととらえるのかということではありますが、今言いましたように、派遣ということにつきましては、目的は、派遣という意味においては同じであるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、委員会の派遣と本議会で決定する派遣とは、目的が、重きものが、本会議においての決定である。また、委員会がそうかといって軽く派遣を申し出するというふうに解釈されては困りますけれども、そういう意味では、本会議と委員会の違いだというふうに解釈をしております。

委員会報告書。委員会は報告書をつくとある。委員長が勝手につくって勝手に議長に出すということではなくなるわけだ。これは、今までも各常任委員会は委員会において協議をされ、その結果をまとめて委員長が議長に報告をしていると思います。また、本議会の場において報告をされるわけでありますので、委員長が勝手につくるということでは、これはないと思いますし、今までも勝手ではないと考えておりますので、これからも、今後も勝手につくるとはならないと思います。

117条、委員会での発言の取り消しを決定するということは、委員会の会議は全部テープをとることが必須になるというわけだ。これは、当然にして、テープはとるのが当たり前だというふうに考えております。当然にして、事実上こういうふうになると思います。

132条第1項は、請願者が押印とある。請願者とは請願者代表のことか、署名の全員ということか。当然にして、この請願者は全員の署名をもって提出すると、こういうふうに解釈しております。また、文書の中では、請願者の中には、代表者だれだれ以下何名という項目で書くところもあるかと思いますが、全員の署名並びに押印は必要と考えます。

136条、請願の結論は採択か不採択か、二者択一になっております。このとおりでございまして、二者択一でございまして。一部採択、これは、他の市ではそういうこともあるようにはお伺いいたしますが、現段階におきましては、採択か不採択か、どちらかの答えを出す。一部採択ということになりますと、採択で一部採択というのなかなか理解、

一部は採択するが、全体はだめだよということになりますので、やはり、はっきりと採択か不採択かは二者択一で、現段階のところ、条項の中の136条どおりというふうに解釈をしていただきたいと思います。

そして、第138条、陳情書の処理。旧は、議長が必要があると認めるとき、これから改正するということは、内容が請願に適合するものは請願と同じ扱いをすることになるということでしょうか。これは、非常に、どこで線引きをするかというところは、内容によって、その都度、判断をしなければならない事項だと思いますが、陳情書は、一般的にあります、考えられます道路の拡幅、または舗装してくれとか、そういうような陳情書等が一般的に考えますが、重きものを請願というふうに、例えば陳情書の中でも、内容が請願に適合とはどういうことかということではありますが、陳情書の中でも、やはり内容が非常に利害関係者、また、いろんなものの関係で非常に重きものというふうに考えております。そういうことで、その都度、判断をして、議会で諮るということでの理解をいただけたらありがたいと思います。

以上です。

○議長（小森英明君） 御苦労さまでした。

寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 丁寧に答えていただきまして、ありがとうございます。何点かちょっと確認したいんですけど、まず、前から行きますけど、39条の委員長報告という定めについてですけど、議会に諮って省略するという定めになっているからいいのではないかと、その点は理解しました。ということは、基本的には、原則的には省略はしないよと。よほど特別な場合以外はこの受けとめでいいのかどうか、ここをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それと、次の51条ですけれども、交互の討論とか、そういった意味もあるということでしたので、わかりました。そこで、もう一つ、不明な点ですが、あらかじめ発言通告書とあります。あらかじめというのはいつを指すか。これは極めて重要なことなんです。あらかじめというのは、日本語を解釈すれば開会の直前までというふうにストレートにはそう解釈できるんですが、あらかじめの解釈の範囲を示していただきたいと思います。

それから、51条の2項ですけれども、その討論の場合について賛否を書きなさいと通告にそう書いてありますが、じゃ、質疑は質疑の趣旨を書きなさいとか要旨ですね。討論は賛否だけなんです。ということは、討論の内容の要点も含めて一切必要ないと、この規定ですと、私はそう読み取ったんですが、要は、賛否だけ書いて討論通告書を出すという文言。もちろん、趣旨を書くことの禁止はないんでしょうけど、そういう理解

でいいかどうかです。質問はわかりますかね。質疑の場合はこういう点について内容を書く、討論については賛否だけでもいいというふうに取り取れますので、その確認です。

それから、66条関係ですけれども、朗読と配付の関係ですが、先ほど災害などという説明でしたけど、それはそれでいいとして、要は、これは本会議の定めなんです。本会議というのは、開会し、その日閉会し、また会期中に何日か定まっていますが、この朗読、あるいは配付が、本会議が休みの休会中にあることを指しているのか、あくまでも本会議の開会中に配付、朗読という限定があるのか、そこは極めて重要だと思うんですよ、運用上。そこを整理していただきたいということです。その会期中ならいつでもいいという趣旨なのか、本会議が開いているこの場でしかだめなのかというところです。

それから、関連して、118条で、委員会でも答弁書の配付というふうには書いてありませんけど、朗読は定められています。委員会についても、委員会の開会を待って、閉会までに朗読をするというのか、会期中なら委員さんに配ればいいよという、あるいは集まってもらって実務上読めばいいのか、どちらなんだろうねというところの疑問が残りましたので、お聞きします。

それから、103条で委員会報告書ですけど、今までも委員長が勝手につくっていたんじゃないとおっしゃられました。それはごめんなさい、言葉が悪かったんですけど、実務上委員長がつくられて、議長に出すというふうに理解しています。今回は委員会が主語になるので、委員会ということは、委員全員の確認、それが必要になるのかなと、そういう文言として私は受けとめるんですが、そこはいかがでしょうか。

そして、110条の2項でも、委員会は委員外議員の発言の許諾を決めると、これも委員長の裁量じゃない、委員会と。だから、主語が委員会というのはこの2つにあるんですけど、やっぱり委員会に諮りというふうになってくるわけだから、委員会報告書も委員長が作成して議長に出すんじゃなくて、やっぱり何か委員会全員を通さなきゃいけない、そういう規定だと読み取るんですが、その点、いかがでしょうか。

とりあえず、以上のところをお願いいたします。

○議長（小森英明君） 村橋安治君。

○17番（村橋安治君） まず最初に、39条、委員長報告でありましたね。省略の件でございましたが、これは、あくまでも、普通、省略することは余りないと考えておりますが、問題の範囲といたしますか、簡単といたしますか、そのことについては、別に全員に諮って答えが即出るというような、そういう簡易なものというふうの特別な場合をというふうに解釈をいただきたいと思います。

51条の、言われて、そのとおりだと思いました。あらかじめというのは、これは期限を定める必要があると考えます。最終の議決をするまでに、この点につきましては、また議運で協議をさせていただき、この返答もさせていただくということでお願いをしたいと思います。

51条の2項につきましては、質問の内容はどういうふうでございましたか。

- 13番（寺町知正君） 討論の通告は討論内容は書かなくてもいいんですね、丸かペケだけでいいんですね。
- 17番（村橋安治君） 条項に書いてございますのは、賛否を記入するというふうになっておりますから、あくまで賛成か反対かだけの御意見を記入すれば結構かと解釈します。

そして、66条でしたかね。

- 議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後0時23分再開

- 議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番 村橋安治君。

- 17番（村橋安治君） 51条の発言の通告、あらかじめというところでございますが、先ほど最終日までに委員会において日時等、あらかじめの問題について日にち等を決定するということを申し上げましたが、今回のこの提案しております、議案が可決されましたら、その後において、議運の委員会におきまして、また皆さん方の御意見を聞きながら、決定を、方向性を出していきたいと思っております。その旨、先ほどの発言を訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、今、寺町議員から質問のありました66条と103条でございますが、66条は答弁書の配付があった場合でございますが、これは、会期中におきましては、その本会議の場で配付があれば皆さんに配付をするということで、閉会中におきましては、重要なことで日を急ぐ場合におきましては、各議員に送付をさせていただく。日を急がない場合におきましては、議員の書類等、連絡事項等が入りますあのボックスに入れさせていただくということでお願いをしたいと思います。

そして、103条におきましては、報告書は先ほども述べましたが、これは委員会でございますので、委員各自の協議をした結果を委員長が報告するのでありまして、委員会の代表である委員長が皆さん方の意見をまとめた上で、また委員長に報告内容につきまして

ての委任をしてやっているというのが現状であると考えます。そういう意味で御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） まず、51条のあらかじめという発言通告の時間の範囲のことですけれども、今この会議規則が可決されたら、その後の委員会等で検討するというふうでしたが、そういう問題ではなくて、例えば62条2項を見ていただきたいんですが、62条の2項、一般質問です。質問者は議長の定めた期間内ということに明確にうたっています。現実には、申し合わせで、現在は開会後の翌日というふうになっています。議長の定めた期間にという定めがあるから申し合わせが生きてくるんです。じゃ、今問題になっている51条を見ると、あらかじめとしか書いてないんですよ。これが議長の定めた期間にという一般質問と同じ定めなら、申し合わせでとか、議運で調整しましたということも生きてくるんですが、その定めが他のところではある、でも、ここではないんだから、そういう決め方はできないんですよ、このルールで行くなら。ということは、やっぱり、あらかじめは取って、一般質問と同じように、議長の定めた期間にということで申し合わせが有効になるようにしないといけない、そういうふうに取り取るしかないと思いますが、いかがでしょうか。

それから、もう一点、最後に、145条ですけど、合併して市になったということで、従来の町村の準則を市の準則に改めるという大前提の趣旨があったわけですけど、145条では携帯品ということの定めがあります。ここに、写真とか録音機、携帯電話ですか、これが加わっている。これは市の準則にはないんですね。なぜ、ここだけが町村の準則を引きずってきて、他は全部市の準則でいくのか、整合性がない。そういう意味では、私は、市の準則を基本に行くんだったら、ここも市の準則にすべきではないのかというふうにとらえるんですが、これを入れなければならない理由はいかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 村橋安治君。

○17番（村橋安治君） ただいま、先ほどの51条のあらかじめにつきましては、先ほど議長が定めた期間内というお話が、今、発言がございましたが、そのようなことになるというふうにも思いますが、また、これは可決されましたら、協議をした上で、このあらかじめにつきましては可決されてから定めたいと思っております。

そして、145条につきましては、町村規定には、写真機、録音機、また携帯電話は含まれておりましたけれども、今回削除をすればいいじゃないかということですが、あえて入れてありますのは、この議会の、神聖なる議会の議場の場で、写真を撮ったり、

また録音をしたり、また携帯電話におきましては、持ち込みをしたことによって、電話をかけたり、また呼び出し音が鳴ったりということで、非常にそういう議会の神聖な場には必要がないと、そういうことで持ち込みはしない方がいいということに、新たなる写真機、録音機、そして携帯電話の利用、着用をして入ってはいけないというふうにさせていただきました。当然にして、録音機につきましては、事務局において、当然本議会におきまして録音はされておりますし、必要はないものと考えます。

以上でございます。

- 議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

藤垣邦成君。

- 18番（藤垣邦成君） 先ほど提出者の村橋委員長から、答弁の中で、55条の3項について、許されるというような御見解を示されましたけれども、この55条の3項に当たっての解釈は、あくまでも自己の意見を述べることができないという、これは事実なんです。質問者が文献によるとというのは何の文献かということもよくわからないんですが、許されるんじゃないくて、私は、この点についてはこのように考える程度ならいいかという質問に対してよろしいという答弁だったんですが、よろしいんじゃないくて、これは議長裁量権でもって、この質疑が私論討論の場に化すおそれがありますので、これは、あくまでも議長の裁量権で自己の意見を述べることはできないというのが生きているということで御了承いただかないと大変な間違いが起きると思いますので、追加でちょっと答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 第79条ですか、会議録の配付についてですけれども、全員協議会のときにも発言をしたことなんですが、この条項は議長が必要があると認めたときというふうに、そして配付することができるというふうになっておりまして、会議録というのは、やっぱり今まで議会の全員協議会などで議論してきましたように、市政の主人公であります市民の方たちが直接手にとり、目に触れ、手にとりという、そういうことができるようにされるべきものでありまして、そういう議論の中で、山県市におきましても、図書館とか中央公民館の図書室、また各支所に印刷をして配付をしている現状なわけです。ですので、こうした議会の議論をやっぱりここで、山県市の議会としての意思をここで具体的に、私は表記するような形で、この条文の検討を議運でもう一度していただけないものかというふうに提案者に御質問をいたします。

議長、今の私が申し上げたような質問なんですけど。提案者の方にお答えいただきました

い。

- 議長（小森英明君） 答えていただければいいわけですね。
暫時休憩します。

午後 0 時34分休憩

午後 0 時37分再開

- 議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
17番 村橋安治君。
- 17番（村橋安治君） ただいまの79条についての質問でございますが、先ほど中田議員も申されたとおり、会議規則は印刷して議員及び関係者に配付するということは、町村議会会議規則でもなっておりますし、また、先ほど申されたように、高富の福祉センターとか伊自良支所、図書館、また美山支所等においても閲覧することができるため、また議員皆さん方におきましては、議員の図書館にございますので、いつでも閲覧ができます。そういうことで、改めてこの条項を、今申し上げたことを盛り込む必要はないと考えますので、よろしくお願いします。
- 議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午後 0 時38分休憩

午後 0 時38分再開

- 議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
村橋安治君。
- 17番（村橋安治君） ただいま申し上げました中で、会議録を会議規則と申し上げましたので、会議録に訂正をお願い申し上げたいと思います。
- 議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。
久保田 均君。
- 22番（久保田 均君） 委員長に1つだけ伺いますが、先ほど51条の中で、あらかじめ発言通告書を提出とある。活発な議論を阻害すると考えられないかとありますが、何か、私の聞き間違いかしら、議決後、ある委員会かどこかでとおっしゃいましたが、ちょっとその辺をもう一度御説明いただけませんか。
- 議長（小森英明君） 村橋安治君。
- 17番（村橋安治君） 久保田議員の今の質問でございますが、あらかじめということにつきまして、また今回の提案が可決されたら議運で協議をするというふうに今申さ

れましたが、当然にして、議運で協議はさせていただき、また次回の臨時会なり特別委員会なりにその旨を申し述べたいと思っております。

- 議長（小森英明君） 久保田 均君。
- 22番（久保田 均君） これは議決をするのですので、後ほど、例えば議運で修正案を出されるのかどうかはわかりませんが、議決は議決でそのまま行ってほしいと思いますし、あらかじめというものは一般に使う言葉でありまして、別に日にちを指定しなくても、要するに、質問があれば、質疑があれば、あらかじめ提出をするということで別に不思議じゃないと思いますので、後ほど協議をされる必要はないかと思って質問をさせていただきました。

- 議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。

よって、これをもちまして、発議第2号の質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

- 議長（小森英明君） 日程第2、委員会付託。

お諮りいたします。

議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）につきましては、所管部分について各常任委員会に、議第56号から議第58号までの3議案につきましては産業建設委員会に、議第59号につきましては総務委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）につきましては所管部分について各常任委員会に、議第56号から議第58号までの3議案につきましては産業建設委員会に、議第59号につきましては総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

総務部長。

- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 私への質問で、介護保険料とか国民健康保険料とか、そういう他に影響を与えるか与えないかという御質問に対して、まだ未回答でございましたので、個々に当たりますと、非常にいろいろなサービスなんかもございますので、一つ一つについて答えることはできませんけれども、例えば国民健康保険であれば、高額療養の金額が課税所得によって決められてランクづけがなされておるとか、あるいはまた、

介護保険料の保険料もそのような形での介護保険料が定めてありますので、税金を非課税であったか、あるいは課税で幾らかかったかによってランクが変わってくるものにつきましては、すべて影響を与えるというふうに御理解をいただきたいと思います。

- 議長（小森英明君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

あす15日より17日までは、付託案件の審査及び所管事務調査について各常任委員会が開催されます。

18日から20日までは、議案精読のため休会とします。

なお、21日は、午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

午後 0 時43分散会

平成 17 年第 2 回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号 6 月 21 日 (火 曜 日)

○ 議事日程 第 3 号 平成 17 年 6 月 21 日

日程第 1 一般質問

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

○ 出席議員 (22 名)

1 番	吉 田 茂 広 君	2 番	尾 関 律 子 君
3 番	横 山 哲 夫 君	4 番	宮 田 軍 作 君
5 番	田 垣 隆 司 君	6 番	村 瀬 隆 彦 君
7 番	武 藤 孝 成 君	8 番	河 口 國 昭 君
9 番	影 山 春 男 君	10 番	後 藤 利 汎 君
11 番	谷 村 松 男 君	12 番	横 山 善 道 君
13 番	寺 町 知 正 君	14 番	渡 辺 政 勝 君
15 番	中 田 静 枝 君	16 番	藤 根 圓 六 君
17 番	村 橋 安 治 君	18 番	藤 垣 邦 成 君
19 番	小 森 英 明 君	20 番	村 瀬 伊 織 君
21 番	大 西 克 巳 君	22 番	久保田 均 君

○ 欠席議員 (なし)

○ 説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	助 役	嶋 井 勉 君
収 入 役	河 口 衛 君	教 育 長	小 林 囡 之 君
総務部長	垣 々 原 正 仁 君	企画部長	舩 戸 時 夫 君
市民部長	長 屋 義 明 君	保健福祉 部 長	土 井 誠 司 君
産業経済 部 長	松 影 康 司 君	基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君

水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	高 橋 信 夫 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記	棚 橋 和 良	書 記	堀 達 也
-----	---------	-----	-------

午前10時00分開議

- 議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

- 議長（小森英明君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 影山春男君。

- 9番（影山春男君） 御指名をいただきましたので、基盤整備部長にお尋ねをいたします。

昨今、全国的に騒がれている天災、あるいは人災、特に、東海、東南海地震がいつ起きてもおかしくない時期になっていることが報道されております。この山県市にも多くの危険な箇所があり、特に、高富、金池地区が今にも地すべりと、いつ崩れてもおかしくない状態であるのですが、付近住民、あるいは下の道路通行の方たちは、大変危険に冒されているのであります。早急に手を施す必要があると思うのですが、これらの状況、事情等々の説明と見解を求めます。

- 議長（小森英明君） 基盤整備部長。

- 基盤整備部長（長野昌秋君） 影山議員の御質問にお答えします。

佐賀、金池地内の急傾斜につきましては、合併時の平成15年度に地元要望を受け、県営事業の急傾斜地崩壊対策事業として岐阜建設事務所砂防係に現地調査をお願いし、意見を求めたところでございます。

このときの見解及び合併以前の地元要望における建設事務所の調査結果によりまして、保全対象民家数等が採択要件を満たしているもので、事業実施が可能ではないかとのことでした。がけの状況は定期的なパトロールにより点検していますが、危険と思われる浮石などは建設事務所によって平成16年におおむね除去されています。平成8年度に行った土地調査結果を踏まえて、改めて地権者を調べますと、県外、市外在住者が多く、崩壊地付近の地番には県外で住所地不在の地権者もあることから、事業の実施に不可欠な境界確定が非常に困難であると思われます。

また、事業実施に先立ち、受益者を特定して負担金の支払いについての了解と地権者に対する用地承諾を確実に行之、用地買収や移転登記に至るまでが可能であることを確約した上で事業申請を行う必要があります。

事業の実施の手順につきましては、地元自治会と事業の内容等について説明検討会を開き、自治会の同意はもとより、用地承諾、受益者負担金等につきまして、基本的に自治会等で取りまとめ、御協力いただくのが通常でございます。

以上のとおり、急傾斜地崩壊対策事業の性格上、事業が実施できる条件が整わないと対応が困難でありますので、御理解賜りたいと思います。

- 議長（小森英明君） 影山春男君。
- 9番（影山春男君） では、再質問をいたします。

平成11年度に対策要望をいたした記憶がありますが、平成15年度に地元自治会の要望書が提出されたというのは、それだけ住民の方たちは危険を感じていられるのです。

平成15年度の折には、建設事務所砂防課の現地確認により、8月に急傾斜地崩壊危険箇所として点検され、保全対策民家数が採択要件を満たしているのも事業実施が可能であると言われているのですが、それでも、対策がとれていない近辺の住民の方たち、あるいはその地区を通る住民の方たちには納得されておりません。

現実に、きのうのように地震が起きた折、大変な不安に侵されているのであります。また、雨の日、この梅雨期を控えた期間ではありますが、雨後数日の間は危険を感じながら通行をしておられるのです。

ゆえに、地区住民の方たちに内容把握をしていただくのが普通の方法ではないか、不思議に思っておられるのが通常であります。

では、あってはいけない事故、家屋、あるいは車もろとも埋もれてしまったために死亡事故につながった。災害の起きた場合、あくまでも自己責任であって、市、県、あるいは国という責任の問題の対象はないのですか。このままの状態では余りにも無責任であると言われても仕方がないと思うのです。そのあたりをどう思うのか、今後どう対処するのか、再度お尋ねをいたします。

- 議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 影山議員の再質問にお答えします。

急傾斜地の指定箇所については、当該地区の山林及び宅地等が個人財産であるため、基本的には、それぞれの地権者が管理を行い、なおかつ特別な施設によって防護したいとの要望があれば、その時点で行政として調査を行い、説明会を開催して事業の促進を図っておるところでございます。

先ほども申し上げましたが、危険箇所はパトロールを行い、できる範囲の対策も行っているところであり、放置しているわけではございません。急傾斜地が崩壊した場合の責任の所在は自然災害の扱いと同等と考えられますが、もちろん急傾斜地が崩壊する前

に対策がとれるのが最善でありますので、自治会等で事業実施に必要な諸条件を整えていただき、行政としましても鋭意対応していきたいと考えております。

なお、台風のように事前に気象状況が予測できる災害に対しましては、気象の程度に応じ、指定避難場所が開放されますので、自主的に早目の避難をお願いするものでございます。

○議長（小森英明君） 影山春男君。

○9番（影山春男君） 急傾斜崩壊対策事業の性格上、事業が実施できる条件が整わないことには対応が困難であるとのことですが、現実には、きのうのように地震がこの地区を中心に起こったのでありますが、幸いにも震度3ということで大事に至らなかったものでホッとしているところであります。早急に地元及び近辺自治会等に説明をいたし、対応をしていただくことを申し上げて、私の質問を終わります。

答弁はよろしい、ありがとうございました。

○議長（小森英明君） 以上で、影山春男君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位2番 武藤孝成君。

○7番（武藤孝成君） 通告により、質問を2点いたします。

1点目は、高富中学校体育館改築計画についてでございます。高中新校舎改築工事も順調に進んでおり、11月には新校舎へ移転という予定となっておりますとお聞きします。大変いいことだと思います。

さて、平成24年、7年後ですが、国体開催が岐阜県に決まり、山県市総合体育館もバレーボールの会場として要請されると思います。当然そうなりますと、中学校の体育館も、試合前、サブ施設として必要になってくると思います。

現在の中学校の体育館は、昭和48年に建てられたもので、三十数年たっております。今の施設、また基盤で、耐震性は基準を今現在の時点で満たしておるのか。また、新聞等々で報道がありましたように、山県市がバレーボール会場として受け入れるとありましたが、これはどう考えておられるか、教育次長にお伺いいたします。

○議長（小森英明君） 室戸教育次長。

○教育次長（室戸弘全君） 武藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

当該体育館施設は、昭和48年10月建築の鉄筋コンクリートづくりで、間もなく築32年を経過しようとしておりますが、施設の耐震診断は平成9年に実施済みで、耐震基準を満たしておりまして、今回の改築事業の対象外といたしましたものでございます。

このたび、平成24年、岐阜県で開催予定の第67回国民体育大会の競技開催地につきまして、本年3月の国体県準備委員会総会におきまして、山県市総合体育館がバレーボー

ル少年男子の競技会場として内定を受けるに至りました。平成9年に診断は実施済みですが、今日では約10年近くも経過いたしており、国体会場のサブ施設としての使用ということとなりますと、新たに検討が必要と考えられます。

いずれにいたしましても、国体開催年に向けての協議が必要と考えておりますので、何分の御理解を賜り、答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 武藤孝成君。

○7番（武藤孝成君） 今の答弁で、山県市として少年男子バレーボール会場として受け入れをされたと理解しましたし、また、中学校体育館につきましても、国体会場サブ施設として使用という方向を考えておると答弁いただきましたが、生徒、利用者が安心して使える施設、耐震診断から10年たっております。この施設、現在をお聞きしますと、地盤が軟弱なところもあるというようなことを聞いておりますが、一日も早い調査検討が必要ではないのかを再質問いたします。

○議長（小森英明君） 教育次長。

○教育次長（室戸弘全君） 再質問にお答え申し上げます。

先ほど御答弁をさせていただきましたように、国体というのは非常に私どもにとっても、ある意味では、開催地に選ばれるということについては誇りに思っております。そういった環境の中で、国体の開催に向けていろんな意味で協議が今後必要になってくるであろうと、その中で、この高富中学校体育館をサブ施設として使っていくということにつきましても、当然、私どもも十分検討はさせていただくつもりでおります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（小森英明君） 武藤孝成君。

○7番（武藤孝成君） 次長のお答え、大変前向きに考えておられると思いますので、よろしくお願いします。

今度、方向を変えますが、総務部長にお伺いしますが、他の地域では地震が多く発生しております。新潟では御承知のような大きな被害がありました。想像を絶するような本当に被害が出ています。ですが、一時避難所として公共施設は、特に学校の体育館などは、マスコミ等報道でありますように、一番先に目につく、映る、避難場所としては最大の避難所として受けとめております。高中周辺は、民家、人口も急増しております。総合体育館も避難所として活用されますが、体育館、生徒が使用することもさることながら、住民の避難所として安心してできる施設だと、有事の場合に使われると特に思ったとき、総務部長はどのようなふうにお考えか、お答えください。

○議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 武藤議員の再々質問にお答えをします。

山県市地域防災計画というのがあるのは御存知だと思いますが、その防災計画で避難所と避難場所が指定されております。それは、旧小学校下を1つのエリアとしておるわけございまして、高富5つ、伊自良2つ、美山7つという地区に分けてございます。そして、そのエリアごとに避難所と避難場所を定めてございます。

高富中学校の施設は、高富地区の避難所として指定をさせていただいております。高富地区は、本市の人口や世帯数の約4分の1が集積しておる、集まっておるということで、非常に密集地域でありまして、事前に気象情報の入る者はいいいんですけども、特に東海地震やとか東南海、南海地震の発生が危惧されております現状からも、このような人口の密集地をエリアとする避難所が、最新の技術と耐震性にすぐれた構造の施設に整備をされるということは、防災行政面からも非常に歓迎すべきことでありますことを申し添えまして、答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 武藤孝成君。
- 7番（武藤孝成君） 答弁の中に、本当に安全性ということで、避難できるところをということで、前向きな考えを持っていただきまして、非常に頼もしいと思います。学校教育課を初め関係機関等の早急な検討をしていただき、安全な施設を改築に向け計画をお願いし、次の質問に移らせていただきます。

2点目ですが、山県市総合体育館、グラウンドへの道路拡幅についてでございます。基盤部長にお尋ねをいたします。

高中体育館西側の道路は、市民が利用することが多い割には、非常に狭い道になっております。特に土日など、体育館、グラウンドを利用する大会が行われる場合、車が混雑します。特に大型車が通りますと、すれ違うこともできないため、地域の住民も非常に通行に迷惑をかけていると思いますが、平成16年の施設の利用状況ですが、体育館を使用した方は10万5,000人、グラウンド2万6,000人、テニスコートにしては1万5,000人、約14万6,000人が利用しております。

今日の車社会の中、車で移動をするのは当然でございます。この体育館などの利用が増加しますが、基盤部長はどのようにお考えか、お聞かせください。

- 議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 武藤議員の御質問にお答えします。

御質問の道路につきましては、高富中学校建設に伴い、校舎及びプールの位置と市道の拡幅計画に伴う境界線について、教育委員会と検討を行っております。

新校舎とプールに隣接する部分の市道約100メートル間について、中学校建設工事にあ

わせて拡幅工事を行う予定でございます。

山口市総合体育館は、公式試合等が行われる市の屋内体育館のメイン会場でもありますので、将来的には、東海環状自動車道、（仮称）高富インターチェンジ及び国道256号バイパス計画にあわせて、総合体育館周辺のアクセスを考慮した改良計画を考えていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 武藤孝成君。
- 7番（武藤孝成君） 高中建設に伴い、新しいプールの隣接の部分100メートルのみと答えられましたが、中学校体育館の西側道路付近は通学路としても利用しているところであります。非常に多くの生徒、また総合体育館を利用される方も利用しています。教育委員会を含む各関係機関の中で検討されていますか。また、今後総合体育館の周辺のアクセス道路を考慮した改良計画をとりましたが、その点について、具体的にいつごろなのか、お答えをお願いします。
- 議長（小森英明君） 基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 武藤議員の再質問にお答えします。

周辺市道拡幅の是非につきましては、今後、交通量の増加や交通安全面からも必要であるとの認識は十分持っております。また、将来に向けて、教育委員会等、施設関係機関とは協議しているところでございます。時期については、まだ、その時期に至っていないということでございます。

- 議長（小森英明君） 武藤孝成君。
- 7番（武藤孝成君） 総合施設への利用者、また学生、地元住民の皆さんのスムーズな、安全なアクセス道路を実現、実行を一日も早く考えていただいていると思います。関連で市長に質問します。

市長は、施設、中学校への道路拡幅について、整備に対して、どのように今後お考えを持っておられるか、お聞かせいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（小森英明君） 平野市長。
- 市長（平野 元君） 武藤議員の再々質問にお答えします。

先ほど来、教育次長、あるいは基盤整備部長からもお答えしましたが、体育館周辺の道路事情、私も十分承知をしておるわけでございます。そうしまして、国体が24年に大体内定したということで、山口市の総合体育館ではバレーボール少年男子が内定しておるわけでございます。そういったことで、多くの県内、県外からのお客様もお見えにな

ります。そういったときに、十分交通アクセスがきちっとするということは大変大切かと思っております。そういうことでございますし、今、高中の改築を鋭意進めておりますが、引き続いて体育館のというお話もございます。確かに、体育館と道路との関係が密接しておりますので、その辺も十分検討しながら、今後、67回の岐阜国体に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。

何分、相当な経費もかかりますので、そういった面につきましても、十分対応していきたいというふうに思います。県と今後の検討をしていきたいということで、答弁にさせていただきます。よろしくお願いします。

- 議長（小森英明君） 以上で、武藤孝成君の一般質問を終わります。

通告順位3番 谷村松男君。

- 11番(谷村松男君) それでは、発言のお許しをいただきましたので、主要地方道、関・本巣線沿いで実施されております歩道設置工事の進捗状況について、基盤整備部長にお聞きしたいと思います。

現在、岐阜建設事務所で、主要地方道、関・本巣線の歩道設置工事が実施されているところでありますが、交通弱者と言われる歩行者、あるいは自転車通学等の交通安全のため、欠くことのできない重大な事業であることは、皆さん、御承知のとおりであります。

特に、国道256号線バイパスが市役所南まで開通いたしましたことにより、伊自良、梅原方面から岐阜への交通が便利になりました反面、高富、高木、梅原地域を横断する関・本巣線の交通量が増大し、ラッシュ時には車が列となし、学童が横断歩道を渡る間に停車した車で渋滞するほどであります。

こうした道路状況の中、高木、梅原地域で歩道の未施工区間が数箇所見られます。その未施工区間では、やむなく車道を歩行したり、あるいは自転車で通学するということになり、非常に危険であります。

先日、行われました梅原校区の青少年育成会の総会の席におきまして、子供が高富中学校に通う育成委員のお母さんより、通学に朝は西深瀬の田んぼの中の道に行くが、帰りは、遅くなると、関・本巣線の歩道が通学路になると聞き、試しに通ってみたら、3カ所も歩道工事ができていないところがある。着工して10年以上たっているはずなのに、どうしてそんなことになっているのか、こんな意見が出されました。

そこで、青少年育成会としても、通学路の安全を守るという意味も含め、歩道の早期完成に向けた取り組みをしていくべきではないかということになりました。一日も早い完成が望まれるところであります。

しかしながら、最近その歩道工事の進捗は悪く、ここ一、二年ほど、ほとんど進んでいないように思われますが、現在の進捗率と本年度の工事予定等についてお尋ねします。

また、工事が進まない理由はどこにあるのか、お聞かせ願えれば幸いと存じます。よろしくをお願いします。

○議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 谷村議員の御質問にお答えします。

主要地方道、関・本巣線の歩道設置工事につきましては、現在、国の補助金による公共事業と県単独事業によって進められています。公共事業は、南・八京線の交差点付近から東側の岐阜市太郎丸境までの約800メートルについて、平成14年から平成19年までの予定で、順次用地取得と工事が並行して行われているところでございます。

県単独事業は、北町地内の不動橋から南へ約190メートル区間で行われていますが、今年度は用地取得が完了した約30メートルの工事が予定されています。市役所前の国道256号バイパス交差点から西への延長分については、平成16年度工事で一たん終了していますが、時期を見て再開となるようでございます。

岐阜建設事務所によりますと、今後において優先的に計画されるのは、鳥羽川改修に伴う新川橋から東側の国道256号交差点部分190メートル間であり、基本的な考えとしては、市街地の危険箇所から順次歩道の設置を進めていきたいとの見解でございました。

高富地区内全体延長約7キロメートル区間に対して、片側以上の歩道設置延長は約4キロメートルで、整備率は57%でございます。当地区の安全確保のため、早期整備の要望を引き続いて行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小森英明君） 谷村松男君。

○11番（谷村松男君） ただいま基盤整備部長より回答をいただきましたが、現在は、南・八京線の道路改良、鳥羽川改修に関連する歩道工事等が優先的に進められており、現在の歩道設置工事の進捗率は57%と非常に悪く、歩行者、自転車で通う学生の安全確保のため、今後県当局に対し、計画されている事業区間全体の推進を強力に働きかけていただきたいものと思います。

また、このように歩道の整備が進まぬ中、車の通行量がますます増加し、横断歩道を渡る歩行者、自転車で通う学生等が危険にさらされていることを思うとき、歩道の整備促進はもちろんのこと、関連して、この関・本巣線の交通緩和対策を考えていかなければならないと思います。そこで、平成15年9月の議会で、私は、この関・本巣線のバイパス的道路の建設計画についてお尋ねいたしました。

そのときの回答は、国道256号バイパスの開通や東海環状自動車道の計画を考えると、

主要地方道、関・本巣線は今後交通量の増加が予想され、バイパス計画につきましては、山県市全体の幹線道路計画を踏まえ、積極的に県当局とも協議してまいりたいということでありました。山県市として真剣に取り組んでいただいているものと思っております。

そこで、その後、県当局との協議の状況はどのようになっているのでしょうか。今後の山県市としての取り組み姿勢と、どのようにして実施していくお考えなのか、基盤整備部長に再度お尋ねします。

- 議長（小森英明君） 基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 谷村議員の再質問にお答えします。

関・本巣線のバイパス的道路計画につきましては、交通量の分散策、また利便性において効果的であることは十分理解しておりますが、現在、東海環状自動車道、国道256号バイパス、市道南・八京線などの幹線道路及び周辺のアクセス道路を順次優先的に進めていく必要があり、その後において、岐阜建設事務所と協議、検討していかなければならない事案と考えております。御理解賜りたいと思います。

- 議長（小森英明君） 谷村松男君。
- 11番（谷村松男君） 歩道の整備促進につきましては、県当局に早期に整備の要望を引き続き行っていく、また関連質問でいたしました関・本巣線のバイパス的道路の建設につきましては、重要な事業であり、岐阜建設事務所に協議し、今後検討していくと前向きな取り組みの回答をいただきましたので、次の質問に移りたいと思います。

次は、ごみの減量の取り組みにつきまして、市民部長さんにお尋ねをしたいと思います。

山県市は、平成17年度予算に、ごみ処理施設とリサイクルセンターの整備計画をつくるための委託料140万円、環境アセスメント調査費665万円等を計上し、ごみ焼却施設の建設計画に取り組んでいるところであります。

そのごみ処理施設の規模は、連続式焼却炉で1焼却量20トン、これを2炉、計40トンをつくる計画と聞いております。1トン当たりの建設費の単価は約5,000万円から7,000万円と言われておりますので、1トン当たりの単価を5,000万円としますと、ごみ処理40トンの計画に対し約20億円かかることとなりますし、将来の維持管理費まで考えますと、相当の経費がかかることとなります。

そこで、施設規模はできるだけ小さくしなければならないと考えます。また、二酸化炭素などを抑制するための京都議定書が発効した現在、家庭、地域を含めた温室効果ガス排出削減が大きな課題になっていること等を考え合わせますと、ごみ減量の取り組みが非常に重要になってまいります。

先日、NHKテレビで放送しておりましたので、ごらんになった方もあろうかと思いますが、しかし、「横浜から日本を変える 浜っ子356万人の挑戦 ごみを3割減らせ」、こんな題で放送をしておりましたので、大変興味深く見ておりました。横浜市では、可燃ごみとして出された中の再利用可能なごみの分別収集を徹底し、再利用に回すことにより、燃やすごみを減らし、そうした取り組みをことし4月より始めております。横浜市長さんは、今の行政には目標を設定して仕事をするという仕方ができていない。ごみを減らすのも、10%、20%というのはできるできないの話であって、目標を大きく掲げ、その目標に向けた政策議論をしていく。その中で、ごみを減らす仕組みの中で、市民の意識が変わるように仕向けていくことが必要であると言われておりました。ごみといった最も身近なものでコミュニケーションを図り、市民の意識を変える。これを横浜市長さんはコミュニケーションと呼んでおられました。家庭の中でも会話をするようになり、地域の中でも、いい意味でのおせっかい、これをやる。そうしたことを通して話し合いが持たれる。それは初期のコミュニケーションであり、将来的には、ごみを初めとして、地域の中で自分たちが果たす役割を考えていくということが大事であり、先ほど言いましたコミュニケーションがもっと他の分野にも生かされていくようにしていきたい、こんなことも言われておりました。それは、徹底したごみの分別収集をすることにより、ごみを減らそうとするものであり、強いては、地球環境にやさしく、資源の有効利用につながるものであります。

そこで、市民部長さんにお尋ねしますが、私は、ごみの分別収集の品目を増やし、徹底したごみの分別収集をすることにより、燃やすごみを減らす、そして焼却施設の規模を小さくし、経費削減すべきであると思いますが、市民部長さんの考えをお聞かせください。

よろしくお願いします。

- 議長（小森英明君） 長屋市民部長。
- 市民部長（長屋義明君） 谷村議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市のごみ減量化の取り組みにつきまして、現在の状況を御説明させていただきます。

第1点目として、白色トレイ、缶や瓶類、ペットボトルなど、リサイクル可能な資源ごみの分別収集を行っております。また、決められた収集日にステーションに出せなかった市民の方につきましては、第4日曜日に市役所において分別収集を行っております。

クリーンセンターにおきましても、本年度より第4日曜日に不燃・粗大ごみ回収の便宜を図っております。また、新聞紙、チラシ、雑誌、ダンボール、衣類なども本年度よ

り6月、9月、12月、3月の第4日曜日に市役所において分別収集を行います。

第2点目としまして、資源回収を行っていただいている小中PTA、保育園保護者会、市民団体等の団体に対して、紙、繊維類キログラム10円、瓶・缶類についてはキログラム5円を収集量に応じて補助金を出し、資源の再利用に努めております。

第3点目として、コンポスト等堆肥装置、電気型生ごみ処理機、枝葉等粉碎機について、助成制度により上限1万5,000円を限度に購入額の2分の1を補助しております。

以上が市のごみ減量化の取り組みでございます。

次に、平成16年度のごみの分別収集の実績につきまして説明させていただきます。

市の一般家庭、事業所等の事業系から出された一般廃棄物のごみの量8,071トンのうち、白色トレイ、缶や瓶類、ペットボトルなどの分別収集分が400トン、市が回収した以外にも、資源回収による分1,368トンを含わせると、1,768トン分のごみの減量化に努力をしております。分別収集の推進により、ごみ減量化の比率は21.9%に達しております。

今後におきましても、山県市分別収集計画に基づき、市民総参加によるごみの減量化とリサイクル運動の徹底、地域の関係者と行政とが相互に協力をしながら、一体となった取り組みによる環境への負荷を配慮した快適な環境づくり、ごみの排出抑制・分別収集の徹底を図り、リサイクル社会への移行を目指した地域社会づくりが必要でありますので、今後さらなる減量に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

このような観点から、山県市第一次総合計画の平成28年度の人口推計によるごみの搬入日量予測は約28トンとなりますが、国が定めている焼却炉の稼働する割合と正常に運転される予定の日における故障の修理ややむを得ない一時休止のため、処理能力が低下することを考慮した係数に基づき、算出した処理規模は1日40トンとなることから、計画処理能力日量20トン炉2炉を整備する計画で検討いたしております。

御理解をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 谷村松男君。
- 11番（谷村松男君） ただいま市民部長さんに、山県市のごみ減量化の取り組みについて回答をいただきました。決められた収集日にごみが出せなかった方のためには、第4の日曜日に収集を行ったり、本年度より新聞、雑誌、あるいは衣類等の収集品目を増やす、そんな前向きな取り組みは評価できると思いますが、もう一歩進めた具体的な取り組みについてお聞きしたいと思います。

私たちが収集日に出すごみの中には、まだまだ資源として再利用できるものがたくさん混じっております。先ほど言いました横浜市の取り組みにつきまして、ことしの4月より、ボランティアによるごみの集積場所での早朝啓発活動、こんな名目で各自治会が

ごみの集積場所を見回りながら、分別の協力を呼びかけることから始めておられます。

先ほど申しましたように、NHKが放送しておりました画面には、自治会長さんを初めとし、腕章をつけた役員の皆様方がごみ出しの袋の中を見て、これはプラスチックだからその指定の日に出してください、あるいは、このペットボトルも指定の日に出してください、こんな指導をされておりました。ごみ袋の中の再資源に回せるものをそれぞれの収集日に出すことにより、資源の有効利用がより一層できるということでございますし、こうしたことは地域住民の自主的な活動があってこそ真のごみの減量化につながるものではないかと思います。

しかし、こうしたごみ減量化を進めるには、役員さんを初め、本当に地域の皆様方の理解と協力なくしてはできることではありません。山県市も自治会等をお願いして、ボランティアによる集積場所での啓発活動、こんなことを展開していく考えはないか、市民部長に再度お尋ねします。

- 議長（小森英明君） 市民部長。
- 市民部長（長屋義明君） 谷村議員の再質問にお答えいたします。

ごみの集積場所の確保から清掃活動、収納ボックスの維持管理につきましては、各自治会において自主的に取り組んでいただくよう、お願いがしてあります。

現在、山県市の可燃ごみステーションは769カ所、分別収集ステーションは232カ所があり、今後も増加の傾向にあります。ごみ収集の現況につきましては、可燃ごみを週2回、分別収集を月2回行っており、おおむね月10回程度のごみ収集を行っております。また、各自治会によって取り組み状況はさまざまですが、当番を決められ、収集日に収集場所で可燃ごみ袋が市の指定袋で決められたとおりに出されているのか、また分別収集では、瓶類や白色トレイについて洗浄されておるのか、色つきが混じっていないか、ペットボトルのキャップが外され、可燃ごみに出されているのか、缶類の大きさが指定以上であれば不燃ごみに出されているのかなど、注意をいただいている自治会もあります。

しかしながら、現状では、このように徹底された自治会は、市全体のごく一部にすぎません。議員御指摘のとおり、ごみの中にはたくさんの資源があります。捨てればごみ、生かせば資源と言われております。きちんと分別すればごみの減量化につながりますので、地域住民の方にごみ集積場所のボランティア活動の展開について、自治会長会議などを通じてお願いをしてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 谷村松男君。

- 11番（谷村松男君） ただいま答弁で非常に前向きな取り組み姿勢を御回答いただきました。きょう、申し上げました事例につきましては横浜市ですが、全国にはたくさんのごみ減量化に取り組んでいるところがあると思いますので、そうした事例を参考に、山県市としてもごみ減量化に取り組んでいただきまして、いい山県市ができますことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。
- 議長（小森英明君） 以上で、谷村松男君の一般質問を終わります。御苦労さまでした。暫時休憩いたします。議場の時計で午前11時15分より再開いたします。

午前10時55分休憩

午前11時15分再開

- 議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
通告順位4番 尾関律子君。
- 2番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告してあります3点について質問させていただきます。

まず初めに、ブックスタート事業の実施についてお伺いしたいと思います。

このブックスタート事業については、昨年の6月にも子ども読み聞かせ運動の推進という項目で質問させていただいた中の一つです。読み聞かせ運動につきましては、開催会場の中で開催回数が増えているところもあり、より参加しやすい環境が整ってきていると思います。

また、子ども読書活動推進法に定められている「子ども読書の日」の4月23日は、各自治体で企画された行事が催されています。

山県市においても、伊自良図書館に「全国訪問おはなし隊」が来館し、多くの子供たちが本に親しむことができ、とてもよい機会が得られたことと思います。今後もより読み聞かせ運動の推進をしていただきたいと思います。

児童文学者の西本鶏介氏は、毎日のように悲しいニュースが伝えられています。何が恐ろしいといっても、我が子を虐待する親ほど恐ろしいものではありません。どうしてそのような人間が増えてきたのでしょうか。それは物質的な豊かさに慣らされ、他人の喜びや悲しみを自分のものにできる想像力が失われてしまったからです。そんな人間にならないために、子供の感情教育を私たち大人がみんなで力を合わせて行わなくてはなりません。そのための最も効果的な方法が読み聞かせです。また、子供に読書力をつけるためには、絵本の読み聞かせだけでなく、乳幼児からお話を聞かせる機会を日常的にたくさん持つべきです。お話をたくさん聞くうちに自分で本を読む力がはぐくまれるので

す。人の話を聞く楽しさを知った子供たちは、その後も自然と読書に向かっていきます。そして、本を読まない、本嫌いな子供を調べると、幼いころ、親からお話を聞かされていないケースが多いと話されております。

ブックスタート事業は、1992年にイギリスで始まり、日本では2000年11月に東京杉並区で試験的に開始され、現在では、全自治体の4分の1が実施しています。岐阜県においても、21市の中で10市が実施しております。追跡調査によると、ブックスタートパックを受け取った家庭では本への意識が高まり、家庭でより深く本の時間を楽しむようになったことや、赤ちゃんのころから本の時間を習慣として持つことがその子の言語面や計数面の考える力に大きな影響力を与えたことなどが報告されています。

ブックスタートとは、絵本をプレゼントするだけではなく、母と子の肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わすかけがえのないひとときを応援する事業です。乳幼児の健診時に図書司書さんや保健師さん、そして、それに携わるボランティアさんがブックスタートに込められたメッセージを一人一人の保護者に丁寧に伝えながら手渡しする事業です。乳幼児の健診はほとんどの方が受診されるので、その機会にぜひ家庭で読み聞かせができるようにブックスタート事業を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

保健福祉部長と教育次長にお尋ねをいたします。

- 議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員のブックスタート事業の実施についての御質問にお答えいたします。

現在、健康課では、子育てに必要な知識を持ち、ゆとりを持って子育てをしていただく人のために、生後6カ月から1歳児の親子を対象とした乳幼児学級「ミルキーキッズクラブ」をふれあいセンターにおいて開催をしております。

この学級の中では、子供の病気や事故予防、おやつづくり、おもちゃづくり、親子体操などを学んでいただいておりますが、その内容の1つとして、絵本の読み聞かせについても盛り込みまして、母親に抱かれて絵本を見ながら、優しく語りかけてもらうことによる乳幼児期の親子の触れ合い、心の通い合いの大切さや年齢にあった絵本の選び方などをお話ししております。

今後も、引き続き、こうした子育て支援事業を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（小森英明君） 室戸教育次長。
- 教育次長（室戸弘全君） 尾関議員の御質問にお答えいたします。

2005年3月末現在、ブックスタートの実施自治体数は、全国市町村数2,544自治体の中で653自治体であります。岐阜県におきましては、10市6町の16の市町で取り組まれています。

教育委員会といたしましては、ブックスタート事業と称した事業は実施いたしておりませんが、従来から、乳幼児、低学年を対象に、つくしんぼ学級、すくすく教室、のびっこ教室等、本に親しむ読書活動の推進には積極的に取り組んでまいっているところであり、これらがブックスタート事業の趣旨をも包括しているものと認識いたしております。

現在も、ゼロ歳児から3歳児を対象に、絵本や紙芝居による読み聞かせ教室を高富中央公民館、伊自良図書館、みやまジョイフル倶楽部で開催し、実施いたしております。

一方、学校現場におきましても、日常指導の中で、一斉読書、読み聞かせや放課後読書活動を行っております。ブックスタート事業は、次世代育成の環境醸成という意味合いにおきましても大変重要な分野でありますことは十分承知いたしておりますが、教育委員会といたしましては、現在の実施事業のさらなる充実、推進に努めてまいりますので、御理解を賜りまして、答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 尾関律子君。

○2番（尾関律子君） 今、御答弁いただいた中に子育て支援事業や次世代育成支援の推進をしていくということですが、各種教室に参加できない方もあるわけです。より多くの方が受診される健診時に、このブックスタート事業を実施していただきたいと思うわけです。

年間の出生数は昨年よりもことしというように、少なくなっている現状があります。そんな中で、予算をとることが難しいのかと思うわけですが、再度、教育次長にお尋ねをいたします。

○議長（小森英明君） 教育次長。

○教育次長（室戸弘全君） 再質問にお答え申し上げます。

本年度、伊自良図書館におきましては、図書館のウェブ構築を実施いたします。これは、御承知のように、市内すべての光ファイバーを利用した形で図書館の情報を発信する、また御利用を親しみやすくするということを目的に事業の実施をいたします。

そういった観点から申し上げまして、本が市民の皆様にもより親しくなるというふうにも思っております。先ほど御答弁させていただきましたが、私どもの行っております事業のさらなる実施の中で、これからも皆さんに御利用していただくべき検証は進めてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

- 議長（小森英明君） 尾関律子君。
- 2番（尾関律子君） より推進をしていただけるように期待をしております。

続きまして、2点目の質問ですが、介護予防についてお伺いをいたします。

今、日本の平均寿命は世界一長いのですが、さらに健康寿命も世界一です。2002年の世界保健機構（WHO）の報告では、日本人の平均寿命は81.4歳、男性が77.9歳、女性は84.7歳ですが、健康寿命も平均73.6歳、男性が71.4歳、女性は75.8歳で世界一です。健康寿命とは健やかに過ごせる人生の長さのことで、平均寿命から介護や看護を受ける期間を差し引いた年数のことです。

日本WHO協会の奥山氏は、介護や看護を受ける非自立期間は、日本人男性で5.5年、女性で7年あります。この期間を仮に1年短くすると、医療費や介護費用を概算すると、約20%削減が可能になりますと言われております。健康で長生きするためには介護予防が必要です。平成12年4月から実施された介護保険制度ですが、介護を必要とする高齢者の状態をできるだけ改善しようとするのが本来の目的でした。しかし、比較的介護度の軽い方が介護サービスに頼り過ぎたため、かえって筋力や体力が衰えてしまうというケースが多くあり、介護サービス全体の利用者も218万人から400万人へと予想以上に増えてしまいました。介護サービスも大事ですが、介護を必要としない元気な高齢者を増やすことがより大切なことです。

そこで、介護予防が重要になるのです。介護予防とは、簡単な運動をしたり、食事の栄養に気を配ったりと、介護保険の対象とならない人を多くすることです。既に筋力トレーニングや転倒予防教室などを実施されている他の市町村では、トレーニングを受けたうちの8割近くの人が要介護度が改善したという報告もあります。

また、65歳以上の人口が4人に1人以上という高齢化が全国でもトップクラスの茨城県大洋村では、いち早く村を挙げて健康プログラムをつくり、筋力アップトレーニングなどを行って、医療費が約半分に減ったという事例もあります。

今、公明党は介護予防10カ年戦略を発表し、筋力トレーニングや転倒予防教室などを行う拠点をだれもが歩いていける場所につくるように提案しています。山県市においては、介護予防についての施策をどのようにお考えでしょうか。

また、高齢者の方がだれでも気軽に使用できる介護予防に効果のある健康遊具を公園などに設置していただきたいと思います。健康遊具とは、足腰などの筋力アップや体の柔軟性やバランスを向上させるものや足の裏を刺激するようなプロムナードと種類はありますが、このような健康遊具の設置についてはいかがでしょうか。

保健福祉部長にお尋ねいたします。

- 議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員の介護予防についての御質問にお答えいたします。

介護保険制度も、施行当時、全国的に「保険あって介護なし」というような声も聞かれていましたが、この5年間で極めて速いスピードで、施設及び在宅を含め、介護サービスが充実し、結果的に、介護は社会化され、家族の過重な負担は軽減されたものと感じております。

さて、介護保険は自立支援が基本理念としておりますが、議員が御指摘のように、比較的介護度の低い方が介護サービスに頼り過ぎるために、かえって筋力や体力が衰えてしまうということは、この制度が始まって明らかになった課題でございます。

こうした状況の中、山県市の平成17年4月1日現在の要介護認定者は794人となっております。要支援、要介護1では、介護度が約半分の方が何らかの原因で要介護度が上がっているという状況でございます。このようなことから、市といたしましても以前より各公民館で健康予防体操を初めとして、各種の介護予防教室を実施、また本年度は新たに高齢者の転倒予防を中心とした筋力低下、またバランス機能の低下を防ぐことを目的とした運動教室を予定しております。介護予防及び重度化の防止に努めているところでございます。

現在、国の方では介護保険法の改正が行われておりますが、その改正の大きな柱は介護の予防でございます。内容としましては、要介護、要支援1などの軽度の方に対して既存の介護サービスを見直し、筋力トレーニング等により筋力の向上、栄養改善、口腔機能の向上などを取り入れた新予防給付の創設。また、要支援、要介護に認定される可能性のある介護保険の非該当高齢者等を対象にしました介護予防として、地域支援事業の創設等がございますが、山県市におきましても、今後、介護予防重視型のシステムをつくり上げていく必要があると考えております。

今年度は第3期の介護保険事業計画の策定年度ですので、高齢者全般の老人保健福祉計画と整合性を図り、平成18年度から20年度の3年間の計画を策定します。既に各専門分野、また一般公募により20名の委員を委嘱して検討を始めております。その中で、具体的に介護予防施策について各種の検討を図ってまいりたいと思います。

また、御質問の高齢者の方により健康遊具の設置の件でございますが、現在、山県市内には公園が幾つかございます。公園にもいろいろ区分がございまして、防災公園から始まりまして、各自治会にございます公園、浄化センターに併設される公園、ポケットパーク等々ございます。

議員も御承知のように、介護保険は特定の目的に支出します特別会計でございます。そういう観点で、議員のおっしゃるように、介護予防の遊具等がそういうものに、実質そういうもので対応した場合、そういう介護保険料の上昇等々にどのような影響があるかとか、また、その健康遊具の設置自体がまだ詳細にどういうものか、ちょっと把握をしておりませんものですから、現段階では、今後の検討の課題とさせていただくと、そのような認識でございます。

以上でございます。

- 議長（小森英明君） 尾関律子君。
- 2番（尾関律子君） 今、御答弁いただいた中に、公民館で健康予防体操、また各種の介護予防教室というのを実施されておるということですが、こちらはどんぐり会の皆さんが憩いの広場というものを通して、日ごろ頑張っていたいただいているところかなと思うわけです。今お話のあったように、健康遊具に関しましては、今後検討していただきたいと思います。より元気な高齢者が増えて、活気ある山県市となるよう期待をしております。

次に、3点目の質問ですが、携帯電話への情報配信の拡充についてお伺いいたします。

4月1日より山県市防災情報ネットワークシステムが開始され、携帯電話に防災に関する情報がリアルタイムに配信されるようになりました。配信される情報は、気象情報、地震、台風、警報などの情報、自主運行バスの運行情報、雪などによる運休情報、防災情報、災害に関する情報、通行どめ情報、危険降雨量による通行どめ情報、となっております。このシステムができ、緊急情報が早々に伝わり、より早く対応ができるようになったと思います。また、仕事などで山県市外に出られる市民の方にも、いざというときに安心です。しかし、これだけでよいのでしょうか。今、私たちの身近なところで子供たちの安全にかかわる事件の発生や交通事故、振り込め詐欺や架空請求の発生などがあります。このような安全防犯情報も警察や消防署とともに連携をとって、メール配信していただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

また、携帯電話のメールアドレスを登録するのにパソコンのインターネットからアクセスしなければ登録できない状況です。自宅で、あるいは自分で登録できない方に、公共施設での登録のできる場所を知らせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長にお尋ねいたします。

- 議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 尾関議員の御質問にお答えをします。

山県市情報ネットワークシステムは、昨年度、財団法人ソフトピアジャパンの補助を

受けて構築したものでございまして、携帯電話のメール機能を利用したシステムでございます。市役所の職員の防災体制をより迅速かつ確実に行うための連絡手段として活用をいたしております。また、市民向けとしては、登録していただいた方へ特定な防災等の情報を配信しております。

今後におきましても、新たに情報の配信が必要な場合及び配信体制が整ったものに関しましては、随時追加していきたいと考えておりますので、安全防犯情報もその中の一つととらえているところでございます。

他市の事例を調べてみますと、子供の防犯に関する情報サービスを行っている自治体もございます。子供のプライバシー保護のために問い合わせには応じないとか、また不審者による登録を防ぐため、市内在住で20歳以上を対象に直接窓口での申し込みをするなどの制限を加えて実施しているところも見受けられます。

今後、これらの先進事例を参考にしまして、警察署、防犯協会等の関係機関とも調整をし、システムが悪用されないように注意を払いつつ、情報配信の拡充に前向きに取り組んでいきたいと考えております。

また、市民の皆さんの登録方法でございますが、インターネットを御自宅で御利用されている方は、山県市のホームページにアクセスし登録できますが、それを自宅でやっておられない方は、高富図書館、伊自良図書館のパソコンを利用して登録することができますし、本庁総務課の窓口でも登録できますので、ぜひ御利用いただきたいと思いますし、また、そのようなPRを努めていきたいと思っております。

今後につきましては、インターネットを使われない方や地域の利便性を考慮して、各支所の窓口で登録することができたり、携帯電話から直接登録できるシステムの追加などを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いしまして、答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 尾関律子君。
 - 2番（尾関律子君） 制度拡充に前向きに御答弁いただきました。より安心、安全な生活ができるように推進を図っていただきたく、そのことを要望して質問を終わらせていただきます。
 - 議長（小森英明君） 以上で、尾関律子君の一般質問を終わります。御苦労様でした。
- 続きまして、通告順位5番 後藤利利君。
- 10番（後藤利利君） 議長より御指名を受けましたので、通告順位に従いまして、水田暗渠排水事業について、基盤整備部長に質問をいたします。

最近では、農業を志す人が少なくなり、まことに寂しい限りでございます。その反面、

今でも先祖の田畑地を大切にすることや日本の国土に愛着を感じている人も少なくありません。私どもは、このような時代であるからこそ、農地を守り、将来のためにも一層大切にすることに努力しなければなりません。その裏づけとも言える桜尾地区、大桑地区においては、担い手ともなる機械化営農組合が今日立派に設立されておるわけでございます。

なお、桜尾地区においては、農事組合法人桜尾生産組合が平成14年4月に創設されております。今後の農地を守る前提となっております法人化の立ち上げには、関係者の皆さんがかなりの努力をされてまいりました。それにもかかわらず、平成17年度事業の大桜地区の地域水田農業支援緊急整備事業が採択保留となったことは、農家にとっては大きなショックと同時に、残念であるという認識が高く、今後の営農意欲がますます衰退するのではないかと心配せざるを得ません。

そこでお尋ねをいたします。

市が地権者を集めた地元説明会で、国の採択要件であった暗渠排水の申し込み面積がこれを上回ったと聞きましたが、採択要件を満たしておるにもかかわらず、なぜ県の調査箇所に認められなかったか、今後においてどのように対応すれば水田暗渠排水事業の推進を図ることが可能であるのか、また地元の水利組合等には本事業の保留になったことの状況など詳しく伝えたのか、あわせて部長の見解をお尋ねいたします。

- 議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 後藤議員の御質問にお答えします。

大桜地区につきましては、市におきまして地域水田農業ビジョンが策定され、これに基づきまして、機械化組合が中心となり、農家と連携し、営農活動が積極的に展開されていると認識しております。

御質問の県営事業で地域水田農業支援事業の採択要件としまして、20ヘクタール以上のまとまりのある営農区が3カ所以上、暗渠排水の実施面積が20ヘクタール以上及び担い手の経営等農用地面積が20ヘクタール以上あり、今後、事業の実施により、ビジョンの示す内容に沿って農用地の利用集積が見込まれる等の条件を満たしているとの判断から、昨年12月に調査箇所の要望を県に提出したところでございます。

本年4月4日付の県からの文書で、新規調査箇所に大桜地区が漏れていることが判明いたしまして、理由を確認した結果、緊急性と事業効果、地元の協力体制等を総合的に勘案し、決定がなされたとの説明を受けました。具体的には、暗渠排水の面積要件は満たしていますが、一体的に計画されていないので、今後さらに詳しく調査する必要があるとの指導を受けたところでございます。

4月26日に、各水利組合長の方々には説明会を開催し、今回は調査箇所の対象にならなかった結果を報告し、御理解をいただいたものと理解しておりますが、しかしながら、農家の実情を思うとき、市といたしましては、引き続き実施に向けて要望してまいりますので、各水利組合の御協力をお願いしたところでございます。

国、県、市ともに財政が非常に厳しい状況下であり、公共事業としての事前評価制度が導入されている今日、地域住民との協働の事業展開が求められておりますので、皆様方の御理解、御協力をいただき、事業の推進を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 後藤利利君。

○10番（後藤利利君） 再質問いたします。

ただいまは、基盤整備部長の回答を賜りましたが、このような事業を推進するに当たっては、特に担い手の育成が最も重要であることは、既に国や県の指導により承知をいたしておるところであります。その意味では、大桜地区においては、営農活動には積極的に進めてきたと認識を持っておりますが、ただいま部長の回答の中で、県の調査箇所から大桜地区が採択漏れになっていると、そういった理由に、1番には緊急性、2番には事業効果、3番には地元の協力体制など、総合的に勘案された上での保留が決定されたとありますが、この3点については、いずれも私どもの考えでは、十分に満たされているとの認識をいたしておりますが、それ以上、何が存在するのか、もう少し具体的に説明をしていただくよう、再度部長に質問をいたします。

○議長（小森英明君） 基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 後藤議員の再質問にお答えします。

大桜地区の水田面積223ヘクタールのうち25ヘクタールの要望をいただき、採択要件の暗渠排水20ヘクタール以上の面積要件を満たしていますが、一体的に計画されていないので、未計画箇所が本当に必要がないのかを調査し、必要ならば、農家と話し合いを行って実施箇所に加えるよう、県から指導を受けたところでございます。

今後、機械化営農組合の意見を参考にいたしまして、実施箇所の掘り起こし等を進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 後藤利利君。

○10番（後藤利利君） いろいろ予算の上からも厳しい面があるかと思いますが、農家の皆さんの御期待に沿えるよう、市としても十分な今後調査をしていただき、平成18年度には必ずクリアできるよう、担当課を叱咤していただき、農家の営農意欲の衰退が

ないよう、今後最善の努力をされるよう、お願いを申し上げます。御期待を申し上げまして、私の質問を終わります。回答は要りません。

○議長（小森英明君） 以上で、後藤利元君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後 1 時より再開いたします。

午前11時51分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位 6 番 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝です。

1 番目の質問は、山県市立保育園の園児と自衛隊の交流について、市の責任をただしたいというふうに思います。まず、担当部署であります保健福祉部長に質問いたします。

去る 5 月19日、旧美山北中学校の体育館とグラウンド、これは、現在、社会教育施設として活用されているということですが、山県市立の保育園、美山地区の 4 つの保育園園児148名が自衛隊との交流会を実施しました。5 月20日付の中日新聞、「どっきり 保育園に装甲車」という見出しの記事には、迷彩服にヘルメット姿で子供たちを誘導する隊員、白いヘルメットをかぶり、装甲車に向かう子供の姿、待機する子供たち、保育士と見られる女性、装甲車など、グラウンドに乗り入れられた自衛隊の車両などの写真が掲載をされております。

銃撃戦が予想されるような危険なところ、いわゆる戦場で使われるのが装甲車です。イラクへ自衛隊を派遣するときに、この装甲車を持っていくということになりまして、当時といっても、まだ 1 年半前のことですが、昨年の 1 月 7 日の岐阜新聞の朝刊の一面トップ記事に、陸自、陸上自衛隊ということですが、「陸自先遣隊に装甲車」と大見出しで、そして、「政府の方針 8 台を配備」と小見出し、そして装甲車の写真も掲載をされているわけでありまして。

まさに、異常な事態だということをこの記事はあらわしているんです。その時の記事を少し拡大してきましたので、お見せしたいと思います。市長も見てください。部長も見てください。1 年半前の岐阜新聞の 1 面トップの記事です。下のこの大きい写真は、これは実際に新千歳空港から装甲車がイラクへ運ぶために運び込まれているところです。飛行機に、輸送機に運び込まれている写真。こちらの方は朝日新聞の写真です。

そのような装甲車を持ち込んで、幼児たちに体験乗車、とんでもないことであります。私は、他の団体の代表の方々とともに、直ちに、市長、そして実施をした各園長に事実

確認をし、そして抗議をしたところであります。今後一切このようなことのないように申し入れをし、そして文書での回答を求めました。しかし、いまだにその回答はないままであります。一体どういうことなのでしょう。

その後、私が行った聞き取り調査などによりますと、交流は自衛隊主導で行われたということが明らかになってまいりました。「自衛隊ってなあに?」、こう題したプログラムを自衛隊が提示し、そして、そのまま実施されているといえます。そのプログラムには、背のうの体験、子供サイズの自衛隊員の制服の試着、装甲車等への体験乗車などがはっきりと書いてあるわけであります。公立の保育園でなぜ幼い子供たちにこのようなことを教えなければならないのか。直接子供たちの目に映り、体験した戦争の道具が子供たちにどんな影響を与えることになるのか、大いに配慮に欠け、平和教育に反した行事計画であり、容認することのできないものであります。

市民の声も抗議の声が幾つか届いております。「そのようなことは子供に絶対やってほしくない」、「あってはならないことだ」、「なぜ、実施されてしまったんだろう」、「どこかでストップがかからなかったのか」、「これは、単に装甲車の問題だけではなく、交流そのものが問題」、「こんなことでは安心して子供を預けられない」などなど、この情報に触れた市民からは、驚きと強い抗議の声、疑問などが届いているわけであります。

そこで、直接の責任部署であります福祉部長に質問をするわけですが、自衛隊と保育園との交流計画に至った経緯、そして実施内容について、部長の説明を求めたいと思います。そしてまた、なぜ実施されてしまったのか、今後どうするのかなどを担当部長の見解もお聞きをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

議員も聞き取り調査で御理解いただいていると思いますが、今回の経緯と内容につきましては、去る4月20日に自衛隊の歩行訓練が行われることを聞いて、園外保育の一環として国道まで出かけ、園児が手を振った。その愛らしい姿に感激された自衛隊側がその答礼の意思を示すために、ごく自然な形で具体化されたものであります。実施に際しては、事前打ち合わせもされておりますが、特殊自動車に対します知識もなく、災害救助等に赴く車との認識であったかと思えます。多くの園児が当日の感想として、1番に、「南極の氷を見て、触れてうれしかった」、「ラッパに触れて嬉しかった」など、ごくごく自然に自衛隊のお兄ちゃんとの交流を喜び、それ以外に何ら心理的影響を受けたとは思われません。

交流事業を企画しました保育園の現場サイドでは、園児たちの屈託のない笑顔と歓声がすべてを物語るとおり、その中身に親善交歓以外の要素が介入する余地はなく、特定の政治的意図を感じさせるものは何一つないと認識をしております。

現在、山県市の保育園では、保育目標を「心豊かな いきいきとしたこども」とし、思いやりのある子を目指す姿といたしまして、人とのかかわり合いの中で愛情と信頼感を大切にする心を育てています。今後の対応につきましては、保育園と関係部署との連携をとりながら、各種の事業の目的などを踏まえて、適切に判断してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） ただいまの担当責任部署の部長、土井部長の御答弁では、本当に認識の浅い、幼児教育や、また子供全般の教育にかかわっての認識が非常に浅い、そういう答弁だったというふうに思います。

自衛隊の本来の仕事といえば、やはり自衛ということで、今、日本では位置づけられているわけですが、迷彩服は何のための迷彩服なのか。また、先ほどもお話ししましたように、装甲車というのは何のための装甲車なのか。4月20日に行われました今回の交流計画のきっかけとなった自衛隊の約50名の隊員の徒歩歩行訓練、この訓練のいでたち、これも、私は、先日、自衛隊の司令部へ出かけてみて確かめてまいりましたが、迷彩服にヘルメット、そして背のう、そして銃が背負われているわけです。それは外から見える形であります。そういう形で隊員たちが団体となって歩く訓練を1日ばかりでしたわけでありまして、こんな訓練をなぜ彼らがやっているのか。災害救助のためでないことだけははっきりしているではありませんか。

もし、その日、4月20日、当日、その銃の中に弾が入っていたかどうかは、私は確かめておりませんが、もし、その中に弾が入っていたりなんかして、何かの異常事態がそこで出て、見に行った子供たちに危害が及ぶというような事態が発生していたかもわからない、私はそう思うんです。幼い子供というのは、そういう危険なところからは一番早く遠ざけられなければならない、そういう存在であるというふうに私は思います。これが常識ではないでしょうか。それをわざわざ園の単独の判断でそういうところに近づいていった。そしてまた、愛らしい姿にうれしかったからお礼がしたい。自衛隊の方から申し出があって、この交流は行われたというふうに、今、御答弁ありましたけれども、自衛隊に先日出かけていきまして確かめたところによりますと、園の方から要請がありましたということでした。本当にここでも食い違いがあるわけですが、どちらにしても、自衛隊にも責任があります。しかし、市民の大事な子供を預かってい

る福祉部、ここに何よりもの一番の責任があります。そこを重く認識していただく必要があります。子供たちは、今、言葉にあらわさないかもしれませんが。迷彩服、ヘルメット、そして装甲車、今、子供たちは言葉にあらわさないかもしれませんが、その意味が後からどのようにあらわれてくるかわからない、これが教育の実態ではないですか。そこを深く認識しないで一体どうするのでしょうか。とんでもないです。

そこで、市長に質問をしたいと思います。

ただいま部長から御答弁がありましたような大変ひどい認識の、あなたの責任を負う山梨市の福祉部の仕事が行われているわけです。これは、やはり市長の責任を問わなければならないということになります。戦争で真っ先に犠牲になる、そして最大の犠牲になるのは子供たちなんです。自衛隊は南極の氷だとか、災害救助だとか言っておりますけれども、それは本来の仕事ではないわけですね。付随的な仕事として今行われている。実際には、自衛隊は、今、アメリカ軍が世界で繰り広げている戦争の手助けをインド洋なんかでやっているわけでしょう。戦争をしないというふうに決めた日本の憲法、この憲法を持っている国の自衛隊が戦争を勝手に進めているアメリカの手伝いをしている。とんでもない状況じゃないですか。そういう自衛隊の実態、そういうものを幼い子供は理解することはできないです。災害救助だとか南極の氷だとか、自衛隊の実態を子供たちに誤った判断として植えつけることになるじゃないですか。とんでもないですよ。

実際に、最大の犠牲者となるのは幼い子供たち、そして、その子供たちに戦争の道具を触らせる。市長は一体山梨市の子供たちをどうしたいと、どうするというふうに思うんですか。こんなことで、こんなことがこれからも繰り返されるようなことでは本当に許されないんです。

市長には、今後一切子供たちにこのようなことはやらないということをお場で明らかに表明をしていただく必要があるというふうに思います。いかがですか。

- 議長（小森英明君） 平野市長。
- 市長（平野 元君） 中田議員の再質問にお答えします。

中田議員も十分御存じのこととは思いますが、自衛隊は自衛隊法に基づく国の機関でございます。地方公共団体が自衛隊と協調連携することは、大規模災害時の住民避難とか、被災者の救助活動など、例を見るまでもなく、当然至極のことであり、当然のことでございます。昨年、新潟県の中越地震の場合でも、救助活動に懸命に取り組んでおられましたことは、皆さんも十分御承知のことと存じております。

議員が問題視とされております当市の保育園児との交流行事につきましても、先ほど保健福祉部長が答弁いたしましたとおりでございます。ごく自然な発想の親善交歓行

事であったと報告を受けております。

装甲車、正式には軽装甲機動車というそうですが、新潟県の中越地震を初め各地の災害救助に活動するなど、装甲車は人員の安全な移動等も含め、多目的に使用されておるわけでございます。中越地震だけでなしに、各地の災害防除には軽装甲機動車は出動しておるといふふうに確信をしておりますし、そういうふうに伺っております。

また、迷彩服というのは自衛隊員の作業服でございます、常に制服を着て救助活動に行くわけにはまいりません。そういったことで、迷彩服は自衛隊の作業服でございますので、そういうことで着用しておることでございます。そういう意味で、殊さら戦争に結びつけるような雰囲気ではなかったと私はかたく信じております。

ちなみに、山県出身の自衛官は現在三十数名おられます。また、その保護者の父兄の会も40名程度のそういった会議がございます。

そうして、私は、言ってみれば、戦中派でもございますので、戦争の悲惨さということとは十分認識しておるつもりでございますし、教育の理念としましても、人に優しい教育の理念を植えつける必要は大変大切かと思っております。

そういったことでございますので、余りにも偏狭な視点で過剰反応されることは、自衛隊の好意や保育園児とその保護者たちの素朴な心情を傷つけるものとして、若干残念な思いを禁じ得ません。また、自衛隊に対する考え方につきましては、中田議員とは見解の相違もあるようでございますので、今後におきましても、市長としての的確な判断をしてみたいというふうに思っております。そういったことで、今までの回答にさせていただきますたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 自衛隊の見解について、私がただいまこの議場でお話をした点についての、認識の相違があるとでもおっしゃるのでしょうか。それはちょっと違うんじゃないかというふうに思うんですね。私は事実を述べただけですからね、現実の。それは相違じゃなくて、市長だって認めなくちゃならない部分だというふうに思いますよ。

素朴な発想だとか、自然な交流だとかいうふうにフォローをしておられるようですけども、本当にそんなことでは困るんですね。実際、わたしは、その後、この交流計画を実施された4人の園長さん達に直接会って状況を伺い、意見交換もしてまいりましたが、やはり子供さんを預かっておられる一つ一つの園の責任者として、直ちに今回の交流について反省をされました。「本当に認識不足で申しわけなかった。そして、今後は一切こういうことはしません。そして、これからは平和教育をやっていく」、そういうふうに彼女たちは口をそろえておっしゃってございました。これこそ本当に市民の

大事な子供と毎日接する指導ある立場の人の発言というふうに私は思うんですね。これこそ素直な発言だというふうに思うんです。確かに、大変な認識不足、非常識きわまらないことを起こしてしまわれたわけですがけれども、ここの、せめてもの、私は今回の救いだというふうに思うわけです。園長さんたちは心から反省をしておられる。

当日、計画の段階では、まだ、これが公になっていない段階では、スナップ写真もたくさん撮られたようです、園長さんたち。「そのスナップ写真、どうされるんですか」と聞きました。「一切、使いません。これからは平和の教育をやっていくんですから、この交流の写真は一切使いません」、こうおっしゃいました。これが本当じゃないでしょうか。とんでもない答弁ですよ、市長、本当に。もう再々質問ということになるわけですがけれども、いま一度、市長の先ほどの答弁は再考する必要があるのではないかとこのように質問いたします。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 中田議員の再々質問にお答えいたします。

中田議員は、殊さら戦争に結びつけるようなことを申しておられます。私は、そういうふうには思っておりません。というのは、自衛隊は、先ほど申しましたように、日本の国民の生命、財産を守る国防のためにある自衛隊でございます。戦争に参画することでは一切ございません。私は、そういう認識であります。そういうことでございますので、見解の相違というのはそういうことを申したわけでございます。

見解の相違の具体的理由を言いますと、山県市の各種行事がございます。そういったときに、国旗を掲げて君が代を斉唱するときに、私らはきちっと直立不動して君が代を歌うし、国旗に目礼をするだけでございますが、そういうことをなされん方も中にはございます。その辺のところは私が見解の相違だというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。次の質問に移ってください。

○15番（中田静枝君） 今の市長の御答弁は、質問とは全く関係のない、それはそれで、また議論をしなければならない問題なんです。とんでもないことであります。今後また再考を求めて、私は働きかけていく必要を今強く感じているところであります。

さて、それでは、次の質問を重ねることはできませんので、2つ目の質問に移りたいというふうに思います。

2つ目の質問は、老人の医療費、これの患者の一部負担金、この負担金の軽減策について実施が必要だということで、そういう立場から担当の福祉部長に質問をしたいというふうに思います。

山県市内の高齢者世帯は増え続けております。高齢者世帯の中には、国民年金が主たる収入になっている世帯も少なくありません。消費税が導入され、増税され、そして老人医療費の有料化が強行され、そして、それが今では定率負担、1割負担、そして、それが所得によって2割負担の方も出てきたという、そういうふうにとんどんと負担が重ねてきております。

そして、介護保険料の強制的な年金からの徴収、こういうことによりまして、高齢者世帯の生活は本当に大きく圧迫をされてきているわけでありまして。負担は限度を越えている、そういう状況にある高齢者世帯が少なくないわけでありまして。

現在、この山県市の老人保健、未整備であります医療費の一部負担金の軽減策、この実施がこうした高齢者世帯を支えるために本当に即効的な必要な方法だというふうに考えます。早急な実施を求めたいというふうに思います。答弁を求めます。

○議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

議員も御承知のとおり、老人保健制度は高齢者の方が医療機関にかかるときの負担を軽くして、安心して医療を受けられるようにするための制度でございます。老人保健法に基づき実施されている制度でございます。議員御指摘の医療費の一部負担の軽減につきましては、山県市老人医療事務取扱細則により、一部負担金の減免、または免除を実施しておりますので、未整備ではございません。どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 未整備ではないんですね。じゃ、なぜ実施されなかったんでしょうね。これは、今回の私のこの質問というのは、実際の市民の苦しい現状を踏まえた質問なんです。昨年の年末あたりに、私の方に市民の方から御相談がありまして、そして医療費の負担が非常に重くなっているということを私は教えていただきました。そのことについて、私は、もちろん高齢者世帯の方ですので、国民健康保険の被保険者であります。ですから、当然国民健康保険の被保険者として、国民健康保険法に基づいた医療費の一部減免制度の対象になるというふうに私は考えまして、市民部の方にこの話をしたわけでありまして。市民部の方では、国民健康保険の市の制度には、この制度は、現在、未整備のわけでありまして。市民部からおそらく保健福祉部の方にも話が行っていたらというふうに思うんです。なぜ、それを実施されなかったんでしょうか。大変苦しい思いをしていらっしゃったんです。医療費の一部負担金の負担に大変苦しい思いをしておられた。どうなんですか。なぜ実施されなかったんです。

○議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再質問にお答えいたします。

現在、老人保健法の法律の中で、一部負担金に関しましては、市町村長は厚生労働省令の定めるところによりまして、一部負担を支払うことが困難であると認める場合は、減額、または免除を申請することができます。ですから、申請でいろいろ御相談に来られたケースはございますが、実際には申請に至らなかったと、そのような理由でございます。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） なぜ相談には見えただけども、申請には至らなかったんでしょうかね。それは、私は福祉部の方に受け入れ態勢としての問題があったんじゃないかというふうに疑わざるを得ないんですが、いかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再々質問にお答えいたします。

老人医療に関しますと、議員も御承知だと思いますけど、75歳以上の方が病院の窓口で支払う一部負担金、それはかかった費用、所得に応じてでございますが、低所得の方は所得の1割、かかった費用の1割を自己負担として負担をされます。それで、議員の御質問は、その一部負担金をなおかつ軽減するような制度はないかということですから、それは、私が先ほど申しましたように、老人保健法の中で明示がしてございまして、市としてもそのような条例の制度がしてございますから、そのような相談をしていただければ、そこで対応をさせてもらうということでございます。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 以上で、中田静枝君の一般質問は終わります。

続きまして、通告順位7番 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、通告に従いまして、質問いたします。

1つは、公共下水道の浄化センターの問題、それから過去の汚職の整理の問題、それと指定管理者制度について質問いたします。

まず、公共下水道の浄化センターということで、水道部長にお尋ねします。

高富、富岡地区の公共下水の浄化センターの建設がまもなく発注されます。公共下水の全体事業費173億円のうち、およそ63億円とされている施設です。今は、大規模事業は一般競争入札が原則という時代の流れがあります。しかし、市は日本下水道事業団、以下事業団と言いますが、ここに決めているというふうに私には受け取れます。私は、経

済性からも自治体の主体性からも強い疑問を感じますので、ここに質問いたします。

まず、1番として、事業団との関係ですが、事業団はこの計画にいつからどのようにかかわっているのでしょうか。それから、事業団というのは、2000年にコスト縮減の新行動計画というものを策定し、2003年9月18日には公共工事縮減の成果と今後の取り組みということで公表しております。これらのコスト縮減の取り組みは、事業団と関係して以降、本市の計画にどのように反映されているのか、あるいはいないのか。もし、反映されているなら、どの程度の額で、その要点はどのようなのでしょうか。そして、その取り組みは継続して、さらに深められていくというふうに受け取れますけれども、仮に事業団に委託した場合、今後についてはコスト面でどのような展望が持てるのでしょうか。

それから、2番として、事業団への発注の前という今の段階ですので質問をしますが、けれども、まるで60億円余りの事業を随意契約するというふうに言うしかないとは私は受け取ります。相手方に事業団以外の選択肢というのはないのでしょうか。

次に、浄化センターに関して市が直接一般競争入札にするということは、手続上の障害はないと私は考えますが、いかがでしょうか。もしくは、一般競争入札ができないという理由は何なのか、お答えください。

次に、仮に事業団と組むとしたら、ことしはいつごろ何をするのかということですね。事業団とのやりとり、あるいはこの議会との関係といったことについて説明をいただきたい。

それから、3番目、損害賠償条項について質問いたします。

事業団の仕切った自治体の下水道事業にまつわる談合、これはずっと大きな社会問題になっております。そして住民訴訟も各地で起きていると。そして、返還命令、あるいは和解というのが幾つもあります。そういった意味で、日本の国の中では極めて特徴的な団体です。仮に事業団にゆだねる場合、その後に業者の間の談合が明らかになった場合の損害賠償の条項を設けるべきではないかと私は考えます。そして、その額も当該契約の予定額の20%以上というのを課すべきではないのかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

4つ目ですけど、発注をしたという場合のその後のことについてですが、仮に市と事業団が契約したら、それ以降、浄化センターに関して事業団が直接発注することになるわけです。施設の建設に係る各種工事の発注は、一般競争入札の原則をとるべきではないのでしょうか。

次に、山口市は、この種の事業に関して、事業団の業務のどこまで監査ができるのかというところを明確にしていきたい。

次に、事業団、あるいはその事業団の下請けの会社の事業について、もちろん当山県市の事業の分なんですけど、市民から情報公開の求めがあった場合に、市は一体どのように対応するのか、どこまで対応するつもりがあるのかということをお聞きします。

5 番目として、浄化センターの維持に関してですけれども、センターの供用開始後、維持費、ランニングコスト、これをどのように抑えるかということが非常に重要になります。現在の計画では、最初のコストでの維持方法を追求しているのか、それはどのような方法なのか。あるいは、現在どのような方法が検討されているのかというところを答えていただきたい。

それから、6 番目として、最後ですけど、浄化センターの汚泥の処理についてです。事業団が立案し、採用している現在のシステムというものは、浄化センターの汚泥処理方式、その方法というのはどういうふうに計画されているのでしょうか。そして、それは最小のコストで汚泥処理する方法だと言い切ることができるのでしょうか。

まず最初に、以上をお尋ねします。

○議長（小森英明君） 梅田水道部長。

○水道部長（梅田修一君） 寺町議員の御質問にお答えをします。なお、答弁の中で、下水道事業団は事業団として答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

最初の事業団との関係についての御質問の中で、事業団の本計画へのかかわりについてですが、平成12年度に高富公共下水道事業を実施するに当たり、新しく公共下水道事業を始めた市町村の約7割が事業団に業務の委託をしており、実績が豊富であるという点を考慮し、全体計画の策定を委託しております。

また、平成13年度には、都市計画決定、下水道法事業認可及び都市計画法事業認可業務、平成15年度には浄化センターの基本設計、平成16年度には詳細設計を委託しております。

次に、事業団のコスト縮減の取り組みについて、本計画に反映されているかどうかということですが、本浄化センター建設においても、設計段階で汚泥脱水機の機種選定など、12項目の縮減策により、約2億2,000万円の工事費削減が図られています。

次に、事業団に委託した場合、コスト縮減の取り組みが軽減されることによる今後のコスト面での展望についてですが、平成20年の供用開始までに2分の1の施設能力を建設する第一期工事、その後、汚水量の伸びに伴って増設工事を行い、全体計画が達成されるわけですが、今後、継続、進化されるコスト縮減策により、建設コストの縮減が図られるものと考えております。

2点目の事業団への発注の前だからの御質問の中で、浄化センターの発注先として事業団以外に選択肢がないかということですが、高富浄化センターの建設については、施設の規模が計画汚水量日量最大8,500立米と大きく、多種の専門的かつ複雑な技術を要するものであり、工事の発注に当たっては、設計及び工事の監督管理について、豊富な経験と知識が必要となります。また、建設事業の遂行能力や施設稼働後の維持管理体制を十分考慮することが重要となります。

市が独自で建設する場合、下水道法第22条により、設計または工事の監督管理については、政令で定める資格を有するものが行う必要があるわけですが、土木、建築、機械、電気、水質といった各職種にわたる専門技術者がおりません。したがって、これら職員を確保する必要があるわけですが、職員の増員の問題及び生涯の人件費を勘案すると、経済的に事業を遂行するためには業者委託が適当と考えます。

事業団は、下水道事業を行う場合、技術者が不足している地方公共団体を支援することを目的として、地方公共団体の市町等により設立された組織であります。平成17年度で設立以来33年が経過し、平成16年度までに全国で3,262カ所の工事を受託した実績を持ち、県内においても、合併前の公共下水道実施市町村70のうち、49市町村68カ所で受託をしており、豊富な経験及び技術を有する職員を多数有し、信頼があります。

施設完成後は、事後点検、初期運転指導、維持管理の技術援助、機能診断などのサービスを実施しており、建設工事から維持管理への移行を円滑に行うことができます。また、建設工事のコスト縮減にも積極的な取り組みがされ、成果を挙げております。発注設計書の作成及び工事管理業務について、市が独自で建設するものとして、一般のコンサルに発注した場合と費用の面での比較をすると、事業団の方が安価となります。

以上のことから、浄化センター建設工事については、市のニーズを的確に反映する体制を整備している事業団に発注する予定となっていますので、御理解をお願いいたします。

次に、市が浄化センターに関し、直接一般競争入札にすることについて、手続上の障害はないと考えるがどうか、もしくは一般競争入札のできない理由は何かという御質問ですが、市といたしましては、浄化センターの発注については、先ほども述べましたように、市独自で建設するのではなく、事業団委託が最適であると考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

次に、事業団と組んだ場合のことしの今後の予定についての御質問についてですが、国の補助金の交付内示を受け、7月から8月ごろに事業団と浄化センター建設工事について仮の委託協定を締結いたします。

次に、国の補助金の交付決定を受け、8月から9月ごろに議会において委託協定について審議をしていただきます。

次に、議決されますと、本協定を締結する運びとなります。

次に、事業団において、発注設計書の作成、業者選定、入札、契約、現場管理業務、完了検査の一連の業務が行われます。

3点目の損害賠償条項についての御質問についてですが、事業団と委託協定を締結した場合、業者間の談合防止のため、協定書の中に損害賠償条項を設ける方針であります。額の比率については、他市町村の例を参考として定める予定であります。

4点目の発注後についての御質問の中で、事業団が工事を発注する場合、一般競争入札の原則をとるべきではないかということですが、事業団では、新規に発注する工事は、入札の透明性、客観性及び競争性を高めるため、受注希望者を募集する一般競争入札と公募型指名競争入札の2方式が採用されています。この一般競争入札と公募型指名競争入札は、国の一般競争入札の基準額で分けておりますが、2方式に基本的な差はございませんので、一般競争入札の原則がとられていると言えます。したがって、事業団独自で入札参加業者を選定して指名することはありませんし、弁護士、大学教授などの第三者により構成される入札監視委員会によりチェックが行われておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

次に、市は、当市事業に関し、事業団業務のどこまで監査できるのかということですが、市は、委託した事業の範囲については適正に行われたかどうか監査ができます。

次に、事業団、あるいは下請けの当市事業分に関する情報公開についての御質問ですが、市民から情報公開の求めがあった場合、市は、市の情報公開条例にのっとり対応してまいります。なお、事業団情報公開規定に基づき、市民は直接事業団に対して情報公開を求めることができます。

5点目の浄化センターの維持に関する御質問についてですが、本浄化センターでは、汚水処理に運転管理が容易で維持管理コストの低いオキシデーションディッチ法を採用しています。この方法は、処理の安定性が高く、高度処理にも対応が可能です。また、污泥処理施設の脱水機の選定に当たっては、濃縮・貯留設備を省略した機種を採用して、建設費、維持管理コストの低減と運転管理の容易さを図っています。

6点目の御質問の浄化センターの污泥処理についての中で、事業団が立案し採用している現システムにおける浄化センター污泥処理方法ですが、上位計画である岐阜県下水道污泥処理総合計画の集約処理及び最近の污泥有効利用の動向を踏まえ、污泥収集方法、施設建設場所、製品の市場性・流通経路などを検討しましたが、現在のところ、解決す

べき問題点が多く、短中期的な処分については、発生する汚泥量も少ないことから、汚泥脱水ケーキを産業廃棄物として業者に委託して、搬出処分することとしています。

次に、この汚泥処理方法が最小のコストでの方法と言えるかということですが、現在のところ、直接脱水した汚泥脱水ケーキを搬出処分する方法は、プロセスが最も少なく、安価な方法であると言えますが、長期的には、産業廃棄物処分場の確保が困難となることが予想されており、今後、周辺市町村の動向を踏まえ、汚泥の集約処理、有効利用等を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 答弁が長かったので、簡略に再質問します。部長にお願いします。

まず、損害賠償の条項を設けていただくというのは、山県から見ると、非常に進歩かなというふうに思っていますが、それで、他の市町村の動向を見て課す割合を決めるということでした。今、10%のところは主流ですけれども、例えば、けさ、調べても、京都府だとか東京の目黒などは、10%プラス自治体の損害額が明らかになれば、その部分を加えるというところが最近の傾向だということがありますので、そういう基本額プラス損害額が算定されたら、それも加えるということについてどうかということをお答えいただきたい。

それから、汚泥の処理についてですが、脱水ケーキ云々ということでしたが、結局産業廃棄物としての処理の仕方は非常に高価になる。今の答えもその趣旨はあったと思うんですね。私は、一番コストを抑えることができるのは、その自治体を持つ一般ごみの処理システムの中に合わせ産廃という形で処理できる方法があるわけですが、そういった方法について検討されているのかどうか、部長はどう考えますか。

以上、2点お願いします。

○議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時52分再開

○議長（小森英明君） 会議を再開いたします。

梅田部長。

○水道部長（梅田修一君） 寺町議員の再質問にお答えをいたします。

損害賠償制度の中で10%プラス損害賠償の分を課しておる市町村もあるということ

で、そういう点を検討したらどうかということでございますが、先ほど質問の中でお話がありましたが、下国では過去にそういった談合の問題がありまして、判決が出ております。これを見ますと、大体7、8%というような判決が出ております。他市町村の例で言いますと、先ほど申されましたように、10%というのが多いわけなんですけれども、20%というような率を課しておる市もございます。こういった点につきまして、その10%プラス損害賠償の分、そういう加算についても、また今後検討してまいりたいと思っております。

それから、2点目の汚泥処理を現在計画中的ごみ焼却施設で行うことについて、それが安価な方法ではないかというような御質問でございますけれども、この下水汚泥を現在計画中的ごみ焼却施設で処理することについては、汚泥処理方法の確かに一つでございます。しかし、このごみ焼却施設の建設について、地元説明会では、可燃ごみと家庭から搬出されている木くず、おがくず、繊維類、紙類程度の産業廃棄物を合わせ処理するということで、地元ではお願いをしております。したがって、産業廃棄物である下水汚泥を合わせて処理するという点については、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 時間がよくわからないんですけど、仕方がないので、再質問で終わって、次に行きます。

市長にお尋ねしますけれども、旧高富町の町長の贈収賄事件ということで、昨年も質問いたしました。今回も市の損害ということで質問いたしますけれども、私は、常々過去の汚職を反省し、再発防止のために厳しい防止策をとるべきだということは申し上げてきました。申し上げました2002年の自治体合併前の高富町長汚職事件、既に3年が過ぎました。山県市が昨年9月に入手した元町長の刑事事件の判決には、非常に興味深い点が記録されています。私は、ことしの3月に、住民訴訟において、被告の退職手当組合から提出された判決書という文書を初めて見て、正式に確認しました。

この判決が認定した罪となるべき事実という部分を引用しますと、「選定したこと及び同工事の予定価格の目安を教示してもらったことの謝礼並びに今後にも有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与されるものであることの情を知りながら」というふうに判決書で認定されています。

さらに、事実認定の部分を見ますと、補足として説明されていますが、1つ、特徴は、「本体工事の設計業者から入手した情報に基づき、高富町の入札予定価格を推定し、それとの比較から、2億3,000万円で本体工事を入札しようと考えたが、本体工事の入札日

の前日ごろ、最終的に入札価格を2億4,000円とすることを会社として決定した」という認定です。

次に、2つ目として、「入札の前日か前々日の同月20日か21日ごろの朝、被告人宅に電話をかけ、——元町長のところですね——「うちの札値は2億3,000万円ですが、どうですか」と入札価格を伝えるとともに、高富町の入札予定価格の目安を確認し、被告人は、「そんなに低くない。1,000万円ぐらい上げた方がいい」などと答え、高富町の入札予定価格が2億4,000万円を上回ることを教示した」というふうに認定されています。

「本体工事の入札日である同月22日、入札の約30分前に、被告人は歩切りを97%、すなわち入札予定価格2億4,180万円を選択して、これを指示した。2億4,000万円で本体工事を落札した」というふうに、判決文にしっかり書かれています。これらから見て、この業者の入札予定価格に理由なく町長の一声でつり上げられた1,000万円というのは、明らかに町長の誘導に基づく旧高富町、現在の山県市の損害であります。ですから、市は当人に損害賠償請求をし、市に補てんさせるべきお金です。この損害を放置している山県市の現状は違法で許されないということで質問をいたします。

市長にお願いしますけれども、まず、山県市は、この判決文の内容を知って、市長は、この元町長によってつり上げられた1,000万円は市の損害だというふうに去年の10月ごろ考えなかったのでしょうか。

2つ目、この一般質問の通告を受けた今、どう考えているのでしょうか。

3つ目ですけど、地方自治法の242条の1項で、住民監査請求、住民訴訟という流れが定まっていますけれども、怠る事実というのが定められていて、この法令解釈、法文解釈として、今回の場合、入札額つり上げということなんですけれども、この損害賠償請求権、損害賠償を請求すること、これをしていない、行使していない状態について、山県市は、ここでいう怠る事実に該当するというふうに考えるんですが、市長はそう考えないのでしょうか。

4番として、この事件は一種の官製談合というべきです。住民訴訟のいろんな判例を調べますと、刑事事件で談合が認定されているというような証拠がある場合、談合の歴然とした証拠、事実認定があるから、住民側が勝訴するということがわかります。逆に、それら確定した証拠がないと、住民はほとんど負けているというふうです。ところで、住民訴訟、住民監査請求には、支出から1年というルールがあります。市の公金の支出から1年を過ぎたら、住民監査請求はできないというふうになっています。しかし、これが3年前に最高裁の3つの判決が出されて、ある場合には1年が適用されないというふうになりました。期間制限がないということが具体的に示されたわけです。この最高

裁判決の観点からしますと、山梨市の市民は、今の段階で、市長は元町長に速やかに損害賠償請求をせよと、そういう趣旨で住民監査請求をすると、1年は過ぎていますがけれども、適法な請求になるということに落ちつきます。結局、今回は談合ではないわけですが、刑事事件の判決文のとおり、贈収賄の一環として1,000万円のつり上げが事実認定されている以上、監査請求や住民訴訟と進んだ場合に、住民は業界の談合というふうにこれをとらえたら請求は認められませんが、元町長への損害賠償請求を求めるというふうに訴えますと、認められるということになります。

そこで、市長にお聞きしたいんですけども、損害賠償請求権の行使というのは、市民にはない、議会にもないんですね、山梨市長に固有のものなんですね。ですから、この怠る事実というものの、実は、これは来年の5月に時効になるわけですが、今、市長が直ちに1,000万円の損害賠償を請求すべきではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

以上、質問します。

- 議長（小森英明君） 市長。
- 市長（平野 元君） 寺町議員の入札額つり上げによる市の損害の回復を怠る事実についての質問ということでお答えいたします。

山梨市の損害かどうかということにつきまして、この判決書を入手してから内容を検討しております。この工事は、指名競争入札により請負業者を決定して、正式に請負契約を締結しております。このことは御存じだと思いますが、そこで、元町長の1,000万円ぐらい上げた方がいいという一言だけで、市に損害を与えたということを端的に言えるかどうかということも若干疑問があるかと思っております。なお、市が元町長の教示があったことを知ったのは判決後のことでございます。この工事を契約した行為は正当な事務であったと認識しております。

また、地方自治法第242条第1項で規定する怠る事実に該当するかどうかということにつきましては、さきに申し述べましたように、教示したことが直ちに損害とは言えず、元町長に対する損害賠償請求が可能であるか疑問な点もございますので、怠る事実に該当するとは現在では思っておりません。しかしながら、損害賠償請求をするべきではないかということについては、元町長が入札予定価格が2億4,000万円を上回ることを教示したと教示を受けた業者が他の指名業者に同金額以上で入札するよう根回しをしたということにより、契約額が高くなり、市にそういう損害を与えたという面も言えるかと思えます。市が業者と元町長の両者に共同不法行為による損害賠償請求をできるかどうか、現在、検討を重ねておるところでございます。

なお、市が損害賠償訴訟を提起することになれば、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いすることとなってまいります。

いずれにしましても、その辺のことを十分に検討いたしまして、今後の方針を決めてまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 市長、一言で答えられたんですが、要は、怠る事実該当するかどうか不明であるということで、最終的に、市が元町長と業者を共同不法行為によって訴えるかどうか、現在、検討中であるということは最後に結ばれました。私も、当然共同不法行為ということは考えたんですが、先ほど申し上げたように、これが談合ということの前提で、公正取引委員会、あるいは警察が摘発したということであれば、業者側の責任も問うことは容易なんですけれども、贈収賄が原因ということですので、これは、やはり損害の賠償は元町長に絞り込むのが一番わかりやすい形態ではないかということで、こういう質問をしているわけです。その点、改めて共同不法行為なのか単独なのか、お答えいただきたい。

それから、もう一点ですけども、先ほど読み上げた中で、本体工事の設計業者から入手した情報に基づき高富町の入札予定価格を推定したと。当然これは警察や検察がいろんな関係者を呼んで調べた結果、刑事事件で勝つために最も確かな証拠として出したものを裁判所が認めたわけですね。とすると、この設計業者からの情報というのが非常に大きなポイントになっている、この額の決定に関してですね。ここに、私は、非常に自治体としての責任と疑問を感じるわけです。ここの設計業者はこの議場でも取り上げられていましたけども、大建設という県内では非常に大手の設計会社です。ここからの情報をもらって、予定価格を算定していくというのが通常の業界だということがここでわかるわけですね。例えば合併後の高富小学校の14億、あるいは現在の二十数億の高富中学校の工事、設計は大建設なんですね。この受注の同じところに判決が出たということで、私は、市としては、こういった判決文を見た以上、この大建設だけじゃない、市の公共事業に関して、入札の参加業者と設計業者の、入札後は当然接触しなきゃいけないんですが、入札前は絶対接触してはいけないということを明確にうたうべきではないかということをこの判決から感じたんですが、市長としては、その点、いかがでしょうか。

以上、2点質問します。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

1点目の問題ですが、いろいろ問題点があるかと思っております。そういう意味で、ある程度慎重に時間もかけて、しっかりと精査をしまして、そういうことに踏み切ることになるかと思っておりますので、そういうふうな判断を持っておることをお伝えしたいと思います。

また、今の建設設計業者の件、これは当然そういうことがあってはならんということでございますが、これは設計業者と業者の間の問題かと思えます。その辺のことは、当然そんなことはあってはならんということでございますが、そういった面についても、どういった方法がとれるかということも、今後また検討課題になると思えますが、私はそういった問題がないと思っておりますし、今後もあってはならんというふうに思っております。そういった点につきましても、この入札制度というのは非常に難しい問題もございまして、そういった面全体を眺めながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 市長に改めてお尋ねをしますけれども、まず、最後の方の入札の設計業者との情報提供、これについて、事業者間のことだというのが1つ、それから、そういうことはないものと信じているということです。確かに、市長の信念からすれば絶対ないはずですが、現実には汚職はいつも起きている。この高富で十数年に3回もそういういろんな不正なことがあったわけです。ですから、私は、業者を指名したら、そのときの発注の仕様書なりに絶対設計業者と会ってはならないよということをうたえば済む、そのことを求めているわけです。それで、彼らには十分抑制がかかります。そういうふうに仕様書に1行書く、それについていかがでしょうか。

もう一点ですが、先ほど下水道のことで部長にお聞きしましたけれども、浄化センターは、部長は今後まだ検討するということですが、私は、市長には、市全般の公共事業の発注に関して、契約のときに損害賠償の条項を盛り込む、さらに、そこには加算金も事情によってはあり得るということを加えてはどうかと思えます。

先ほど水道部長は、住民訴訟の判決は5%から7%の判決ということを言われましたが、確かに過去そういう時代がありましたが、最近、判決で15%も出るようになったという流れもありますので、その点、山県市も十分考えていただきたい。

以上、2点についてどうでしょうか。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

まず、１点目の設計業者と業者の関係、そういった面には、私、先ほど答弁したとおりでございますが、そういった業者に対して、そういった指導ができるかということを含めて検討していきたいと思ひますし、そんなことは、できれば、そうやって積極的にそういうのは盛り込んでいきたいと思ひております。

それから、また、今、下水道の関係の10%がいいのか7%かという話ですけれども、この辺も下水道事業団でいろいろ進めておると思ひますけれども、20%がいいのか15%とか、いろいろ段階があろうかと思ひますが、その辺についても、市が損害をこうむることのないように十分配慮したパーセントにしていきたいというふうに思ひております。

以上、答弁を終わります。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。次の質問に移ってください。

○13番（寺町知正君） 今の市長の先ほどの再質問の答へで、共同不法行為について前向きに考えておられるニュアンスを受けとめましたので、ぜひ期待したいと思ひております。

次に、3番ですけれども、指定管理者ということ、各自治体で今いろんな議論がわいています。これについて、山県市の方針をお尋ねします。これは部の次長ということで、和田さんをお願いしますけど。

公共施設の管理は、これまでは公共団体や公的な団体が2分の1以上を出資する法人に限定されておりました。しかし、2003年9月に施行された地方自治法によって、管理委託制度を廃止し、自治体が指定する機関に管理を代行させる制度、これを指定管理者制度ということですが、これに移行させるということになりました。その期限が来年の9月というふうになっています。現在、直営している施設や新たににつくった施設について指定管理者制度で管理代行させる場合はこの期限がない、その時点で条例化すればよいというふうになります。

いずれにしても、外部に出す場合は条令を制定し、議会の議決を経て、民間会社を含む指定管理者から選定するということになります。山県市は自治体合併で議員を大幅に減らしました。他方で、議会にも市民にも、市は職員が多過ぎるという声が強くあります。指定管理者の制度は、自治体の規模や状況によって、その評価が変わるものです。こんなに職員が多いと言われている山県市の状況で、外部に管理を委託するというのは筋違いだと私は考えますので質問するわけです。

まず、指定管理者制度と市の認識についてですが、この制度を市はどのようにとらえ

ているのでしょうか。

次に、この制度を導入したときに、今と同じ相手なら変わらないわけですけど、全て直営としたときと比べて、市が考えるメリット、デメリット、これはどのようでしょうか。

それから、この対象となる施設のおおよその概要とか数、これは簡潔に言ってどのようでしょうか。そして、その委託の状況、どこに委託しているかということです。

それから、制度を導入するとしたら、市が想定する今後の方針やスケジュール、これはどのようでしょうか。

2番目として、指定管理者制度の欠陥ということで質問しますけれども、私はいろいろな問題点があると思っています。この制度で、施設の運営の利用者、住民の参加と改善の手続というのが法的には何も保障されていないわけですね。市は、この点、仮に導入するなら、どのように考えるかということです。

それから、住民監査請求を含めたチェックの保障というのもないという指摘があります。どう解決するのでしょうか。

さらに、指定管理者がいろんな市民の個人情報を得るわけですけど、これの保護について制度がないという指摘があります。もし委託をするなら、委託先を市の条例の対象の機関にする、あるいは市の条例と同等の保護制度を義務づける、これが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、現在の市の情報公開条例の対象とはならないと考えられますけれども、もし委託をするなら、条例の対象とする、あるいは同等の公開制度を義務づける、このようにすべきではないでしょうか。

また、指定管理者について、市はお金の出し入れの監査はできるんですが、業務そのものについては監査の対象にならないというふうに解釈されているんですね。これでは、適正、公平な運営の適格なチェックはできないと心配します。細部の運営や経理まで監査対象と明記すべきではないでしょうか。

それから、例えば土地開発公社は議会に報告が義務づけられています。しかし、指定管理者には、毎年の事業報告書の提出が、これは市長には義務づけられていますけど、議会への報告義務はないわけですね。これは議会に対する報告も義務づけるべきではないかということです。

それから、この管理者やその経営者、関係者には、自治法でいう兼業禁止規定が適用されないわけですね。市長や議員、その親族が経営する事業者が認定される可能性はあるわけです。ですから、不正や腐敗、そういった危惧がありますので、条例で兼業禁止

を明文化するべきではないかということです。

それから、3つ目として、市の職員の数の実態評価ということの関係で質問いたしますけれども、この導入問題を考えたときに、市民は市の職員が多過ぎるというふうに考えている。これについて、市はどのように答えるのでしょうか。同じく議会の中でも市の職員が多いという声があるわけですが、これについてどう考えるのかということです。

それから、他の自治体が導入したからうちもという性質じゃないわけですが、合併直後の山県市というのは、直に職員が運営するということはともかく、指定管理者制度は必要ないのではないかと考えるんですが、市はどうなんでしょうか。

以上、次長にお尋ねします。

- 議長（小森英明君） 和田総務部次長兼企画部次長。
- 総務部次長兼企画部次長（和田真吾君） 指定管理者制度に関して、3つの観点からお尋ねがありましたので、順次お答えいたします。

まず、指定管理者制度に対する本市の認識についてお答えいたします。

平成15年に地方自治法が改正され、この制度が導入された目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの節減を図るためと言われておりますので、山県市においても、その導入の是非については十分検討に値する制度だと考えております。この制度のメリットを一般論で申し上げれば、民間の能力を活用することによる住民サービスの向上や経費の節減等が期待できることでございます。

一方、デメリットといたしますか、危惧される事項といたしましては、指定管理者による不適正な運営管理が安定してくると、将来的には、行政におけるチェック能力が薄れるのではないかという点。指定管理者がその地位を返上したり、放棄した場合に、市民サービスが一時的に低下するのではないかといった点などが挙げられます。

ただし、今申し上げたのは一般論でありまして、それぞれ施設ごとに、メリット、デメリットが検討されるべきものと考えます。

対象となる施設の数でございますが、カウントの仕方にもよりますが、公民館等の社会教育施設、香里会館等の商工施設、保育所等の社会福祉施設、有線テレビ、水道、下水道等、大まかに言って、現時点でおおよそ180施設ぐらいに上るのではないかと考えております。

このうち、改正前の地方自治法に規定されております管理委託制度に当たるものとしたしましては、美山と伊自良の老人福祉センターが市の社会福祉協議会に委託されていると、このように考えております。

想定スケジュールといいますが、見通してございますが、当面、現在、管理委託制度を活用している施設に限りますと、来年の9月までには指定管理者とするのか、いわゆる市直営にするのか、選択して実施しなければなりません。仮に指定管理者とする場合、定例会で考えますと、遅くとも来年の6月議会で指定の議決をいただかねばならぬこととなりますので、指定の手續等を定める条例の制定は来年の3月議会までには提案と、こういうことになるということが言えようかと考えます。

次に、指定管理者制度の欠陥について、質問、御提案をいただきました。

何分、本市におきましては、何らかの施設につきまして、指定管理者制度の導入を決定して事務を進めているわけではございません。御指摘いただきました住民参加の関係、住民チェックの関係、個人情報保護や情報公開の関係、議会への報告の関係や兼業禁止の関係につきましては、今後検討していきたいと考えております。

ただ、住民監査請求につきましては、寺町議員と同種の質問に対する国会総務委員会における総務省自治行政局長の答弁によりますれば、「公の施設の管理が違法、または不当と認められるときは住民監査請求を行うことができ、市から指定管理者への委託料などの公金の支出については、住民監査請求を行うことができると考えられる」ということでございます。

最後に、市の職員数との関係等についてお答えいたします。

本市の行政改革大綱の基本目標の定員管理におきましては、業務の委託を推進することにより、定員の削減を図るとなっております。指定管理者制度の導入により、その分、職員数の削減が可能になる、あるいは今後の権限委譲等による新規事務に振り向けれるといったことは言えようかと考えます。

なお、多いと言われている職員の仕事を減らさないために指定管理者制度を導入すべきではないと、こういう議論があるとしたら、それはどうかと考えます。

また、職員数が多過ぎることですが、本市におきましては、昨年策定し公表しました行政改革大綱及び実施計画に基づき、職員数の削減に鋭意努めておりまして、平成15年4月1日では432人であったのに対し、平成17年4月には411人となりまして、2年間で21人が減少しております。今後も適正な定員管理に努めていく所存でございます。

最後に、指定管理者制度につきましては、さきの申し上げたとおり、その制度の趣旨から、本市においても検討に値する制度であると考えております。現時点では、検討が著についた段階であります。具体的な検討につきましては、今後それぞれ施設の所管部局を中心に行っていくこととなりますので、御理解をお願いして答弁とさせていただきます。

ます。

- 議長（小森英明君） 以上で、寺町知正君の一般質問を終わります。

-
- 議長（小森英明君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りします。

22日に予定しておりました一般質問は、本日ですべて終了いたしましたので、22日は休会といたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。したがって、22日は休会とすることに決定いたしました。

なお、23日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。長時間、大変御苦労さまでした。

午後 2 時20分散会

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 4 号 6 月 2 3 日 (水曜日)

○ 議事日程 第 4 号 平成 17 年 6 月 23 日

日程第 1 常任委員会委員長報告

- 議第 55 号 平成 17 年度山県市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 56 号 平成 17 年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 57 号 平成 17 年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 58 号 平成 17 年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 59 号 平成 17 年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 2 委員長報告に対する質疑

- 議第 55 号 平成 17 年度山県市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 56 号 平成 17 年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 57 号 平成 17 年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 58 号 平成 17 年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 59 号 平成 17 年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 3 討 論

- 発議第 2 号 山県市議会会議規則について
- 議第 49 号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第 50 号 山県市児童福祉審議会条例について
- 議第 51 号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第 52 号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第 53 号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 54 号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 議第 55 号 平成 17 年度山県市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 56 号 平成 17 年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 57 号 平成 17 年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 58 号 平成 17 年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 59 号 平成 17 年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 4 採 決

- 発議第 2 号 山県市議会会議規則について
- 議第49号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第50号 山県市児童福祉審議会条例について
- 議第51号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第53号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議第56号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第57号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議第58号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第59号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 発議第 3 号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について

日程第 6 質 疑

- 発議第 3 号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について

日程第 7 討 論

- 発議第 3 号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について

日程第 8 採 決

- 発議第 3 号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について

日程第 9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

日程第10 質 疑

- 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

日程第11 委員会閉会中の継続審査について

- 議会運営委員会
- 産業建設常任委員会
- 文教厚生常任委員会
- 環境保全対策特別委員会
- 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 常任委員会委員長報告

- 議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第56号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第57号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第58号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第59号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 2 委員長報告に対する質疑

- 議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第56号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第57号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第58号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第59号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 3 討 論

- 発議第 2 号 山県市議会会議規則について
- 議第49号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第50号 山県市児童福祉審議会条例について
- 議第51号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第53号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第56号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第57号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第58号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第59号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 4 採 決

- 発議第 2 号 山県市議会会議規則について
- 議第49号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第50号 山県市児童福祉審議会条例について

- 議第51号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第53号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第56号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第57号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第58号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第59号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 発議第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について
- 日程第6 質 疑
 発議第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について
- 日程第7 討 論
 発議第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について
- 日程第8 採 決
 発議第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について
- 日程第9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第10 質 疑
 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第11 委員会閉会中の継続審査について
 議会運営委員会
 産業建設常任委員会
 文教厚生常任委員会
 環境保全対策特別委員会
 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

○出席議員（22名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 吉田茂広君 | 2番 | 尾関律子君 |
| 3番 | 横山哲夫君 | 4番 | 宮田軍作君 |
| 5番 | 田垣隆司君 | 6番 | 村瀬隆彦君 |

7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林囀之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	舩戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部長	土井誠司君
産業経済部長	松影康司君	基盤整備部長	長野昌秋君
水道部長	梅田修一君	消防長	高橋信夫君
教育次長	室戸弘全君	総務部次長兼企画部次長	和田真吾君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林宏優	書記	棚橋和良
書記	堀達也		

午前10時00分開議

- 議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議長（小森英明君） 日程第1、常任委員長報告の件を議題といたします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 村瀬伊織君。

- 総務常任委員会委員長（村瀬伊織君） お許しをいただきましたので、総務委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月15日午前10時より、審査を付託されました案件等について委員会を開催いたしました。出席者は、委員8名のうち委員1人が欠席、執行者より所管する部長、課長の出席を求めました。

最初に、審査を付託されました議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）の総務関係及び議第59号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）について、委員に質疑を求め、その後、採決の結果、2議案とも原案どおり可決すべきと決定をいたしました。

続いて、2件の意見書について調査をいたしました。

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書につきましては、地方六団体の提案を踏まえ、真の三位一体改革の早期実現を図るため、意見書を提出することにいたしました。

もう一方の地方議会制度の充実強化に関する意見書につきましては、その内容を十分検討する部分があることから、今回は提出は行わず、引き続き論点について精査をしていくことになりました。

以上、総務委員会の審査及び調査報告といたします。

- 議長（小森英明君） 続きまして、産業建設委員長 藤垣邦成君。
- 産業建設常任委員会委員長（藤垣邦成君） 産業建設委員会より委員長報告をいたします。

去る6月16日午前10時より委員会を開催いたしました。出席委員は欠員なし、執行部より所管部長3名、課長8名の出席を求め、会議は、審議事項を、付託案件4議案、所管事務調査について、その他を含め3案を議題として審議いたしましたところでございます。

付託4案件を一括議題とし、質疑、討論、採決をいたしました。質疑は、平成17年度

山口市一般会計補正予算、産業建設関係について、道路新設改良、財産、公有財産の購入費、道路改良工事など、計画性、目的、効果など踏み込んだ質疑応答をいたしたところでございます。議第56号、57号、58号につきましては、質疑は特にありませんので、討論を省略し、採決の結果は、付託案件4議案すべて原案のとおり可決すべしと決しましたので、報告いたします。なお、すべて全会一致の議決を添付いたします。

所管事務調査については、日時、行き先、目的など、委員の合意を確認いたしましたので、本議会に閉会中の継続審査の申し出をいたすところでございます。

その他の議題では、所管業務の進捗状況など、質疑、発言が多々ありました後に、所管部長より、貴重な御意見もいただきました。今後、行政運営の参考にさせていただきますとの発言をいただき、会議を閉じ、委員会を終了したところでございます。

以上でございます。

- 議長（小森英明君） 続きまして、文教厚生委員会委員長 横山善道君。
- 文教厚生常任委員会委員長（横山善道君） 文教厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月17日午前10時より、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。執行者側からは、所管する部長、課長の出席を求めました。

最初に、審査を付託されました議第55号 平成17年度山口市一般会計補正予算（第1号）の文教厚生関係について、委員に質疑を求め、児童福祉審議会、桜尾保育園の駐車場、税条例改正による影響などについての質疑応答の後、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきと決定をいたしました。

続いて、閉会中の継続審査において、委員の派遣について審議をいたしました。研修日程や場所、目的について説明後、委員会として、所管事務調査が必要であることから、委員を派遣することに決定しましたので、本議会に閉会中の継続審査について申し出をいたします。

その他としまして、民俗資料の活用方法についての質問があり、所管部署より説明をいただきました。

以上、文教厚生委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議長（小森英明君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

- 議長（小森英明君） 日程第3、討論。

ただいまから、発議第2号及び議第49号から議第59号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 私は、発議第2号、市議会の会議規則の全面改正について及び議第49号、山県市税条例の一部改正について、議第50号、山県市児童福祉審議会条例の制定について、そして議第52号、消防団公務災害補償条例一部改正について、さらに議第55号、一般会計補正予算（第1号）について、反対の討論をいたします。

発議第2号、会議規則の改正につきましては、第79条について、会議録の配付の条項ですけれども、現在、実際には、印刷された会議録が、市民の利用しやすい配付先として、各支所、図書館、各中央公民館図書室に配付をされておりますけれども、それが明記されておらず、79条の文案は議長裁量のための条文になっているわけであります。これは、議長裁量任せという条文では、私は賛成することができません。

また、第132条、これは請願書の記載事項等という条項ですけれども、これにつきましては請願者の押印が必要になっております。岐阜県議会の請願規定を調べてみますと、請願者が署名または記名、押印というふうになっておりまして、具体的に明確にわかりやすく、また請願者にとって便利になっているわけであります。署名の場合には押印が不要とするのがよいのではないかということで、押印を必要としております原案に賛成できません。

議第49号の山県市税条例の一部改正についてですが、OECD、経済協力開発機構、これは先進資本主義国の加盟27カ国ということですが、こちらの方では貧困率というデータを出しているということですが、このデータの基準になる金額、2002年のOECDのデータによる発表によりますと、日本の場合には、年収238万円以下で生活している層を貧困層というふうに挙げております。これまで、65歳以上のいわゆる200万円相当の収入以下の人たちに対して、65歳以上のこの層を支えていた非課税措置を外すということがどういう意味を持つのかということを考えますときに、非常に道理のな

いものだということを、このOECDの最近の発表も示しているわけであります。

今回の案は、市民税の課税だけで済む問題ではなく、低所得だからということで必要だということで、これまで各種制度の減額、免除の範囲として位置づけられていたわけですが、市民税非課税の65歳以上のこの層が排除されるということになるわけでありまして、介護保険料につきましては極めて負担も大きくなります。1段階または2段階、保険料の負担が上がってくるということで、その率というのは25%または50%という値上げになるわけであります。大変な額であります。

また、医療費の高額療養費につきましては、この市民税非課税のところは排除されますと、一気に3万6,900円もの負担がかかってくるということになります。また、高額介護サービスにつきましては、現行の制度が続けられた場合ということなんですけれども、毎月1万2,600万円も負担がふえるということになりまして、そのほか、いろいろ市の福祉制度にも及ぶという、大変な負担を低所得の方に押しつけるというやり方であります。

こうした問題について、現在市は検討を始めているところですが、そうした手だてについてどうするのかということが全く明確でない状況なのに、こういうことを先に条例改正をしてしまうということについては、市の政治としてはとても冷たいやり方だというふうに言わなければなりません。よって、この市税条例の一部改正案について反対いたします。

また、議第50号の山県市児童福祉審議会条例の制定についてですが、この審議会を制定するに当たって、まず検討される事項というのが保育料の適正化という問題だということが明らかになってきているわけであります。現在でも保育料は全く安いとは言えず、引き上げをするという方向での適正化というふうにしか私は考えられないわけですが、そうしたことは、若い子育て世代の生活を直撃するという方向につながってまいります。少子化対策に反する、このような保育料引き上げ検討を含む審議会の制定は認められません。

第52号の消防団公務災害補償条例一部改正についてですが、内容を調べますと、人指し指、四肢の等級が引き下げということになっております。そのことによって、補償額というのが何十倍も変わってくる、倍率が何十倍も変わってくるという内容になっておりまして、現在、最近はこのような指を切断したりとかというようなことはなかったということですが、実際そのような状況になった場合には、やはり不利益をこうむるということになりますので、賛成できません。

議第55号、一般会計の補正1号につきましては、議第50号の山県市児童福祉審議会条例の制定についてと同様の理由によりまして、委員の報酬が予算化をされております。

反対いたします。

以上です。

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） ほかに討論はありませんか。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、発議第2号及び議第49号、それから55号に反対の立場で討論をいたします。

まず、発議第2号、市議会の会議規則についてですけれども、議会に提案権のある会議規則について、今回は合併前の町村の準則から市議会の準則に変えようという趣旨です。会議規則というのは、一たん決めたら10年、20年変わらないというのが普通です。で、非常に重要だと考えます。私は、議会の一番の本意、真の意義というのは、活発な議論と透明性の確保にあると、そういうふうに考えています。それを担保するのが会議規則であるということは明らかであります。

今回提案の規則案の問題点というのは、私は6月14日のこの議場での質疑で申し上げましたので、ここでは触れません。基本線としては、新しい市にふさわしい規則になっているかという、私はそうは認められないというふうに考えます。例えば、議会改革特別委員会などをつくって各種検討をし、見直しをして、その総まとめとして会議規則あるいは委員会条例が改正される、そういうふうな形であるべきだと。そういった意味で、検討が不十分でありますので、反対いたします。

次に、議第49号 山県市税条例の一部を改正する条例についてですけれども、これは国の法律改正に伴って改正するということであります。その要点というのは、山県市の全人口3万1,000人余りのうちの65歳以上の方、およそ6,650人と答弁されましたが、そのうち、もしこの条例が改正されたら、新たな課税対象となる方は約750人というような状況であります。その対象の方に想定される課税額のおおよその額、つまり市の税収の増額という部分は、経過措置がある2006年、平成18年が330万円、次の年が660万円、そして正規の状態になる3年後、2008年、平成19年は1,000万円という答弁がされております。ということで、市に1,000万円の増収がある、それに対して市民の方にどういう影響が出るか、この検討と比較考量が必要だということで考えます。

まず、1つですけれども、昨年の税法改正で高齢者控除がなくなり、公的年金等控除も削除されております。ということで、所得金額で125万円以下ということは、非課税のラインというのは公的年金の収入だけ、その収入で見ますと212万円がそのラインになる

という高い額であります。そのように答弁もされています。また、新たに課税対象となる夫婦のみの世帯では、県民税は含みますけれども、4,000円から2万5,600円の増税、単身の世帯では4,000円から4万1,700円の増税になると、これも答弁でそうだというふうに答えられております。

また、介護保険料、国民健康保険料、医療費の負担限度額、その他障害者の福祉サービス等の利用者負担金、公営住宅の家賃、そして市の有線テレビの関係、これらにも影響を与えるか与えないかという質問に対しては、今回の改正によって、税金が関係するものはすべてに影響を与えるというふうに答弁をされております。この影響というのは、高齢者の負担が軽くなるのではなく、重くなるという影響であるということは明らかです。

次に、市が独自に条例の適用を変更することはできないのかということについては、法律改正だからできないという答弁でありました。もしそうだとしたら、私は、条例にある免除規定を適用するという積極的な措置、あるいは先ほど申し上げた介護保険あるいはテレビの条例など、こういった関係まで含めて、市長の裁量で免除は十分にできるわけですね。そういった政策判断を明確に示した上で、いわば高齢者の方に余分な負担をかけずにということと一緒に示しながら提案をされる、そうであれば私は賛成してもいいというふうに考えます。しかし、現状、そういった検討も示されていないし、市長からも何らその意向がないというきょうの段階では、私としては、市がたった1,000万円の税収を上げるために750の方に非常に大きな負担を強いる、こういった改正というのはとても認められない。そういったことで、到底賛成できないというふうに考え、反対いたします。

もう一点ですけれども、一般会計の補正予算、議第55号、この中で、消防の関係の訓練用地を取得するという議案、土地の購入費6,627万3,000円、面積が1,214平米、これは坪当たり18万円となる、こういった予算案であります。

まず、1つの問題は、議会軽視であるということについてです。市長は、ここの議場で、ことしの4月28日に土地開発公社に用地の先行取得を委託契約した、そして公社は6月10日に地権者に代金を支払ったというふうに説明されています。ことし3月の当初予算に、公社の先行取得の債務保証もしくは債務負担行為としての議案を上げなかった理由として、市長は、用地交渉がすんなりいかなかった、それから当初予算に計上している時間がなかったというふうに答弁をされました。しかし、4月26日には臨時議会が開催されております。その直後の4月28日に委託契約した、これは明らかに議会軽視であります。さらに、6月議会が6月6日に開会しておりますが、市道分を含めれば、こ

の土地については8,000万円を超える取得であります。議会の議論も待たずに、開会直後の6月10日に公社が地権者に代金を払ったということは、議会の開会を意図的に無視している、これは明らかであって、余りにもひどいと。議会としても、払った以上後戻りできないという状況に追い込まれて審議を求められている、そういった状況であります。こういった山県市の行政の状況というのは強い批判に値すると私は言わざるを得ないと感じました。これは本当に脱法行為に近い、そう考えております。

それから、次に、この土地の価格が極めて高いということを指摘いたします。議案の価格は坪18万円になります。民間の取引について、不動産関係の方に伺いましたら、このあたりの県道沿いの土地で大体上限は12万円程度だ、これが民間の現在の相場だということです。他方で、今回、山県市は、市長の答えでは、専門家による土地の鑑定も出していないということですね。その状況の中で、坪18万円を独自の判断で決定したということであります。客観的な根拠は全くないわけですね。それから、地権者に対しては、税の免除というのは5,000万円の控除が適用されると。どれをとっても、非常に見逃しがたい、著しい異常な状態であると私は感じております。

それから、消防署員の訓練という目的についてですけれども、市長は、土地取得の必要性があるときは、ある程度高くても仕方がない、そういったこともあると答弁されました。私も、それは否定しません。しかし、今回の場合は、議案のこの場所でなければならないという必然性は全くない。それは、消防という業務の特殊性からして、練習場は消防の本庁に連担している、くっついている、これが一番いいというのは明らかですね。しかし、今回の予定地は100メートル以上離れています。しかも、消防署と今回の土地の間には、40秒待ちの国道の4車線の信号があるということですね。本来業務に必要が出るというのは明かです。

それから、こういった私の指摘に対しては、練習は基本的には非番の職員がする、だから支障はないんだという答えも返ってきました。もし距離が離れて信号があることなどを考えても支障がないということであるなら、あえてこのように坪18万円という非常に高いところ、こんな土地に訓練用地を選定する必要はなく、もっと離れた別の安い土地を探せば十分訓練目的は達せられます。そういう意味で合理性はありません。そういったように、この土地でなければならない必然性は全くないということで、結局は取得の必要性はないと判断いたします。

そして、消防に訓練場が必要だということが一番の前提とも言われていますが、消防署に連担する周辺の土地を交渉したかということについては、折り合いがつかないという説明がありました。市長が、必要性があるなら高くても取得しなければならないと、

もしそういった観点に立つなら、あくまでも消防署に連担した、つながったところで探すべきであって、それ以外を求めてはいけなと、これは明らかなんですね。今回の取得によって、消防署に訓練地が離れてできたとなれば、今後、消防署は、連担したところにいるいろいろな訓練用の土地を探すということについては、もう既にあそこがあるじゃないかということが言われるのは明白であります。結果、消防署としては、広い一団の土地を取得するということが必要さが減る大きなマイナスだと言わざるを得ない。そういった意味でも、私は、消防、ひいては山県市にとって、今回の取得はマイナスでしかあり得ないというふうに考えます。

結局、今回の消防の訓練地という名目で取得する土地というのは、市にとって緊急性、必要のない土地を、市道の用地との関係の中で、抱き合わせで購入するだけだと判断せざるを得ない。経済性、効率性の観点からしても、使い道、そして政策判断としても、私は許されないというふうに判断いたしました。ということで、この消防の土地の関係ということで補正予算に反対いたします。

以上です。

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

- 議長（小森英明君） 日程第4、採決。

ただいまから、発議第2号及び議第49号から議第59号までの採決を行います。

発議第2号 山県市議会会議規則について。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第49号 山県市税条例の一部を改正する条例について。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第50号 山県市児童福祉審議会条例について。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第51号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第52号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第53号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第54号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第55号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第1号）。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第56号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第57号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第58号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第59号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５ 発議第３号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について

- 議長（小森英明君） 日程第５、発議第３号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についてを議題とします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

- 議長（小森英明君） 提案者であります村瀬伊織君に提案説明を求めます。
- ２０番（村瀬伊織君） お許しをいただきましたので、地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提案説明をいたします。

さきに全国議長会での決議もございますので、原文のままを提案説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

地方六団体は、基本方針2004年に基づく政府からの要請により、昨年８月に、地方分権の理念に沿った三位一体改革を実現すべく、地方六団体の総意とし、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の三位一体改革についての政府・与党の合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含めおおむね３兆円とし、その約８割を明示したものの、残りの約２割については平成17年度中に検討を行い結論を得るとし、多くの課題が先送りされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成５年の衆参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会議決を初め、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の三位一体改革の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものであります。

- １ 地方六団体の改革を踏まえたおおむね３兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- ２ 生活保護負担金及び義務教育国庫負担金の個別事項の最終的な取り扱いは、国と地方の協議の場において協議、決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対に認められないこと。
- ３ 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実現すること。

４．地方六団体の改革案を示した平成19年度から21年度までの第２期改革案について、政府の方針を早期に明示すること。

５．地方交付税制度については、基本方針2004年及び政府・与党合意に基づき、地方公共団体の財政運営に支障を生じないように、法定率分の引き上げを含み、地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実化すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成17年 6 月23日

岐阜県山県市議会

提出先

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

参議院議長 扇 千 景 殿

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

内閣官房長官 細 田 博 之 殿

郵政民営化・
経済財政担当大臣 竹 中 平 蔵 殿

総 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿

財 務 大 臣 谷 垣 禎 一 殿

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小森英明君） 御苦労さまでした。提案者の説明が終わりました。

日程第 6 質疑

○議長（小森英明君） 日程第 6、質疑。

ただいまから、発議第 3 号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

中田静枝君。

○ 1 5 番（中田静枝君） この意見書案ですけれども、地方六団体改革案の早期実現ということを求めていますけれども、この地方六団体改革案そのものについては、全部の地方団体、関係団体、知事などが一致しているというふうな情報には私はまだ触れていないわけであります。真の地方分権のための改革ということは、私は必要だというふうには思うわけですが、この地方六団体の改革案の中身にはいろいろ問題がありますので……。先ほど申し上げましたように、関係団体、知事などが、この地方六団体の

改革案というものにはまだ一致を見ていないと。全部一致しているというような報道には私は触れていないのですが、その辺はいかがなんでしょうか。

- 議長（小森英明君） 村瀬伊織君。
- 20番（村瀬伊織君） この改革案につきましては、全国いろいろ、知事等々もですが、各地方の特色を生かした財政運営ができてくるというようなこともありますので、細部にわたって、今質問された中で、何が改革案の中で盛り込まれていないと言われるのか私にはわかりませんが、いずれにいたしましても、この改革案に沿って地方に財源を移譲されるということが地方にとっては大変メリットがあるということで、これは議長会等でも一応決議をされたようなことでありますので、これはいい改革でありますので、早期実現をしたいということで意見書を提出したわけです。
- 議長（小森英明君） 中田静枝君。
- 15番（中田静枝君） そうしたら、提案者に御質問しますけれども、全国の市議会議長会ですか、そこでも決議をされたというふうなことを先ほど提案のときにおっしゃいましたけれども、その採決の状況というのはどんな様子だったんでしょうか。
- 議長（小森英明君） 村瀬伊織君。
- 20番（村瀬伊織君） 状況につきましては、出席をしておりませんのでわかりません。
- 議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、発議第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についての質疑を終結いたします。

日程第7 討論

- 議長（小森英明君） 日程第7、討論。

ただいまから、発議第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についての討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

中田静枝君。
- 15番（中田静枝君） この地方六団体改革案の早期実現に関する意見書案なんですけれども、真の地方分権改革とは言えない状況にあるというふうはこの文面の中にもありますけれども、真の地方分権の改革については私も必要だと思いますけれども、この地方六団体の改革案というものの中身については、全国的にもいろいろ議論があるところでもあります。

具体的に、特に私が感じますのは、第２項のところにあります生活保護費の負担金の問題及び義務教育費国庫負担金等の問題というようなことについて、第２項ではこのような表記になっておりますけれども、もちろん、生活保護や義務教育について国が責任を果たすために、国庫負担というのを堅持するということが必要なわけでありまして、地方六団体の改革案の中身を読みますと、義務教育費の国庫負担金というのは廃止をしていくという中身になっているわけでありまして、それは教育の機会均等、この大原則を壊していく、とんでもない案が含まれているというふうに私は思います。ですから、この意見書案のとおり案には、私は賛成することはできません。

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第８ 採決

- 議長（小森英明君） 日程第８、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第３号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９ 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

- 議長（小森英明君） 日程第９、議会運営委員会・特別委員会中間報告についてを議題といたします。

議会運営委員会、環境保全対策特別委員会、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に付託中の案件について、中間報告をしたいとの申し出がありますので、お諮りいた

します。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から報告を受けることに決定いたしました。

初めに、議会運営委員会委員長の発言を許します。

議会運営委員長 村橋安治君。

- 議会運営委員会委員長（村橋安治君） 議長の発言の許可をいただきましたので、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、平成17年5月30日、委員5名と助役、総務部長、企画部長の出席を求めまして、委員会を開催いたしました。

審議事項につきましては、平成17年度第2回定例会提出予定議案の審議をいたしました。内容におきましては、報告案件2件、同意案件2件、議員提案1件、条例案件6件、予算案件5件、意見書2件でありました。

議員提案は議会運営委員会より提案をし、また予算案件につきましては所管の常任委員会に付託をして審議をしていただく、そして意見書2件は総務常任委員に審議をしていただくことといたしました。

なお、第2回定例会より、一般質問の時間は、6月2日の全員協議会です了承をいただきましたとおり45分と決定いたしました。今定例会の一般質問におきましても45分ということでさせていただいたということで、以上、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。議会運営委員長の間接報告が終わりました。

次に、環境保全対策特別委員長の発言を許します。

環境保全対策特別委員長 大西克巳君。

- 環境保全対策特別委員会委員長（大西克巳君） 御指名を受けましたので、環境保全対策特別委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、去る4月26日午後2時10分より、全員協議会室において、委員11名、市長、市民部長、産業経済部長、環境衛生課長、農林水産課長、クリーンセンター所長の出席のもとに、付託案件の審議をいたしました。

まず、市長より、山県市ごみ処理施設整備事業計画概要についての案件説明のあいさつがありました。その後、市民部長から、山県市単独の施設整備について、建設工事及び建設工事前の各事務手続についてのスケジュール案、ごみ焼却施設の処理規模、ごみ処理施設の建設用地について、山県市クリーンセンター内の平面図により詳細に説明が

あり、施設建設に伴う地元住民の同意の対応、環境影響調査及び最終処分場の延命対策についても説明を受けました。委員からは、施設建設に向けての日程、地元住民に対する説明、工事スケジュールの内容についての質問がありました。

山県市のごみ処理施設は、早急に建設の対応が重要でございますので、委員会といたしましては、ごみ処理、畜産公害等、環境保全対策の引き続き調査研究が必要であります。今後の継続審査をすることを希望し、委員長報告にかえます。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。環境保全対策特別委員長の中間報告が終わりました。

次に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長の発言を許します。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長 藤根圓六君。

- 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（藤根圓六君） ただいま議長の許可をいただきましたので、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会報告を行います。

去る5月23日、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員9名、所管の長野基盤整備部長、林議会事務局長、神原都市計画課長、服部建設課長、棚橋議会事務局総務課長、高瀬建設課長補佐の計15名により、国道256号経由で国道418号の視察調査を行いました。市役所を午後1時に出発、国道418号の中洞工区、主要地方道岐阜美山線平地区工区、国道418号未施工箇所徳永から塩後間、塩後から本巣市奥谷間の未施工箇所と国道157号日当大橋を視察調査して、午後4時半に市役所に帰着の日程でした。

以下、それぞれの現在の進捗状況を報告します。256号交差点改良については、5月11日丈量測量の入札を終え、本年度完了を目指しています。東海環状については、美濃関ジャンクションから西関インターまで工事が始まりました。今後、近い時期に山県市内においても説明会に入ってもらえるよう要望しています。418号については、山県市内延長17.3キロメートル、うち改良済みが延長9.5キロメートル、未改良区間が7.8キロメートルの改良率45%、中洞工区3カ所の工事1,020メートル工事のうち650メートル今年度開通の予定です。

なお、視察後の委員会の質疑において、道づくり住民会議の内容と経緯についての質問がありました。これは、住民提案型の道づくりを考えるということで、旧美山の谷合、葛原、田栗地区の住民の代表にルートを考えてもらい、県の建設事務所には提案済みであるということでした。このルートについては、現在非常に厳しい財政事情により、中洞工区の進捗状況を見ていて要望していくということでした。

本委員会は、山県市の現況と少子高齢化の進む周辺地域のためにも、東海環状及び幹線道路整備促進に向かって今後も積極的に調査研究を行い、適切な事業推進を図る必要

があり、付託案件について継続審査をすることを議会に申し出ることを決定しました。

以上をもって本委員会の報告とします。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長の中間報告が終わりました。

日程第10 質疑

- 議長（小森英明君） 日程第10、質疑。

議会運営委員会委員長、特別委員会委員長報告についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時30分まで休憩します。

午前10時56分休憩

午前11時38分再開

- 議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11 委員会閉会中の継続審査について

- 議長（小森英明君） 日程第11、委員会閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

文教厚生常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

環境保全対策特別委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-
- 議長（小森英明君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

会期中の皆様方の格別の御協力に対し、心から感謝申し上げます。提案されました全議案につきまして、慎重御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成17年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労
さまでございました。

午前11時41分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 小 森 英 明

9 番 議 員 影 山 春 男

18 番 議 員 藤 垣 邦 成